

# 新版式内社巡拝報告

岡山県(備中国)編

令和六年皇學館大学「式内社研究部会」

## 新版式内社巡拝報告

皇學館大学と國學院大學中心に編纂された「式内社調査報告」も既に半世紀ほどたつてしまいました。今回、皇學館大学松本丘教授を部会長とした「式内社研究部会」を発足し「式内社調査報告」を参考として新たに追加調査し、一般の方も読みやすい新版作成をすることになりました。それにより新たな参拝のきっかけになればと思います。完成したものは随時、WEB発信及び冊子化します。

### 【参考】

「式内社」とは、九〇五年（延喜五年）、醍醐天皇の命により藤原時平らが編纂を始め、時平の死後は藤原忠平が編纂に当たった。『弘仁式』『貞観式』とその後の式を取捨編集し、九二七年（延長五年）に完成した「延喜式」の神名帳に挙げられている神社のことを指す。（「式」とは、律令の細則を定めた法律集のこと。）

式内社は、全部で二八六一社で、祀られる神の数が三一三二座。

神名帳といえながらも、社名と座数、そして社格と幣帛を受ける祭祀名が列記されているのみで、具体的な祭神名や由緒などは記載されていない。

### 官幣社と国幣社

式内社は、さらに官幣社と国幣社に分かれる。

官幣社は、朝廷の神祇官から幣帛を受ける神社のことをいう。神祇官とは、今で言う中央の省庁のようなもの。中央の省庁から捧げ物を受ける資格のある神社ということになる。

国幣社は、国司から幣帛を受ける神社のことを指す。国司すなわち今で言うところの都道府県知事から幣帛を受ける神社である。

おおよそ、官幣社は畿内の神社で、国幣社は地方の神社という具合に大別されるが、もちろん、地方にあつても重要な神社は官幣社に定められた。

### 大社と小社

さらに、それぞれが大社と小社に分けられる。大小の区分の基準は明確ではなく、その神社の由緒やその当時の規模で判断された。

官幣大社：・一九八社 三〇四座

官幣小社：・三七五社 四三三座

国幣大社：・一五五社 一八八座

国幣小社：・二二三社 二二〇七座

また官幣大社の中に名神祭という祭祀にあずかる神社がありこれを明神大社と称する。

国家レベルの危機を迎えたとき、あるいは予測できるとき、たとえば長雨による洪水や日照りによる飢饉、政変、疫病などが起こったときに祈願する緊急的臨時的に行われる祭祀が名神祭である。

全国で二〇三社とも二二四社ともいわれ名神祭を行う神社は、祈願の種類によって使い分けられていた。

たとえば、藤原仲麻呂の乱の時は近江の明神大社に奉幣、祈止雨の祈願は畿内の名神大社に、豊作祈願や災害予防は全国の名神大社という具合である。

また、その中にも順序があり、祈雨止雨祈願の場合、まず丹生川上神社と貴船神社に奉幣し、効果が出なければ龍田大社と廣瀬大社を加える。それでも効果が出ない場合は、畿内十一社へ。なおも神験がなければ、山城・大和の山口社と水分社を挟んで、更に畿内名神社へと段階的に祭祀を拡大していったことが記録されている。

律令制度の衰微によって式内社の制度も廃絶しその所在が不明になってしまった神社も数多く出てきた。その為、現在でも比定の議論が続いているが、そういう神社を称して「論社」としている。

岡山県(備中国)の式内社

① 百射山神社  
ももしやま

岡山県総社市三輪一、三四七番地

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

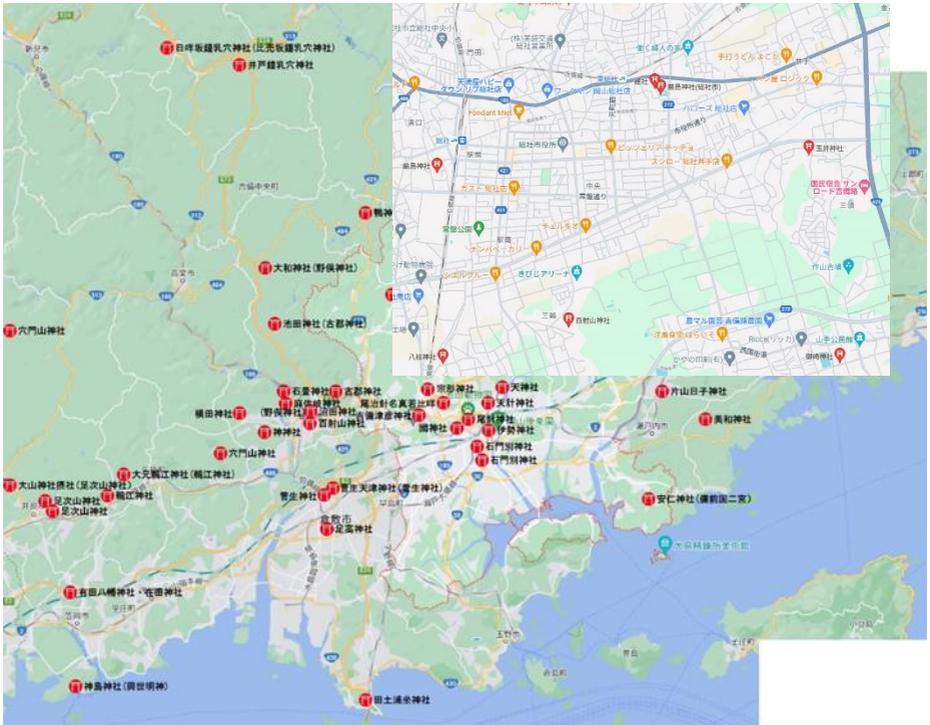
⑫

⑱ ⑰ ⑯ ⑰ ⑭ ⑬



備中国窪屋郡

# 1 ももいやまじんじや 百射山神社



【社名】吉田家本には「百射山」、武田家本には「百射山」、九条家本には「百射山」と傍訓が付けら近世には「百射山大明神」または「百射山天神宮」と称されていたが、明治初年に号に復し「百射山神社」と称している。

【由緒】『備中集成志』（宝暦四年）には古老の伝承として「淨見原天皇中国ニ行幸之御時、道之辺リニ一人ノ老翁在リ。的ヲ射テ遊。天皇叡覽えいらん（天皇が御覧になること。）マシマス時ニ敵數多ヲソヒ来テ天皇ニ近キ奉ル。老翁矢ヲ取テ一散ニ射払う。逃ルヲ不追、進ムヲ射殺ス。敵ニ命シテ死穢ヲ掃除セシム。屍ヲ埋ム処墓誌ヲ建。大友之臣是ヲ護ル。後塔ヲ建、今此処空地也。寺之跡ト云在家在。射遊テ奉慰ニ天皇ニ事數日也。（中略）同所ニ王座おうくら神社アリ。天皇行宮之神也。百射山神社ハ其老翁ヲ祭也。」と社号にまつわる伝説を載せている。もとよりこの地への天武行幸の史実はなく、「百射」という社号に付会した伝説にすぎない。

また『当盤村誌』（昭和三十六年）には「建武年中南朝ノ忠臣新田義貞公ノ部将大井田式部大輔氏経ハ百射山即チ福山城主ニ命ゼラレタル砌みぎり、式内百射山天神宮破損ヲ憂ヒ宮殿ヲ再建シ、武運長久ノ大祈祷ヲシタリト伝フ」とし、足利直義の福山城攻撃によって落城した際に、福山山頂にあつた十二ヶ寺と百射山神社は共に炎上し、その後福山と峰つづきの幸山城主石川左兵衛が幸山の山麓に再建したと伝えている。福山の山麓一の村々は近世には備前岡山藩領であつたが、寛文六年（一六六六）に藩主池田光政は領内の由緒ある神社及び村々

の氏神を残して淫祠の整理を行なっている。この頃から岡山藩では式内社復興の動きが起っており、百射山神社は寛文十二年(一六七二)に幸山山麓から窪屋郡三輪村(現総社市三輪)の宮山へ還座、復興された。この時藩主光政から祭祀料と太刀一振の奉納があったと伝えられている。また、百射山神社の氏子圏は旧美和(三輪)郷一帯であり、その地域は岡山藩と浅尾藩の「入曾ノ領地」であって、浅尾藩主蒔田氏の崇敬も厚く、慶応二年(一八六六)に蒔田廣孝は「御紋付御幕一帳」を寄進している。

旧社格は村社であり、大正十五年六月二十九日に神饌幣帛料供進神社に指定されている。

なお、『備中誌』によると、当社には「往古別当有て天神坊といへり。寛文六年備前烈公の時廃せらる」とみえてある。

【所在】総社市三輪一、三四七番地(旧窪屋郡三輪村字山根宮山)に鎮座する。伯備線総社駅より一・五キロメートル。

三輪は天平十一年(七三九)の『備中国大祝負死亡人帳』にみえる窪屋郡美和郷に属していたとみられる。和名抄には美和郷の記載はないが、「三須」と「美簀」の同音の郷があり、これについては「三和を三須と混同」したものか、または「三須は美簀の訓であるのを顛倒てんとう」したものと考えられている(昭和五年『岡山県通史』)。なお、西隣にあたる都窪郡清音村軽部は和名抄の窪屋郡軽部郷の地にあたり、軽部は神戸の転化した呼

称であるという説もある(『当盤村誌』)。

百射山神社は寛文十二年(一六七二)に現在地へ遷座復興されたが、それ以前の鎮座地については異説がある。まず、『当盤村誌』では前記のとおり往古山山頂に鎮座していたものを、後に幸山山麓に遷し、更に寛文十二年に現在地へ遷座復興したとしているが、『式内二十二社明細帳』(明治七年)では「往古ハ 三輪村之内小屋字幸山ニ鎮座其後同村之内字百射口ト云処へ転座ス、其頃迄ハ社僧ニテ仕申、寛文之頃今ノ三輪村之内字山根宮山ニ再転ス」としている。最初の鎮座地が福山山頂であったか、それとも幸山であったか明らかでないが、幸山山麓には百射山神社跡と伝えられる場所が残っている。

旧山陽道は福山幸山と現地のちょうど中間にあたる持坂を越えて東西に通っており、持坂を西へ下った清音村軽部は『一遍上人聖絵』にみえる軽部宿の跡にあたる。

【祭神】『備中集成志』は前記のとおり、天武天皇を守護したという「老翁」を祭るとしているが、『式内二十二社明細帳』・神社明細書(昭和二十七年)では「大山祇命」とされている。相殿の三輪神社(旧称明見宮)は「大物主命」、御崎神社は「吉備武彦命」(『当盤村誌』)を祭神としている。

【祭祀】当社の氏子圏は総社市三輪及び清音村三因であり、明治七年の氏子数は二四〇戸、昭和二十七年には三一〇戸、現在も大差はない。

祭日はもと旧暦八月十四十五日であったが、明治三年に九月四・五日に改められ（『式内二十二社明細

帳』）、更にその後十月二十四・二十五日に改められている（都窪郡誌）

当社の神職は寛文年中に石田重太夫正光が任ぜられて以来、明治初年の石田義信まで十一代にわたつて石田氏が動めていたが、その没後は元浅尾藩家老角田氏の直系である。

【境内地及び社殿】明治初年の境内池反別は一反四畝（別に境外地山林二町八反六畝）であったが、その後拡張され現在は六反大畝二六歩（二〇〇六坪）となっており、境内地につづいて三町八反七畝一步の社有林がある。

社殿の規模等は次のとおりである。

本殿 明治二十一年改築、流造、檜皮葺、梁行二間・行一間半。

幣殿 明治二十三年四月改築、瓦葺、梁行二間・桁行二間半。

拝殿 明治二十三年四月改築、瓦葺、梁行一間半・桁行四間。

神饌殿 大正九年十月新築瓦葺、梁行一間・桁行一間半。

神楽殿（御門） 慶応三年八月再建、瓦葺、梁行二間桁行七間。

七五三鳥居 高サ一丈三尺、昭和三年十一月十日建立手水舎二棟。

改築前の本殿は梁行・桁行各一間、幣殿も同じく梁行桁行各一間、拝殿は梁行・桁行各一間半であった。

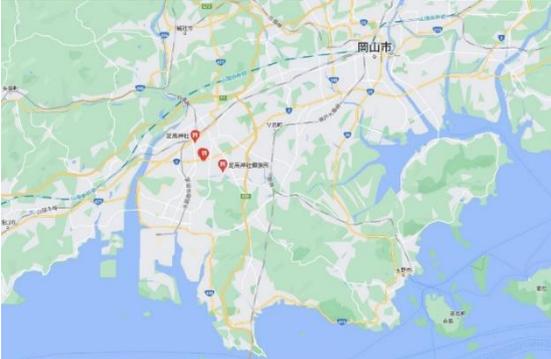
なお、当社は相殿に三輪神社(旧称明見宮)御崎神社をまつり、末社に荒神社、祇園神社(旧称疫神社)、沼田神社、水神社がある。

【遺物】参道に「献燈、弘化三丙午二月中旬建焉、氏子中」の銘のある燈籠一对、「天明元丑十二月吉祥日立之」と銘のある常夜燈一基、「明見宮・御崎宮」の額のかかった幕末頃の鳥居一基がある。他に慶応三年(一八六七)の棟札一枚がある。

備中国窪屋郡

あしたか

## 2 足高神社



【社名】吉田家本には「足高神社」とあり、九條家本・武田家本には訓がないが、別訓はないとみられる。また『備中集成志』にも「足高ノ神社」、『大日本史』も「足高神社」としている。

近世中期には「葦高宮」あるいは「芦高宮」とも書いたようであり、『備中誌』には「笹沖山よの北麓に小社有、葦高く生茂りたる其中に有しなれば芦高宮とぞ申ける」、

「中桐氏舊記に云、葦高宮」、「神司渡邊氏筆記には葦高宮とす」とある。また「葦高大明神」「葦高明神」

「芦高八幡」「戌亥八幡」「葦高八幡大菩薩」とも呼ばれており、同じく『備中誌』に「寛文五年迄三百余年芦

高八幡と申たり寛文七年の遷俗帳に  
芦高八幡と見えたり夫より以前は葦高大明神と申せしにや今世土中より掘出せしと云石額にも葦高大明神

を書し物有夫より寛文七年より以後又旧に復して葦高明神となせり」、「一書に云本地阿彌陀佛笹沖戌亥の方角に宮造り有に寄て戌亥八幡という」、「後二條天皇勅筆の額を賜はりしに葦高八幡大菩薩と云」とある。

『倉敷市史』（昭和三十九年）には「享保以來修繕の棟札には、葦高の字で書かれているが、備中国には他に足高神社と唱える社はなく、天保年間から往昔に復し足高神社と改めている」とみえている。

【所在地】倉敷市笹沖字足高山一〇三三番地（旧窪屋郡笹沖村奥津島山に鎮座している。山陽線倉敷駅から南へ二・五キロメートルのところ、和名抄の備中国窪屋郡大市郷に属するとみられる。中世には大市庄とい、日吉社領であった（『莊園志料』）

【由緒】足高神社の成立については確かな史料はない。『大日本史』には「足高山神社今在篠神村奥津嶋山」としており神社明細書(昭和二十七年)には「第十代崇神天皇御代勧請」としている。『都窪郡誌』(大正十三年)には、この足高神社の鎮座する足高山は、かつては島であり、奥津島山あるいは小竹島と云われていたとして、万葉集卷七羈旅の歌

「夢耳継而所見小竹島之

ゆめにのみつぎみゆればささしまのいそこすなみのしくとおもほゆ磯越波之敷与布所念

を当てている。

小竹島の周囲は急流激湍をなし、

往来の船は必ず帆を下げ、神拝して通過し、もしこれをしなかったならば、忽ち沈没してしまうので、「備中帆下げの宮」とも呼ばれていた『明治神社誌』)。

孤島であった奥津島山(小竹島)周辺の海は、『白楽市村渡邊氏古記』(『倉敷市史』収録)によると、「元和四年此邊十一村開墾セリ」とあつて、近世初期の干拓を示唆しており、元禄年間には備前国兒島と連なる新墾の地になったと伝へられる。現在は倉敷市街地や水島臨海工業地帯に近いたため宅地開発が盛んで、新興の住宅地となっている。

当社は明治五年(一八七二)に「当郡第十五大区之郷社」に列し、明治十二年四月二十九日に県社に昇格している。

『備中誌』には、当社の別当寺について「神遊山古記に云、聖武天皇の御宇始めて別当の寺院に居られ、山

上に敷箇寺有しとぞ、後三條院御宇智空上人此寺に住給ひ社法定る。其寺院には神遊山神宮寺・井上寺・明王院・安樂院今の蓮青院也(中略)花山帝寛和元年葦高社井別當神宮寺三重塔再建有」とあり、更に「神宮寺は天正年中寺を山より下して新開地へ移し、今西阿知遍照院也。寛文七年迄芦高宮の別當也しか、備前領分仏寺破却の時取離され、井上寺以下も憤之、日吉庄に移り、青蓮院は白樂市に至り、明王院は渋江村に転し、各備前領分を去て他の領地に移り行(中略)、明王院は還俗せるに寄て寺地改易せられ、芦高宮の神人を命ぜられ、井上忠太夫と改めて子孫相續す」とある。

また、同じく『備中誌』に「金山(備前金山寺)末寺天台宗神宮寺といふを造立有し、足利家の始めころ迄伝わり、此寺破壊して後眞言宗安樂寺別當と成よし。安樂寺別當ならざりし門前は、此辺村々の寺僧集りて神事に大般若經転読してけるを定例として、八月十三日酒津村に來り大般若を讀誦して水江村より笹沖へ歸りしと云。扱安樂寺独り別當と自立しければ、外の寺々共遺恨に思い、氏神を離れ居たるに、此辺池田氏領知と成、此領分は元の如く葦高宮の氏子とすべきよし命せられ、其外の村々は銘々の地にて氏神を造立しぬ」ともみえてゐる。

【祭神】『式内二十二社明細帳』(明治七年)には、祭神は大山津見命、配神は石長比売命、木之花佐久夜比売命とある。大山津見命は国土守護神、石長比売命は寿命守護の神、木之花佐久夜比売命は熱病と安産の神である

という。しかし、『明治神社誌料』では祭神を「葦那陀迦神」とし、『都窪郡誌』には「葦那陀迦神・大山祇神・楽楽森彦命・事代主神・大山咋命(日吉の神・松尾神)」としている。ささもりひこ 楽楽森彦命は古備津彦命の四子の一人と言われる。

境内末社には石上神社、意富加牟豆美神社、稻荷神社、顧眊神社があり、神社明細書には「石上神社 祭神石上布都之魂命 社殿梁行式尺七寸、榎行老尺八寸、稻荷神社 祭神保食神 社殿梁行老尺八寸、意富加牟豆美神社 祭神伊邪那岐命・意富加牟豆美命 社殿梁行式尺七寸、榎行老尺八寸、顧眊神社 祭神須佐之男命 社殿梁行參尺、榎行式尺八寸」とある。

【祭祀】『備中誌』には例祭日八月十二・三日とあり、『特選神名牒』『式内二十二社明細帳』『都窪郡誌』には九月二十二・三日とし、他に祈年祭三月十五日、新嘗祭十一月二十八日としている。『明治神社誌料』『県社足高神社書上』(『倉敷市史』収録)・神社明細書には例祭日を十月十九・二十・二十一日とし、現在も同日に行なわれている。他に祈年祭三月十五日、勤労感謝祭十一月二十八元旦祭一月一日、大祓祭六月三十日・十二月三十一日となつている。

氏子について『備中誌』には「昔時の笹沖、西仲、白楽市、同新田、沖村、四十瀬、田ノ上、福井等ノ産土神ナリ」としてをり、『式内二十二社明細帳』には「氏子戸数八千九百五拾六戸」とある。『都窪郡誌』には

「大高村(安江・老松を除く)及び兒島郡粒江村の内上粒浦にして八〇〇余戸、『県社足高神社書上』には「氏子

九百六十五戸、信徒五千五百人」としている。また宮司井上亮二家に残る明治初年の記録には「氏子戸数総計八千九百五拾六戸、内訳八百八十四戸本氏子、八百戸大氏子、崇敬者七千二百七十二戸」とある。

現在の氏子圏は笹沖、西中新田、白楽市町、田ノ上、沖、四十瀬、上富井、東富井、西富井、福井、吉岡、粒浦、堀南の二、五〇〇戸であるが、近年宅地造成が盛んで年々氏子数も増加している状況である。

なお、戦前までは「足高神社帆下ケの宮講」が組されてをり、特に舟乗りの信仰が厚かった。

「県社足高神社神官系圖」（宮司井上亮二氏所蔵）によると、信社の神主の初見は元慶四年（八八〇）の大市貞艦で、その後渡邊市郎右衛門会長（天曆二年）、同輝長（延慶二年）などを経て、康正二年（一四五六）に公長より十七代目の渡邊市郎右衛門實利、次いで渡邊市郎右衛門某→同勢林→某→渡邊伊兵衛とき、伊兵衛の代で神職を井上家に譲っている。井上家の初代は井上忠大夫吉時（寛文七年）で、その後吉信→垂明→有隣→謙満→泰憲→泰雄→敏象と続き、現宮司井上亮二氏は九代目にあたる。

さて、秋の大祭には、伝統的な神事が行なはれる。本氏子である白楽市から出す獅子のお迎へにより、「うづめ」や「さるだひこ」の御件のもとに御神幸が行なはれる。白楽市から獅子のお迎へを出すことについては、足高山の周辺が海であった頃、船で渡御していたことに由来すると伝えられている。大祭の第二日目には田ノ上の降居殿（御旅所）の大三島明神社で泊り、翌日足高山に還御する。

【社殿】社殿の記録は様々で、建物別に各史料を略号で示しておくことにする。なお、略号は『備中誌』（嘉永頃）は（備）、『式内二十二社明細帳』（明治七年）は（式）、『都窪郡誌』（大正十二年）（都）、『明治神社誌料』（明）、神社明細書（昭和二十七年）は（神）とする。

本殿（備）一間一間半、（式）三坪四合、（都）入母屋流造檜皮葺、梁行一間二尺七寸桁行一間三尺七寸、建設年不詳、享保三年八月修復、寶曆十年八月修造、天明八年八月修造、慶應元年十一月修造（明）九坪六合四勺七才（神）入母屋流レ造間口三間・奥行三間

幣殿（備）三間二二間（式）六坪（都）流造本瓦葺、梁行二間桁行三間 文化十年十一月修造（神）入母屋流レ造、六坪一合

前殿（備）五間半

釣殿（都）妻入流造檜皮葺、梁行一間半 桁行二間、寶曆十年八月修造、明治二十七年七月修造（明）三坪（神）妻入流レ造、一坪八合

拜殿（式）一一坪（都）入母屋流造本瓦葺、梁行二間・桁行五間半、寶曆十年八月修造（明）一六坪四合七勺（神）入母屋流レ造、二〇坪五合

神供所（神饌殿）（式）五坪（都）流造本瓦葺、梁行二間半・桁行四間、明治十三年四月建築（明）一〇坪（神）平屋

造、九坪七合

神庫(式)五坪(都)梁行二間・桁行二間半 天明八年八月(明)一〇坪(神)木造七坪五合

教殿(都)梁行四間・桁行七間、明治十年五月(明)繪馬殿二坪(神)平家造二坪

社務所(都)梁行二間・桁行三間半明治二十八年(明)一二坪(神)平家造二坪

神輿庫(神)平家造三坪

神樂所(式)四坪

仮屋(都)梁行一間・桁行二間半、慶應元年十一月

休憩所(明)平屋造瓦葺、八坪(神)平家造一〇坪

湯吞所(明)水舎一坪(神)平家造二坪

廊下(都)本廊下梁行一間・桁行六間、明治十三年四月造營、西廊下梁行一間・桁行八間、明治四十年(明)西廊

下二〇坪、廻廊八坪、東廊下六坪瓦葺、渡廊下六坪、(神)廻廊妻入流造七坪五合、廊下・渡廊下一三坪五

手洗舎(神)一坪

石鳥居(都)一基高一丈二尺六寸、建設年月不詳。一基高一丈二尺九寸、延享四年九月。以上の他に降居殿の

本殿一坪九合、幣殿四坪五合、拝殿七坪五合がある。

【境内地】『式内二十二社明細帳』には「境内一反四畝、旧境内一町三反但元今、境内共、旧社領等無之」とあり、「明治神社誌料」には「境内九千八百三十一坪(官有第一種)、外に荒蕪地二百六十四坪、社域は足高山上に位す」とある。

また、『県社足高神社明細書』には「九千八百参拾五坪官有第一種地、飛地境内地貳百八拾七坪官有第一種地」とあり、この飛地は田ノ上の降居殿(大三島明神)とみられる。

『倉敷市史』には「境内坪數千三拾坪、又二町九反一畝廿七步上地林、明治四十一年四月十一日附ヲ以テ境内へ御編入相成候也」とある。現在は足高山全域が境内地となっており、その面積は七町三反。内神社敷地は八畝二七步である。また降居殿境内地は二七一坪五合二勺となっている。

【宝物・遺物】○高麗犬一封『備中誌』に「笹沖葦高社所蔵狛犬大二尺計り、首の織目部分に成て、其慮に年号施主の名有、最古作なり」としてをり、『都窪郡誌』には「今川貞世が九州下向の途次、戦捷を祈り、事平らぎて奉納せりと伝う」とある。

○獅子頭「神社明細帳」に「花園天皇御宇延慶元年獅子頭一封御奉納アリ」、「式内二十二社明細帳」に「花園天皇御宇延慶元年三月夜市郎右衛門十一世之孫輝長ヲ被召、獅子頭壹對被爲遊御奉納、數百年之星霜ヲ經、大破ニ及候得共、壹頭分存在在、今以神庫納メ居申候」とある。これについては諸説があつて、『都窪郡誌』

には「後醍醐天皇の御宇村上彦四郎義光中国軍勢催促に泉州より船にて当国に來り、笹沖にて逆風に遇い、山の麓に社有るを見て祈願しけるに、忽ち風静に浪をさまり、難なく磯辺に着きければ、やがて其の賽に獅子一對を奉納す。又云ふ、寛永八年更に大坂より買求めて神事の用とせりと。作者不詳。」とみえている。なお、現在は一頭の半面を存するのみである。

○古鏡二面（『明治神社誌料』）

○棟札三枚（享保三年、寶曆十年、天明八年）

○石碑文平賀元義撰文

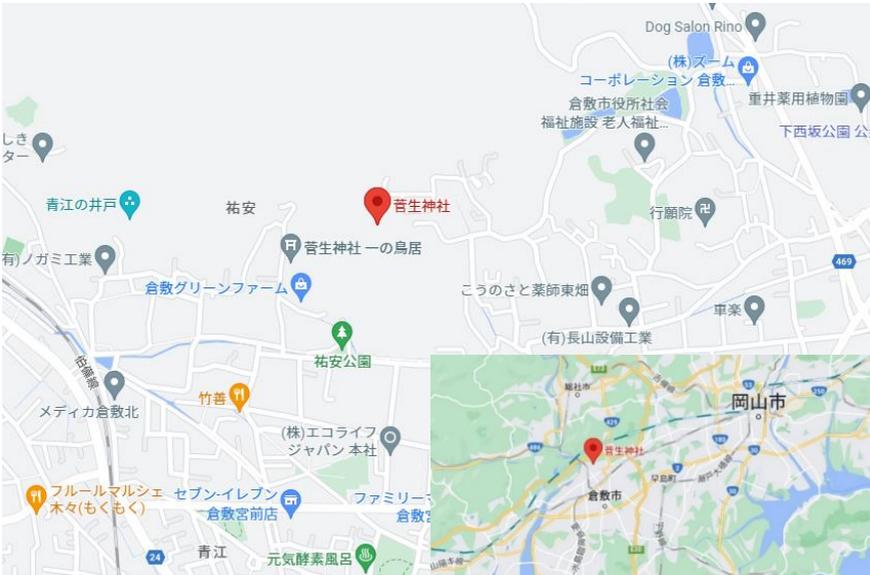
備中国窪屋郡

すかふ

### 3 菅生神社



菅生神社一の鳥居からお進みください



【社名】吉田家本「スカフノ」、武田家本「スカフ」、『大日本史』には「菅生神社」と傍訓がある。『備中集成志』（宝暦三年）は「菅生神社」と叫んでる。現在は「菅生神社」と称している。

【由緒】式内社菅生神社は少なくとも江戸初期には窪屋郡内のいづこにも座していなかった。嘉永年中に編纂された『備中誌』は窪屋郡生坂村の枝村坂がもと「神村」と称されていたとして、「西坂村の山の岨たわに社有て天神の社といへり。社の東方の畑を明神の内と名付。菅生神社は神村の前菅田の中に鎮座在し故名とせるにて、名も形もなき神礼なれば天神とは申せし。」と、同村の天神宮を式内社菅生神社に比定している。しかし宝暦三年（一七五三）に編纂された『備中集成志』は「生坂村之内西坂ノ天神ト云トモ理ニ不吐、難治定」とこうした説を否定している。

一方、宝暦四年（一七五四）三月に窪屋郡子位庄村祠官長山丹後は「子位庄村之内龍安ト申候て

二三間四方之小丸山御座候。松木等少々ハエ居中申。右總廻リニ川石之様成る石等も相見エ申候。去年其所ニテ石燈籠・笠石・杓石ニツ掘出シ申候。古來菅生神社御社地ニ御座候。」と述べ、更に「此度村方爲繁昌、右小丸山ニ少々之瓦ホコラニテモ相建、菅生神社ト奉唱度、村方纏氏子一統ニ奉願上候、」と菅生神社の復興を願い出ている。かくして、その後まもなく枝村祐安の産土神姫大神と相殿に菅生神社が復興された。

『備中誌』はこの復興された菅生神社を「新菅生神社」として、「祐安の山麓姫大明神の社内に近頃新に祭之。

社相殿にて一間四方、前殿三間計、山林不詳。元來此祐安山の絶頂に礎有て、是菅生神社の旧跡なりとて新たに移せしなり。されは寛文神社改帳には其名不載、寛文以後宮造りせしものと見へたり。」と小丸山の菅生屋敷と呼ばれていた「旧跡」を寛文以後の造成としている。近世の子位庄村は備前岡山領であつたが、岡山藩では寛文年中に由緒ある神社及び村々の産土神を残して、領内の神社整理を行なっている。

その一方で由緒ある神社として式内社の復興が進められており、長山丹後が小丸山の菅生屋敷に鎮座していたとした菅生神社は『備中誌』のいうとおり寛文年中以後に復興されたものとみてよいであろう。この地に復興されたのは明治七年十二月に書上げられた菅生神社の明細書（『式内二十二社明細帳』所収）に「此地（祐安）、元來須計奈須之里ト云、今子位庄ニ属ス。菅之字スゲト訓ス。生ノ字ナスト訓ス。何レノ時カスゲナスト云語路ヲ誤リテスクヤスト云ヒナラハセリ」とある同じ理由からであつたようである。

しかし、明治七年十二月に生坂藩管内神社点検者堀尾金鉏が取調べ、子位庄村戸長窪津大紀・同副戸長窪津質が小田縣に差出した菅生神社の明細書には「當社之由緒來歷神地之形勢ニテ、検者謹テ点檢セルニ延喜式神名帳ニ所載備中国十八座、窪屋郡三座並小トアル内ニ、菅生神社トアルハ正シク当社之御事ナリ。サレバ中古一度ハ甚衰微サセ給ヒテ、御社サへ破壊シテ、同宮所ニ座ス姫大神之御殿之内ニ御靈実ヲ奉遷置タルヲ、年之緒長ク経ル隨々産子サ如此トタニ知ルモノナクナリタルハ甚畏、実ニ歎力敷御ナリ」と述べ、祐安の姫大神と相殿に復興さ

れたことの正統性を主張し、更に古い社地について「当村(子位庄村)畝並帳之字ニ宮地二町四畝二十二歩半アリテ、此宮地之廻りニ字ヲ松木ト云ヘル田地一町三畝四歩半アリ。古へハ松樹並在リテ、甚厳重ナル宮居ナリシト現在ニ語り伝ヘタリ。」としている。『特選神名牒』も同様の説を述べ、この「宮居」の存在をもつて祐安に菅生神社の鎮座していた「確証」としている。

いづれにせよ、窪屋郡内には他に式内社菅生神社の跡に比定できる神社も鎮座しておらず、祐安の菅生神社がその跡とされて今日に至っている。

【所在地】倉敷市祐安一、九九二番地(元窪屋郡子位庄村祐安)、南に倉敷の市街地を臨む丘陵(小丸山または菅生嶺ともいう)に鎮座している。山陽線倉敷駅より北へ二キロメートル。

祐安は和名抄の窪屋郡大市郷に属していたと考へられるが、この大市郷は高梁川の川口にあたっていた現在の倉敷市大内を中心とする地域で、市場の存在が推定されている(昭和三十七年『岡山縣の歴史』)。中世には子位庄に属してをり、この頃から南方に広がっていた遠浅の海が漸次開拓され、天正年間の宇喜多氏による開拓を経て近世に引きつがれていった。近世の祐安は子位庄村の枝村とされ、備前岡山領であった。

なほ、天平十一年(七三九)の『備中国大稅負死亡人帳』によると、窪屋郡美和郷のうちに「菅生里」があり、「美和首」「神首」「神人部」等のいたことが知られる。美和郷は百射山神社の項に記している如く、和名抄には

その名のみえない郷であるが、天平年中に存在してゐたことは確かであり、現在の総社市三輪及び都窪郡清音村三因に比定されている。兩地区には現在も「菅生谷」の地名が残っている。式内社菅生神社は本来この美和郷菅生里に鎮座しており、「美和首」「神首」等が齋きまつっていた神ではなかつたかと考えられる。

【祭祀】『特選神名牒』の祭神の項には記載がないが、『式内二十二社明細帳』神社明細書(昭和二十七年)には「祭神 高皇彦靈尊」とある。相殿の姫大神の祭神は天照大神(大正十二年『都窪郡誌』)とする説や姫大神(神社明細書)とする説がある。

【祭祀】 當社の例祭は近世以來長く旧曆八月二十七・二十八日であつたが、昭和に入つて十月二十・二十一日に変更され、更に近年氏子に勤めをもつものが増えてきたため十月第三土・日曜日に改められている。他に夏祈禱が行なわれている。

当社の神職は近世には長山氏が代々勤めてゐたが、明治以後一時堀尾氏・小郷氏が勤めていた時期を除いて足高神社(倉敷市粒江)宮司井上氏が代々兼務しており、現在の宮司は井上敏象氏である。

なお、氏子は昭和二十七年には倉敷市祐安の六八人であつたが、その後宅地造成があり若干増加している。

【境内地及社殿】 境内地面積は近世には二反であつたが、明治七年の調査では一反一四歩となっている。現在の面積は境内地一五〇坪、風致林三反余である。

赤松林の中に立つ社殿は簡素であり、本殿は向って左に菅生神社、右に姫大神が並び、ともに一間半四方、流造、檜皮葺であったが、昭和五十二年に銅板葺に修復されている。幣殿は四坪、拝殿は七坪、ともに本瓦葺。なお、当社には神田若干があり、氏子の共有管理となっていたが、近年本殿等の修復のため売却された。

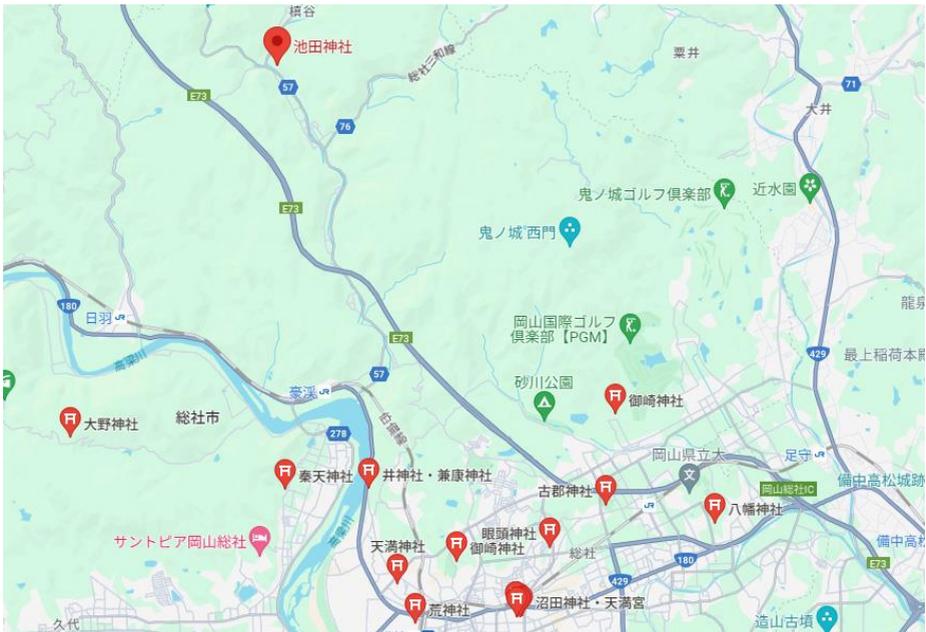
【遺物】參道には「菅生神社、姫大神、文政二年九月廿日建之」と銘のある石鳥居、「奉獻、天保二年九月吉日願主守屋伊吉」と銘のある狛犬一對、「獻燈、文化九年壬申五月吉日、願主守屋位吉、守屋伊勢」と銘のある燈籠一對があり、境内には「文久二戌年九月、柴田若治郎」と銘のある百度石、「奉寄進、享和二年壬戌八月吉日、氏子中」と銘のある手水鉢がある。

祐安の東隣の西岡には縄文中期の貝塚があり、祐安・西岡付近の丘陵には中・後期古墳多數が分布する。前記の菅生屋敷のあった「二・三間四方之小丸山」は円墳であり、「川石之様ナル石」はその葺石ふきいしであって、寛文以後復興された菅生神社は古墳の上に建っていたわけである。

美作国賀夜郡

ふるこおりじんじや

## 2 古郡神社



【社名】国史大系本は「古<sup>ふるこほりの</sup>郡神社」と訓んでいる。吉田家本は「古<sup>ふるこをり</sup>郡神社」と訓んでいる。現在地元では古郡神社と称している。

【所在地】岡山県総社市総社字西山二、四〇五番地(賀陽郡八田部村支村西山宮山)総社市街地の北方に連なる低い丘陵地の突端に位置する。吉備線服部駅より西北方約二キロメートルのところである。なほ、西山は和名抄の夜郡刑部郷にあたる。

【祭神】『式内二十二社明細帳』(明治七年)に吉備武彦命とみえている。『吉備郡神社誌』(大正五年)および神社明細書(昭和二十七年)も同じである。

【由緒】明治七年に古郡神社祠官堀安道が記している『古郡神社由緒』は次の如くである。「今称古郡神社。有三。一槇谷村。一上方郡吉川村。一本社は也。按槇谷村無一可拠。勤請年代亦不古。謂本社之別社也乎。吉川村其実非古郡社八幡神社之末社。銚振神社而訛称布古布里社也。後人杜撰爲古郡神社爾。拙著蒼蠅日記詳之。本社者則有明徴。神名帳頭注日、備中国風土記言、賀陽郡伊勢御神社東有川、名宮瀬川、川西者吉備建日子命宮造、此三世王故名宮瀬云々。永仁六年模写服部郷古<sup>久保木村称、  
屋氏所藏</sup>図、有古郡里宮妖果。其<sup>今講手深。  
村是也</sup>図欄外、有山崎宮山之標焉。八田部郷与服部郷相接、則<sup>今講手深。</sup>図上之宮山、西山宮山是也。宮山以東即古郡里矣。山崎亦宮山南下之地名而今亦称宮山山崎、是尤可証也。夫本社者郡之総社、吾香屋姓祖神而、本郡国造<sup>香屋姓  
宗家</sup>所鎮祭、本国官社之一也。

吾祖先初居于国府西方、堀之地而奉仕于本社矣。至国府与総社立則兼仕総社国府、総社国府廢絶之後転居于八田部、於此晨昏不能奉仕。故託黑尾村石井氏而朔望拜趨如故。後総社亦衰。吾家窮追彌極。此際本社爲暴風所顛覆而。石井家亦落魄。不能謀再建。合祭于久米村御崎社若干年矣。嘉永四年舊足守藩宗族木下利成聽黑尾村石井迂平希望、建小社於宮山故趾遷焉。不幾其社亦朽壞。安道謂。木下氏所建僅々小社耳。今雖不及于昔日形勢、須微存舊儀。故近來謀開拓境域、改造社殿。然而多事未遂成功也。」（『式内二十二社明細帳』所收）

この由緒書で明確なことは、嘉永四年（一八五二）に足守藩木下利成の援助で古郡神社が再興されたことである。その際、久米村御崎社に合祀してあった古郡神を、とりもどす形で復興したものの如くである。

久米村御崎社に合祀してあった神社がはたして古郡神社であったかどうか、確実な史料はないが、平賀元義『服部郷図考聞書』（『古備群書集成』第五集所收）汇「八妹やせの里の内、山崎に古郡の神社の宮山二段四十代あり、今の二反八畝なり、是は宮山の東へ落る水流れなり。西は刑部の郷なり。宮妹川は、備中の風土記にくわしくみえたり、今は誤てやせ川と言なり。」とみえる。平賀元義『服部郷図考聞書』は嘉永四年（一八五二）以前の著作と推測されることから、古郡神社が、平賀元義の服部郷圏調査時に既に存在していたことを示すものと考えられる。即ち、堀安道の由緒書にみえるごとく、古郡神社が台風のため破壊し、このため一時、久米村御崎社に合祀されていたことは史実と考えてよいのではなからうか。

『大日本史』には「今在<sup>二</sup>八田部村嵐邑西山宮山<sup>一</sup>、按<sup>三</sup>永仁六年服部郷古図<sup>一</sup>、村東有<sup>二</sup>古郡里<sup>一</sup>、社名由<sup>レ</sup>此。」とみえている。

永仁六年の銘のある『備中国賀夜郡服部郷図』（昭和四十九年『岡山県の古文書』所収）に、堀安道・平賀元義・『大日本史』が言うように、山崎宮山古郡里の地名が記され、その地名の所在地が現在の古郡神社の地と近接していることから、私も古郡神社を総社市西山の現在地と考える。なお、古郡神社の社格は村社であつた。

【論社】総社市榎谷字市井谷に古郡神社があつたが、大正二年に池田神社（総社市榎谷市井谷七三四番地）に合祀された。

榎谷字市井谷に存在した古郡神社は古くから諸書が取りあげている。『借陽国誌』（元文四年、一集所収）には「古郡神社榎谷村創造時代不詳。延喜式神名に見えたり。」とある。『備中集成志』（七年）にも「古郡ノ神社小榎谷村」とある。『備中巡略記』（寛政二年、『吉備群書集成』第二集所収）には「拾八神古郡神社榎谷村。」とある。『吉備温故秘録』（寛政年間、『吉備群書集成』第五集所収）には「古郡神社 式内社也。榎谷村。「末社」神明・御崎。」とみえる。伴信友『神明帳考証』（文化四年、『牟信友全集』第一冊所収）は「今在<sup>二</sup>榎谷村<sup>一</sup>惣社ヨリ二里」とする。『備中誌』（嘉永年間）には「古郡神社延喜式神名帳二出備中国十八社の一也是ハ非也と秀雄云り文徳天皇嘉祥四年正月庚子正六位上清和天皇貞觀元年正月廿六日從五位下祭禮十一月十七日古代古郡神社ハ

上房郡今跡なし山林一町二反餘本社一開四方神子一人」とある。「備中国十八社之記」（『吉備郡史』卷上所收）は「古郡神社賀陽郡楨谷村備前領、元社僧ナリ由緒不知、社家永子兵庫、神子三家アリ、御鎮座の不知、或云上房郡八幡宮是也未知何處、神祠柿茸一間四面山中ニ在り、祭禮十一月十七日、御宮池一畝、林二反、御林先年六分有り半年以前地頭様松茸山ノ二百姓ニ被遣候由、古御林ノ瀧ニ鷓石アリ」としている。『備中国式内十八社之内四座岡山藩支配所分書上』（明治初年、『備前国式内書上考録』所収）は「古郡神社賀陽郡楨谷村座曆九年神社書上帳にいふ古郡神社は楨谷村座式内の神社なり祭禮十一月十七日と記せり○検者等の地勢を點検するに谷深かく兩岸峨々として湯津村の中松樹々とこもりたる山谷に鸚鵡石ありやかて其山谷ぞ此神の社地なりけるその南の尾罷小高き處に金比羅宮の社あり此は後勤請なるべければ凡て古郡神社の神山の内なるべしまた當村の名寄帳に宮田神田凡三反六畝二十歩なるべ是は當神田等の字も見えたり其外神明宮脇○馬場○かうらけりされど當郡の他藩支配所に類あるよしも聞ゆれば他藩の書上と照し視給ひて公決し給はん事を仰ぎ在。」と記している。

『吉備郡神社誌』によれば、楨谷字市井谷の古郡神社の祭神も吉備武彦命で、祭日は十一月十七日とみえて

いる。

【祭祀】『式内二十二社明細帳』には例祭十一月一日とし、祠官堀安道、氏子なしとしている。『吉備郡神社誌』では、祭日十月十八日、十九日、神職池上俊治、崇敬者四十一戸とみえる。神社明細書には祭儀十月九日、

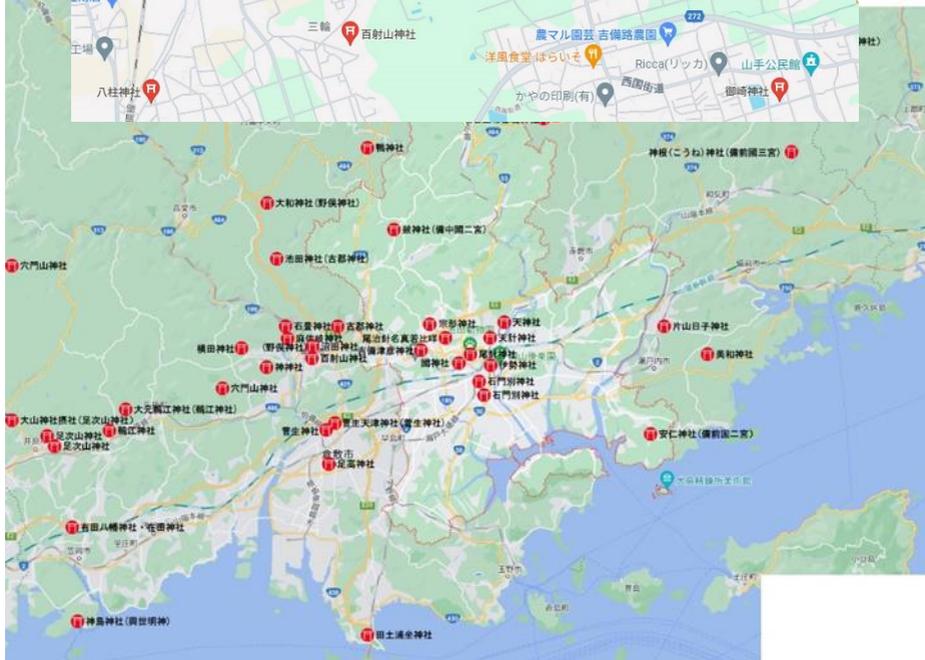
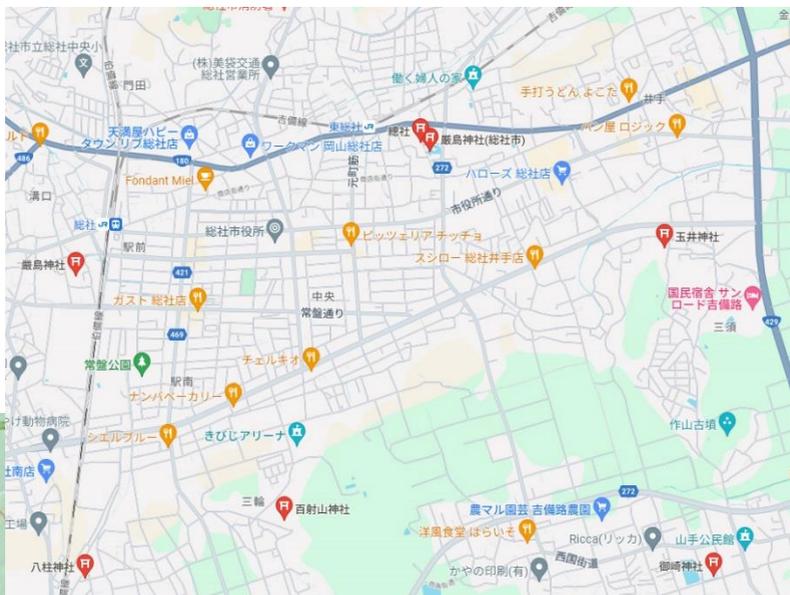
宮司角田榮とみえる。

現在は八十八夜が古郡神社の祭日で、氏子は西山地區約四〇戸である。

【社殿】明治初年につくられた幣殿、拝殿等は昭和四十年頃に倒壊し、現在は小さい祠のみ残っている。

備中国賀夜郡

5 のまたじんしゃ  
野俣神社



【社名】 国史大系本では「野俣またの神社」、「野俣また神社」「野俣た神社」と訓んでいる。武田家本は「野俣神社」と訓んでいる。

九条家本も同じである。吉田家本は「野俣神社」と訓んでいる。現在、地元では「沼田神社」と称している。

【所在】 岡山県総社市総社二丁目一八一一総社宮境内(賀陽郡八田部村)。

総社宮境内にある沼田池の南側である。吉備線東総社駅より東南へ約三〇〇メートル。なお、総社は和名抄の賀夜郡八部郷にあたる。

【祭神】 『吉備郡神社誌』(大正五年)によると大年神を祭神とする。神社明細書(昭和二十七年)には、大年神、少彦名命としている。

【由緒】 「備中集成志」(宝歴七年)は「野俣ノ神社 小社地不知」としているが、近世の諸書は野俣神社を総社宮内に比定しているものが多い。

『備中巡礼略記』(寛政二年、備中上房郡松山村の人、柳井重法著『吉備群書集成』第二集所収)には「拾八神野俣神社、八田部村惣社宮」とあり、『備中諸事巨細導書』(寛政二年頃、著者未詳、『吉備群書集成』第二集所収)には「十四番野俣神社 八田部村」とある。『備中往来』(『吉備文庫』第五集所収)注「野俣神社 八田部

村」とする。伴信友『神明帳考證』（文化四年、『伴信友全集』第一冊所收）には「在二八田部村之内一惣社也」とみえる。

「備中誌」（嘉永年間）には「野俣神社 延喜式神名帳ニ出備中国十八神ノ一也 惣社宮を云うよし」「沼田ノ神叢 社一間四方惣社社内に天神と合殿に鎮座す延喜式載る所名神小と有ハ此神にや木像の側に古きこま犬有 秀雄案往古沼田名神の社跡今惣社境内に残れりアザナを尾野間と云田地有古へハ別社なるを合祭の時此地に遷すかと見ゆ」としている。

慶応三年（一八六七）乙総社神官堀清一郎、香屋安道が記した『沼田神社記』があるので記しておく。「沼田神社記 式神名帳作野俣 訓奴末多 備中国官社之一沼田神社在総社境内 沼田池南涯天神山池水巨而波漫々松樹聳而影蒼々古昔此地建沼田神社年代杳渺不可得而考也然本社爲沼田神社口碑所傳尤著明且中備名所記云沼田神社在于総社境内焉嘗觀本外上古地圖服部山今云長良山 以西苑郷今云岡田有井辻田市場 以東海水洋洋而此辺一面爲泥瀦漸凝爲沼田

所謂若 後遂爲膏壤沃野矣則知沼田者此辺之地名而建沼田神社祭大歲祖大神固係墾田之事也夫総社之建也後乎本社若

于年矣蓋初撰地於國中相此地清淨平曠而營于茲也今総社寶庫所藏狛犬二頭雖朽今云阿田市井辻田市場所謂若三社恐三坐之誤蓋天正中損不全素質而古雅實千載之舊物也是本社簾下之物矣近來防竊盜藏寶庫焉且総社社司代清水氏者賀陽朝臣之裔而世爲本社神主又天正中御供田坪付帳末条有天神祭田別記又貞享中御供折方帳云天神三肚

先亡後合三步為一社乎燒亡後合三生為一枚了。邦俗官社称天神常時風習也觀其遺物考其事跡為舊社昭然焉寬政中有松尾一輔菅析誤解天神称號謂菅天神也乃造菅天神新神像一軀安置之神主里老不辨是非終為菅天神之社嗚呼可不欺哉然幸沼田神社古神像一軀猶存焉謹拜之則在於以占焦板所造之御船代於是感慨頓發開古傳日天正中兵燹之時神像一軀及狛犬二頭冒烈火而出之其餘悉亡唯有盡餘社材二枚用之造御船代蓋仰慕古昔之眞率爾則造假殿遷之矣貞享十五年大森如件再建之時沿古而不改焦板御船代云今茲改造本社亦不改將使後人懷古也吁吾豈好辨乎唯恐沼田之名終亡故謹記之慶応三年丁卯九月」（『吉備郡史』卷上所收）

『特選神名牒』（大正十四年）には「今按本社所在記二説あり一は矢田部村社の境内の小社沼田神社と云い一は岨谷村ヌマタと云字の所にある一小社なりとす是なり矢田部村なるは境内沼田池と云がありて泥瀝田となりし形状を残し池頭に天神山あり古来沼田天神と云本国に天神と称するは官社を云う方言也とぞ天正三年御供田坪付帳と云一卷に『天神祭田次第天神の辰巳一田三段分九月九日  
五月五日』とありて下文闕逸するあり又貞享中供折方帳に天神三社などもみえ式に野俣とあるを今は沼田とあるは如何と思ふべけれど古来口碑に此地を沼田里と云い近地に上沼中沼下沼の字あり又総社を建しより沼田はいつしか末の如き列に入しなれど今も別社とて尊崇するも古義なるべく自らさる伝説もあり」としてゐる。

【論社】上房郡賀陽町大和岨谷字野俣に野俣神社(祭神は大己貴命)が存在した。明治四十二年に大和神社(上房

郡賀陽町大和宮地字黒田四四五番地)に合祀された。

『特選神名牒』には「岨谷村なるは古く村名を野山と云し処にて其地形野山と云へきさまありて土人は天神と云とその細き水流を野俣川と云い組谷村の検地帳に元祿八年四月云々ぬまた山田云々 一ぬまた山下田云々 一ぬまた下田云々 一ぬまた道の下下田云々 一ぬまた尻下田云々」  
又帳末に一ぬまた草山云々 などあるのみにて更に據とすべき程の事なし」としている。

【祭祀】慶応三年(一八六七)の『沼田神社記』にもみえていたように野俣神社はじめ沼田天神と称し、寛政頃より菅原道真を祭る天神となった如くである。当時の祭日について『沼田神社記』を記した香屋安道の文章があるので記しておく。「今相殿ニ菅天神ノ新神像一軀坐セリ寛政中本村松尾一輔菅原姓ニテ旧族ナリト云フ人本社天神山ニ在リテ天神社ト称ルニヨリテ白謂是則天満天神ナリト即新ニ菅神ノ神像ヲ造ラシメテ安置神鏡ヲ鑄サセ提燈ニ梅花章ヲ彰シタリシヨリ卒ニ菅天神ノ社トナリテ祭礼モ六月廿四日ヲ用ル事トナレリ然ンドモ非可廃相殿トシテ祭ルベキ事ナレドモ沼田ノ名埋レンコトヲレテ其ノ本末ヲ詳明ニスルノミ、祭礼二月四日六月廿四日」  
これによると菅原道真を祭り始めた寛政頃より、祭日は六月廿四日であつたが、幕末頃から沼田天神の祭りを強調する意味で、二月四日が祭礼の中心になつたのではなからうか。

大正五年頃には総社宮と同じ十月十八十九日になつている(『吉備郡神社誌』)。現在も、総社宮の祭日と同じであるが、十月の第三土曜日から日曜日にかけてが祭日と当世風になつている。

野俣神社(沼田神社)は総社宮内にあるため、総社宮の神官や総社宮の別当寺が關興していた。総社宮の神官について『備中誌』は「神主ハ大宮司と唱へ其外祠官十餘家あり(中略)大宮司池上嘉内本村に有」とみえる。

総社宮の神宮寺について『備中誌』は次の如く記している「惣社山神宮寺惠光院 惣社宮別当本尊大日如来古しへ天台宗今古義眞言宗開山年歴不詳蓋新山より下山寺院成へし境内一反五畝三步 寺内二毘沙門の古作有境内暗内惣社宮の社内に在て別当なる事知るべし今ハ神人の為に社僧と成りたり貞享四年水谷殿への願書にも別当と書たり総社山正法寺旧跡 社僧也 開山年歴不詳代相續して終に天正に至り滅亡す今其跡正法寺畑とて総社北の鳥居の前に畑有て古墳等残れり」

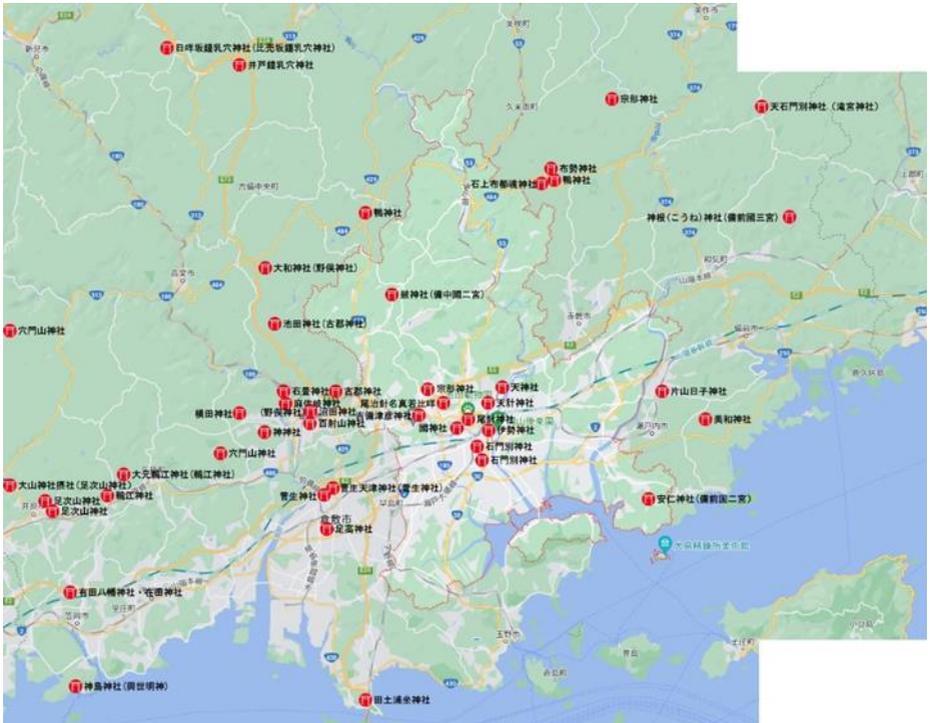
この外『備中誌』は総社山実相坊、如常寺の別当寺をあげている。『備中誌』の成立した嘉永頃、在在していた総社山神宮寺惠光院も現在はない。

野俣神社(沼田神社)は総社宮内の小社であるため、特定の氏子はない。戦前の社格は村社であった。

【社殿その他】 流造で間口一間・奥行一間である。『沼田神社記』にみえる神像、但犬、御船代が現在している。

美作国英多郡

# 6 つづみじんじや 鼓神社



【社名】 国史大系本に「鼓つづみ神社」とあり、吉田家本・九条家本も同様である。武田本は「ツツミノ」とある。古くは二宮鼓大明神と呼ばれたこともあるが、現在ではもつぱら鼓つづみ神社と呼んでいる。

【所在】 現在の所在地は岡山市上高田三、六二七番地である。明治までは賀陽郡上高田村であった。明治の頃から吉備郡岩田村大字上高田と呼ばれたが、大戦後は南隣の足守町に合併して、吉備郡足守町上高田となり、昭和四十六年、足守町が岡山市に合併したので現在は岡山市上高田となっている。古代は和名抄の賀夜郡大井郷に属し、中世には大井荘のうちに属したようである。交通は吉備線足守瞬に下車、バスで東北へ約八キロメートル、石見口に下車すれば同神社の門前である。

【祭神】 祭神は高田姫命・吉備津彦命・吉備武彦命・楽々森彦命遺彦命・天穂日命・大名持命・太玉命であるが、主神は高田姫命である。高田姫命は吉備津彦命の後神であるので、主神は高田姫命で、のち関係の神々を合せ祀ったものと考えられる。

【由緒】 延喜式神名帳には備中国賀夜郡四座大一座 小三座のうちに鼓神社がある。『神名帳考證』には、「景行紀の日本武尊、吉備武彦の女吉備穴戸武媛を娶り武鼓王を生む」とあるにより、鼓神社の祭神は武鼓王であろうと推定しているが、当神社の所伝では、祭神は高田姫命であるとしている。楽々森彦命ささもりひこは高田村あたりの県主であった、その女を高田媛命といった。すなはち吉備津彦命の後神である。その出生の地であるによって此地に齋き

祀り、関係の吉備津彦命・吉備武彦命・楽々森彦命・遺やりたま霊彦命を祀って往古は二宮五社大明神と称した。この楽々森彦命と遺霊彦命は共に高田村に住む土豪の神で、崇神天皇の朝、四道將軍として、「吉備の冠者」という鬼神を平定したとき大功があり、遺霊彦命は大井庄のうち五箇所を下賜された。そこでこの二神をも併せ祀ったのであるとしている。

明治七年の祠掌千原寛の書上(『式内二十二社明細帳』所收)によると、「回祿数度の後、元徳中、別当神林寺正円、一社を再建して五社を合祭、其後、永祿中又焼失セルヲ承應二年、神主千原九右エ門勝章、再建、則今ノ社は是リ」とある。『吉備郡神社誌』(大正五年刊)によれば、寛永二十一年三月八日、この地方の領主足守藩主木下淡路守は高二石を寄進し、祈願所と定めて尊崇した。明治維新まで毎年大祭のとき家臣をして奉幣せしめたとする。明治十四年十月四日県社に列せられ、明治四十年五月二十二日神饌幣帛料供進神社に指定せられた。明治四十一年十月十五日村社天神社(祭神天穂日命)、明治四十二年十一月十六日撰社王子神社(祭神大名持命)。同黄子神社(祭神太玉命)、明治四十四年三月二十日撰社楽々森神社(祭神楽々森彦命)を合祀した。

【祭祀】明治七年の祠掌千原寛の書上によれば、「祖先千原勝則、関ヶ原ニテ戦死後長子勝秀高田村下屋敷ニ閑居ノ時節、本社ノ神主片山氏絶家ニツキ里人ノ依頼にヨリ神官ト相成候。以来祠掌千原寛迄九代相勤申候」とある。これによると、元来千原氏は岡山城主宇喜多秀家の家士であったが、秀家没落後、当社の神官となり、

世襲して明治に至ったものである。現在、宮司は欠員、禰宜は千原寛の後裔、千原恭平氏である。

例祭は明治初年には旧暦九月二十四・二十五日であったが、その後新暦十月二十四・二十五日に変更され、今日に至っている。明治初年までは現在の岡山市大井まで御神幸が行なわれていた。

氏は岩田村(現岡山市上高田山之上、石妻)全体。明治七年の書上では氏子戸数四四〇戸とある。昭和二十七年の氏子数は、一七五〇人、現在も大差はない。

【境内地】明治七年の書上では三反二一歩となっているが、現在は一、二五五坪である。

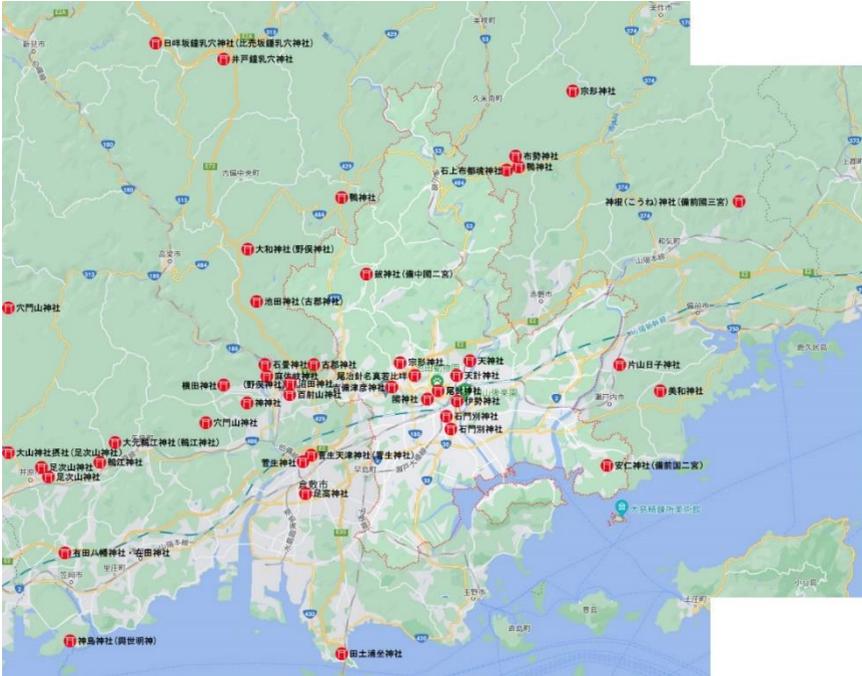
【社殿】本殿は間口二間・奥行三間、神明造、檜皮葺。幣殿八坪、本瓦葺。拜殿一三・五坪、本瓦葺、明治二十三年十二月建替。神饌所七・五坪、本瓦葺。隨神門二坪、本瓦葺。社務所二〇坪、本瓦葺。ほかに鐘楼四坪、神庫四坪となっている。境内末社に荒神社(祭神猿田彦命)、若宮(千早彦命)がある。

【宝物・遺物】宝物・古文書に特記すべきものはないが、境内本殿の背後の山林中に石造宝塔一基があり、国指定重要文化財となっている。総高十三尺八寸、全国屈指の大きな宝塔である。花崗岩製で、反花座の上に立てられ、相輪は後補であるが、その他は造立当初のもの。基礎の前面を二に分つて格狭間を刻す。その中に孔雀を一羽ずつ左右相称に浮彫としている。両側面の格狭間内に蓮華を圖案風に陽刻、塔身の背面に「大勸進沙門正円、貞和二年十月二日造立之、大工妙阿」と三行に刻んだ銘がある。六百十餘年前の造立で、石大工妙阿

は岡山市足守の足守八幡神社の石鳥居(国指定重文)を造った妙阿と同一人である。勸進沙門正円は前記「由緒」の項の神林寺の僧正円と同人と思はれる。恐らく神林寺は当社の神宮寺で、南北朝の当社は神佛済が苦しかったことも想像される。

備中国賀夜郡

7 きびつひこじんじや  
吉備津彦神社



【社名】国史大系本には「名神大」とあり、吉田家本も同様である。しかし王朝時代から明治維新までは吉備津宮とか吉備津大明神と呼ぶことが多かった。また、「備中の一宮」と呼ばれることもあった。明治以後は「吉備津神社」と公称され、今日に至っている。氏子や信者の間では「吉備津さん」と愛称された。

【所在】岡山県岡山市北区吉備津九三一。この地は和名抄の備中国賀夜郡板倉郷と庭妹郷にまたがる「吉備の中山」の麓である。賀夜郡は後に賀陽郡と書くようになり、近世には備中国賀陽郡宮内村といった。明治以後、宮内村は隣接の板倉村・川入村と合併して賀陽郡真金村宮内となったが、明治の中頃から吉備郡真金村となり、やがて真金町となった。昭和三十五年真金町は隣接の高松町と合併し、宮内と板倉は高松町吉備津と公称するようになった。昭和四十六年高松町は岡山市に合併されて、現在は岡山市北区吉備津となっている。吉備線の吉備津駅に下車し松並木を南行すること約五〇〇メートルで吉備津神社に達する。岡山駅からバスの便もある。

【祭神】当社は正宮（正殿、また本殿という）・本宮・新宮・内宮・岩山社に分れ、その祭神は次の如くである。

〔正宮〕主神大吉備津彦命

配祀日子刺方別命千々速比賣命御友別命中津彦命倭飛羽矢若屋比賣命倭迹々日百襲比賣命若日子  
建吉備津彦命日子窟間命

〔本宮社〕大倭根日子子賦斗避命百田弓矢姫命吉備武彦命犬養健命留靈臣命桑々森彦命外に配祀六神

〔新宮社〕 境内外の岡山市川入東山にあつて吉備武彦命を祭神としたが、明治末年本宮社に合祀した。その証址のみが残っている。

〔内宮社〕 本社から約四百メートルはなれた「吉備の中山」の山上にあつて百田弓矢姫命を祀ったが、明治の末年に本宮社に合祀した。

〔岩山神社〕 建日方別命を祀る。正宮の背後にある。以上を吉備津五社大明神といった。

【由緒】吉備津神社は大吉備津彦命を主神とし、その異母弟である若日子建吉備津日子命とその子の吉備武彦命ら一族の神々を祀つてある神社である。

日本書紀によれば、第十代崇神天皇のとき、即位十年、天皇は皇族の中から四人の将軍を選んで天下の四道に派遣して天下を鎮定せしめんとした。北陸道には大彦命、東海道には武淳川別、西道には吉備津彦、丹波には丹波道主命を任命し、それぞれ将軍の印綬を授けた。ただし、古事記には崇神朝に四道将軍が派遣されたという記事は見あたらない。ただ第七代孝霊天皇について、天皇が意富夜麻登玖阿礼比賣命と結婚して夜麻登登母母會比賣命・日子刺肩別命・比古伊佐勢理比古命(またの名は大吉備津日子命)・倭飛羽矢若屋比賣の二男二女を生み、ついで縄伊呂杼と結婚し日子窟間命・若日子建吉備津日子命の二男を生んだことを記し「大吉備津日子命と若建吉備津日子命とは二柱相副はして、針間の氷河の前に忌を居えて、針間を道の口として、吉備国を言向け和した

まひき」と書いてある。そして、この大吉備津日子命は吉備上道臣の祖、次に若日子建吉備津日子命は吉備下道臣と笠臣の顧、次に日子竊間命は針間の牛鹿臣の祠、次に日子刺肩別命は高志之利波臣・豊国之国前臣・五百原君角鹿海直の祖であると附記している。

崇神紀の「西道」というのは、のちの山陽道のことであるが、そのうち備前・備中・備後のあたりを通る道を「吉備道」、またこの沿道の地方を「吉備国」というたらしい。また崇神天皇は四道將軍を派遣するに当って、一方でオホは出雲の神裔にかゝる太田田根子命を繋げて出雲氏族の神を祀らしてその歎心を得ることにつとめ、丹波道主命を山陰道へ、山陽道には吉備津彦命らを派遣したというからこの四道將軍の派遣は、あたかも、南北から出雲を挟撃するような戦略をとったと想像される。出雲大社を祖神とする出雲国造の勢力を制約しようとした計画であったかも知れない

なお、吉備津彦命兄弟が播磨国に達して、ここを「吉備の道の口」と定め、氷河の畔に忌部いはいべをすえて神祭を行なつた氷河とは今日の加古川と推定される。いま兵庫県加古郡氷丘村(現加古川市)に日岡神社という古武が現存する。この神社の祭神は、天伊佐々比古命であるという。この神は伊十狭芹彦命、すなはち吉備津彦命の訛と考へられるから、この神社は吉備津彦命の遺跡であると考えられる。

かくして、吉備津彦兄弟は吉備国に入り、この地方を平定したが、崇神紀六十年秋七月には、崇神天皇への神

宝の奉獻を拒もうとした出雲国造の祖出雲振根を武淳河別と協力して誅している。

その後の吉備津彦命の事蹟は定かではないが、社伝によると「吉備の中山」の麓に「茅葺宮」を作つてこれに住み、吉備国の統治にあつたが、二百八十歳の長寿を保つて、ついにこの茅葺宮に薨じ、御墓は「吉備の中山」の頂の茶臼山に葬られたという。

若日子建吉備津彦命に一男二女があり、姉を播磨稲日大郎媛はりまのいなびのおいらつめといい妹を播磨稲日稚郎媛はりまのいなひのわかいらつめという。

ともに景行天皇のオハウスノミコト後宮に入り、姉は天皇の皇后に立ち櫛角別くしつぬわけのみこ王・大碓命・小碓命を生んだ。

この小碓命は日本武尊である。また、若日子建吉備津日子命の男子に御鉏友耳建日命みすきともみみたけひみことがあり、その子

に吉備武彦命があつた。景行天皇即位四年、日本武尊の東征に従つて大功があつた。日本武尊と吉備武彦命は従

兄弟である。吉備武彦命の子に意加部彦命おかべひこ・建功狭日命たけいささひ・吉備穴戸武媛きびあけとたけひめ・御友別命みともわけ・鴨別命かもわけ・兄媛えひめがあ

る。意加部彦命建功狭日命は父の功によつて、前者は廬原国造いははらくにのみやつことな後者は角鹿国造となつた。また吉備

穴戸武媛は日本武等の妃となつた。

兄媛は応神天皇の後宮に召されて寵愛されたが、天皇の十二年三月、望郷の心にたくなくなり吉備国に帰つた。

天皇は兄媛への慕情にたえず、瀬戸内海を経て吉備の国の「葉田の葦守宮」あしもりのみやに行幸した。兄媛の兄の御友別

は一族をあげて天皇を歓迎したので、天皇は大いに喜び恩賞として吉備国を分割して、御友別の一族それぞれを

県主に任じた。すなはち御友別の長子の稲速別を川島県に封じた。これが上道臣氏と香屋臣氏（のち賀夜臣また賀陽臣という）の始祖である。三子の弟彦を上道に封じた。こ名神れが上道臣氏と香屋臣氏（のち賀夜臣また賀陽臣という）の始祖である。三子の弟を三野県に封じた。これが三野臣氏の始祖である。御友別の弟の鴨別を波区芸県主に封じた。これが笠臣氏の始祖である。兄の浦凝別を苑<sup>その</sup>県主に封じた。これが苑臣氏の始祖である。兄媛には織部を賜うた。これをもつて御友別の子孫が今も吉備国に繁栄しているのだ、と懸神紀は記している。

吉備津神社の社伝によれば、御友別と仲彦は、千々速比賣命・倭迹々日百襲比賣命・彦寤間命・若日子建吉備津日子命と共に、いづれも当社の正宮の相殿に奉祀せられている。また浦凝別命・鴨別命は正宮の中陣の東隅に祀られ東<sup>とう</sup>笏<sup>しゃく</sup>御<sup>おん</sup>崎<sup>さき</sup>神とされ、稲速別命弟は中庫の西隅に祀られ西笏御崎神と称されている。

当社の広い境内のあちこちには多数の摂社や末社が祀られ、七十二宇の末社があった。そのうち正宮について重要なものは摂社の本宮社・新宮社・内宮社・岩山神社の四社で、正宮と合せて吉備津五所（五社とも）大明神と呼ばれ、氏子や信者が重大な祈禱をするときは神官と共にこの五社を巡拝するのが往古からの例であった。

本宮社には吉備津彦命の父君である大倭根日子子賦斗邇命（孝靈天皇）を内宮社には吉備津彦命の後である百田弓矢姫命（岩田姫命ともいう）を、新宮社には吉備武彦命を祀るという。しかし、明治の末年、社殿の合祀が行なわれ、新宮社と内宮社は本宮社に合祀されたので、吉備武彦命は本宮社に祀られることとなった。岩山神社は

建日方別命を祀る。社伝では岩山宮は吉備国の「国魂」を祀ると伝え、神体は自然の巨巖であるという。おそらの磐座の信仰ではあるまいか。

吉備津宮の創立については確実な文献はない。社伝に従うと、吉備津彦命の五代の孫、かやのおみなるみのみこと加夜臣奈留美命

が「吉備の中山」の麓の「茅葺宮」という斎殿の跡に社屋を営み、はじめて祖神である吉備津彦命を祀り、相殿に八柱の神を祀ったのが吉備津宮の正宮(本殿)の起源であるという。また一説には若日子建吉備津日子命の三代の孫に当る稲速別命・御友別命・鴨別命が初めて社殿を造ったともいう。さらに一説には、仁徳天皇が吉備海部直の娘黒媛を慕って難波から吉備国に行幸したとき、吉備津彦命の功をして社殿を創建してこれを祀ったと伝えている。いずれの説が正しいかいま確証はないが、その創立が古代にのぼることは間違いないと思う。

後白河法皇の編になる『梁塵秘抄』に次の今様歌が見える。

一品聖靈吉備津宮、新宮、本宮、内宮、隼人崎、

北や南の神かみまらうど客人、うしとら良みさきは恐ろしや

これによれば、院政の時代、吉備津宮の五証明神が都鄙の庶民の信仰をあつめてみたさまがわかる。このうち南北の随神門や「昆みさき」について説明しておく。吉備津正宮の南北には二つの随神門がある。ともに室町期の建立で国指定文化財になっている。古くは門客神とか門官人とも呼ばれた。北の随神門の両脇の厨子の中に吉

備津彦命の隨神である日芸麿と夜目麿の二神を祀る。正宮の裏に南隨神門がある。これには中田古名命と犬飼健命の二神を祀る。なお、正宮の内部の外陣の四隅には良御崎・乾御崎・巽御崎・坤御崎の四小祠が祀られている。備中国の諸郷には現在も村の鎮守として御崎神社(おんざき)(御前大明神とか園崎神社おんざきと書くものもある)と称する神社が少なくない。それは備前や備後にも及んでいる。これらの御崎宮は古くは吉備津御崎宮と称し、吉備津宮の遙拝所または分社であった。中でも良御崎宮(丑寅御崎宮とも書く)は『梁塵秘抄』に「良みさきは恐ろしや」とあるように平安朝の昔から靈異のいちじるしい神として畏敬せられた。

〔神階と社格〕古代の吉備地方は主として吉備氏の拓植によって開けたので、広くこの地方の人びとから氏神として崇敬をうけ、さらに朝廷の崇敬も極めて厚かった。

平安時代のはじめ仁明天皇の承和十四年(八四七)十月、当社は従四位下の神階を授けられたのをはじめ、翌十五年二月には従四位上、文徳天皇の仁寿二年(八五二)三月には四品に進められ官社に列せられ、同年八月朝廷から封戸二十戸を給せられた。さらに文徳天皇の齊衡二年(八五五)二月、当社の鈴鏡が一夜に三たび鳴ったという事件があり、同年四月、天皇は勅使を当社に派遣して奉幣された。また天安元年(八五七)六月には三品を授けられ、やがて浦和天皇の貞観元年(八五九)正月には二品に進められた。こうして十世紀のはじめ醍醐天皇の代に延喜式が制定されると、当社は名神大社に列せられ、承平・天慶の乱が起ると朝廷は幣を天下の十三の大社に献じ

て定を斬らせたが、当社にもその弊が奉られた。そして乱がおさまった天慶三年(九四〇)二月、その功によつて当社はとくに一品に進められた(『長寛勘文』)。こうして当社は以後、明治維新まで「いっぽん一品吉備津宮」と呼ばれて世の崇敬をうけた。例えば、貞観年中(八五九-八七七)備前・備中の国司に任ぜられた藤原保則は、深く吉備津宮を崇敬し、所在中に治績の大いに挙げたのはひとへに吉備津大明神の恩顧によるものであると述べている(『藤原保則伝』)かくして、その後諸国に一宮の制ができたとき、当社は備前備中・備後の「三国の一宮」と称へられるようになった(『大日本国一宮記』)。

平安時代、法華経守護の三十番神の信仰が起ると、当社もその一に加えられるようになった。神宮寺も平安朝から境内に建てられたが、その後、中世から近世の初まで神仏混淆も著しくなり、本地堂・求聞持堂・一切経堂ができ、本地は「虚空藏菩薩」とされた。別当寺ないし社僧寺として本願寺・真如院・青蓮寺・八徳寺・普賢院なども神社に奉仕するようになり、室町時代には境内に三重塔や加法塔も建立され、ごうじょうえん迎接会なども盛んに行なはれた。

〔社領〕吉備津宮の社領については文徳天皇仁寿二年(八五二)封戸二十戸を奥へられたことに始る。封戸は第に莊園化し拡大して行つたので、平安末期には当社の所在する備中国賀夜郡板倉郷とその隣接の庭妹郷・足守郷(以上賀夜郡)と撫河郷・妹尾郷・隼島保(以上は都宇郡)なども社領となつたと推定せられる。白川家文書の永萬

元年（一一六五）の『神祇官年貢進社寺注進』などによると、後白河法皇の院政時代、吉備津宮の社領は神祇官を本所として、その保護のもとに神社と社領の保全を図った領知制をとったようである。建久三年（一一九二）八月の仁和寺文書によると、吉備津宮とその社領は仁和寺を領家職に仰いでいる。『後鳥羽院辰記』によると、建保二年（一二二四）の領は後鳥羽院が本所となっている。領家は仁和寺で預所は藤原秀康であった。南北朝から室町期にかけても仁和寺の領家職はつづいたが、次第に守護大名や地頭らの武士勢力が台頭すると、当社の彫大な社領も次第に在地の武士の侵食するところとなって、戦時代になるとその傾向は一層強く、永祿の頃から備中国が毛利氏の分図となると、吉備津宮領も天正八年（一五八〇）に毛利氏の部水宗治によって検地が行なわれ、社領は毛利氏の支配のもとに次第に減少したと思われる。当社の伝承によれば、天正十年（一五八二）の高松城合戦に当社の社家達が積極的に羽柴秀吉方の援をしなかったので社領の安堵もされなかったという。

下って江戸時代、関ヶ原戦後に備中地方は徳川氏の管轄となったが、家康の代官加藤正次らによって当社の境内百六十石および山林のみが社領として安堵された。その後、歴代の将軍から朱印状をもらって門前の百六十石と山林竹木諸役が除され、明治維新にいたった。この朱印状下付の礼として当社の社家頭は八年に一度、江戸城に参勤し御祓箱を献上するのが例となった。しかし、これによって幕府の祈願社となったわけで、門前の宮内村は御朱印地の門前町として芝居興行なども許され、地方においては稀な繁昌の街となった。

【神職】繁当社の神職および神職制度は古来いくたの変遷を経た。文化文政の頃、社家の賀陽貞持の著した『吉備津宮略書記』によると、次の如く記している。当社には古代から応永頃まで奉仕した神官の数は常に三百家に及んだ。天正以降でも神主を初め「みやつこ」の家は七十余家、それに番匠(大工)・陶師すえのものらを合せると八十余家に及んだ。そのうち神主・大禰宜・祝部などの重職は賀陽氏(のち賀陽氏ともいう)であり、それについて神饌を司った御供座は藤井氏と堀家氏、神楽座を組織したものは藤井氏と河本氏とで、その外に無座と称する宮侍の家が十数家あつたといわれる。

〔賀陽氏(のち賀陽氏ともいう)の由緒〕当社の神官として最も早く確実な文献に見えるのは賀陽氏である。『扶桑略記』寛平八年(八九六)の條に、備中賀夜郡葦守郷(足守郷)に備前少目賀陽良藤がいた。その兄は賀夜郡の大領賀陽豊仲、弟は統領賀陽豊蔭であり、いま一人の弟は吉備津彦神宮の禰宜賀陽豊恒、また嫡男は兵衛志賀陽忠貞であり、かれらはみな「豪富の人也」とある。足守郷の西南に石井賀夜郡服部郷があり、そこに備中の国府があつた。この国府址に近く今、賀陽山門満寺(賀夜寺ともいう)があり古刹である。これは賀陽氏の氏寺といわれ、奈良朝の古瓦や礎石がある。賀陽氏は賀陽国造族の宗家で、足守郷を本貫としていたが、平安末期から、約八キロメートル南方の吉備津宮の近辺に移住し、当社の神官を世襲して近世に及んだ。『続左承抄』に依れば延久二年(二〇七〇)吉備津宮の神主賀陽貞政朝臣が勝手に社倉を移却し、被疑者として京都に召喚されたという事件があ

る。このとき氏人の正六位上賀陽朝臣致貞・正六位上賀陽朝臣清任・蔭子正六位上賀陽朝臣貞経らが連署して神祇官に対し「神主の在京の間、神主の代官に氏人賀陽致貞を補任して神事を執行したい」と願い出て許可されている。鎌倉初期臨濟を宋より伝えた栄西禅師はこの「賀陽貞政の曾孫也」と『元亨釋書』に見える。

この足守郷から吉備津宮の近辺に移住して吉備津宮の神官となった賀陽氏は、鎌倉時代以降も神主家・大禰宜家配家・左行事家・右行事家・吉上家・上番家・中番家・下番家などいくつかに分れて神務を分掌した。これは賀陽神主家に伝えられた数十通の「賀陽家文書」（現在は吉備津神社所）や、その他の当社の中世文書などによって裏付けられる。ただし賀陽氏に伝へた系図や記録によると、神主職を世襲した宗家の賀陽家は賀陽高治を最後として天二年（一五七四）嗣子なくして絶家となつている。大禰宜家も同じ頃に絶家となり、その他の一族も多く衰滅して、配師の賀陽氏と上番・中番・下番の四家の賀陽家が江戸時代までつづいた。

〔藤井氏等の由緒〕藤井氏も王朝時代から当社に仕へた祠官であつた。六正官（賀陽氏のこと）に次いで御饌司一人、大饌司兼本宮司一人が、ともに藤井氏を称した。その先は正六位下備中大目大中臣宿禰高雄と伝えるが正史には見えない。『元亨釈書』『拾遺往生伝』によると吉備津宮の神官に藤井久任あり、寛治四年（一〇九〇）都宇郡撫河郷の柴津間に薪を積んでその上に座し、念仏を唱へながら生の素懐をとげた、火定の人として特筆している。とにかく藤井氏の氏は次第に繁行して、近世の初頭のころ藤井氏を称する社家は三十余家に及んだ。これ

らの藤井氏のうち御饌司と大饌司を世襲した藤井高安家と藤井末吉家は賀陽氏四家と共に社家頭として七十余家の杜家達を統率して社務を司り社の支配に当った。たまたま貞享から享保にかけて事により六家の武家頭は追放され、代つて藤井氏家、堀家氏二家が新に社家頭(社司とも神主ともいう)となり維新に及んだ。

社家の堀家氏(堀毛氏ともいう)る世襲の神官である。留霊命の裔と称する。この堀家氏も王朝以来の家で一族数家に分れ、中世には吉上・横箭などの役を世襲したが、藤井氏と共に御供座に属した。このうち堀家清政家と堀家末政家は前記の藤井氏三家とともに社家頭として維新にいたっている。

社家の河本氏も十家ぐらいあり、藤井氏の中の九家と共に古くより神楽座を組織していた伶人であった。

江戸時代社家の組織としては社司五家、御供座社家二十四家、神楽座社家二十家、無座(宮侍)社家十家、神子家数家等、合計七十家の家があった。

これらの多数の社家のうち特筆すべきは、国学者として著名な藤井高尚(一七六三―一八四二)を出した話である。彼は明和元年(一七六二)当社の代々の社司藤井但馬守高久の子として生れた。のち伊勢の本居宣長に入門し、学を暖めることをもつて己の任務とした。吉備地方はもちろん、京阪や四国にも多くの門人をもつた。平安朝文学を専攻し、『伊勢物語新釈』『古今集新釈』『松の落葉』『松屋文集』など多数の著書を著わした。大正五年正五位を追贈された。

かくして、明治の初まで、さしたる変動もなかったが明治二年には神領地を新政府に奉還し、ついで明治四年には国幣中社に列せられ、宮司・禰宜・主典などおかれることとなり、従来の社家は失職を余儀なくせられ、他国に転出するもの、絶家となるものも多く、旧来の祭祀も習慣も一変するにいたった。その後、大正五年官幣中社に昇格したが、昭和二十年敗戦となり二十一年より国家の保護をはなれ、やがて神社庁に属し、今日にいたっている。現在の宮司は藤井崇行氏である。

【祭祀】神主・大禰宜・祝以下の神官及び、御供座・神楽座の多くの神官の奉仕した中世には、一年中に大小七十余の神事があったというが、社領も減少し神職組織も改まるに及んだ近世になると、神事の数もその内容も大いに变化するにいたった。社伝によると、一月元旦の鎮座會みましまつり、一月三日の神楽、一月五日の松植祭、一月七日の七草祭、二月十三日十四日の御誕辰祭、四月十九日の御忌日祭、五月十三日の春季大祭、五月中の卯の日の卯祭、六月三十日の大秋の祭、十月十九日の秋季大祭、十二月二十八日の御煤おすすはらい、十二月三十一日の晦日祭、その外に、一月十五日の御国祭、一月十九日の庁所開、八月十五日の放生會、九月一日の大饗會、毎年春三月の會式、毎年秋の流鏝馬等があったが、明治以後はおおよそ官国幣社の祭式令に準拠する祭儀が行なわれるようになった。ここでは現在行なわれている主なる祭典および神事についてのみ以下に述べることにする。

#### 松植祭

一月五日社伝には祭神在世のとき、備後鞆の津の人が千本の松を献上し、「古備の中

山」に植えたことにちなんで行ない来ったという。当日、本殿にて祭典ののち、宮司以下の神官、岩山宮に参向し、祭事を行ない小松を植える。思うにこの神事は植林事業の大事なことを示し給うた神意から出たと思われる。

### 春季大祭

五月十三日祭神の降誕の日として神ならびに大膳七十五台の献饌を奉持して御供殿より正宮へ行進供奉する荘厳稀有の神事である。俗に七十五膳の御膳という。近年は五月の第二日曜日に行なうことに改めた。

### 秋季大祭

十月十九日祭神が吉備国の賊徒を平定し、吉備中山に旋施ありし日に当るといふ。春季大祭と同じく七十五膳の大膳を正宮に献進す。遠近より氏子・信者いしゆう集する。

### 月次祭

毎月十三日、祭神の降誕の日に因んで毎月行される。

### 御忌日祭

四月十九日、祭神の薨去の日に当る。

### 名越祭

七月三十一日、夜は境内で氏子の宮内踊(岡山県無形文化財)が行なわれる。

### 夏祭

八月一日、是は末社の宇賀神社の祭礼である。

神事のうち当社の特殊のものとして次の三つをあげることができる。

〔御竈殿おかまでんの鳴釜神事〕当社の境内に御釜殿と称する建物がある。その内部に土竈があり、その上に鉄釜がかけ

られ、さらにその釜の上に木製の額が載せられている。釜殿には阿曾女という巫女二人が常住して奉仕しており、明夕の神饌を作り、本殿に運んで神前に供えるのである。一方、氏子や信者で病氣平癒とか商賣繁昌とかの祈禱を乞ふものがあると、神官は彼等を伴なって釜殿に行き、その釜の前に平伏する。一人の巫女は籠の口から松葉を入れてこれを焚く。他の一人の巫女は少量の玄米を搔か筈いけに入れ、これをこしきの中で振り、玄米を蒸すような操作をする。神官が祝詞を奏すると、やがて釜が鳴りひびき、祝詞を奏し終る頃となると、やがて釜も鳴り止むのである。このとき神官も巫女も何等の託宣も占の言葉も信者に与えない。しかし、氏子や信者たちは、古来の伝承として、釜の鳴る音の高低や大小や長短によつて、みづから吉凶禍福を占う。これを「お釜様のおどうじ」と呼び、「皮革もの」などを信者が釜殿の中に携へていると、その「穢れ」によつて「おどうじ」が悪くなると伝えられている。

この「鳴釜神事」は、古くから天下に著聞していたので、当時の文人や学者で当社に参詣した人は、ほとんどこの鳴釜の神祕を紀行文などの中に書いている。『耳袋』（根岸守信）、『神社啓蒙』（白井宗因）、『和漢三才図会』（寺島良安）等々がそれである。なかでも林道春の『本朝神社考』には詳述している。上田秋成の『雨月物語』の中には「吉備津の釜」という一篇の怪奇小説があるが、これもこの当社の鳴釜神事を題材として有名である。

〔御煤払の神事〕本殿の内々陣に祀る九柱の神座などを一年に一度、清掃するもので、毎年十二月二十七日か

ら二十八日の暁にかけて行なわれる。

十二月二十六日正午から宮司以下神官は潔斎に入る。潔斎は心身を清浄に保つことが第一とされる。殊に宮司は重いつつしみが要求され、潔斎に入るとともに忌屋にこもる。潔鷹中の宮司は、すべて無言であり、部下の神官との要談もすべて筆談とする。食事はいわゆる別火で、火打石で作った火で煮たきする。梅干や塩魚のみで、食事はきわめて粗食である。宮司は浄衣を着、毎年新調する。十二月二十七日、宮司は潔斎室にこもっているの作法をする。その作法は秘密とされ、すべて口によるが、主なる作業は祭具を作るにある。

二十八日午前零時を期して宮司は、ただひとり本殿に入る。みづから手行燈一個をもつて内々陣に入る。別に清掃の道具であるホウキ(これは山鳥の尾と茅のシベをもつて作る)と手桶(檜でつくる)二個と、ハタキ(木の柄の先に紙片をつける)を持って入る。桶の中には酒と水とが混入されている。白布で作った雑巾を用う。これらの道具をもつて神座の清掃をするのであるが、その順序や方法は口伝による。その間、宮司は白紙で作った覆面をし、無言である。その間に部下の神官たちは本殿内の御崎社などの厨子の清掃を行ない、煤払の神事が終るのは、たいてい二十八日の午前二時頃である。

〔矢立の神事〕正月三日当社の正面の石段下に矢置岩という巨石がある。その説明板に次の如く記されている。社伝によれば、当社の西北八キロメートルの新山に温羅うらという神あり、凶暴にして庶民を苦しむ、大吉備津彦

命は吉備の中山に陣取り鬼神と互に弓矢を射るに、両方の矢、空中に衝突して落つ。そこに矢喰宮(旧高松町高塚に現存)あり。また中山主神は鬼神の矢を空中に奪取す。当社本殿内の矢取明神はこの神を祀る。この戦のとき大吉備津彦命、その矢をこの岩の上に置きひ給いしにより、矢置石と呼ぶ、と。旧記によれば中古より箭祭の神事あり。願主は桜羽矢または白羽矢を献る。神官その矢をこの岩上に立てて祈祷し、のちその矢を御藏矢神社に納むる例なりき、と。この神事いつしか中絶せしが、昭和三十五年、岡山県弓道連盟の奉仕により復活され、毎年正月三日、ここに矢立神事を齋行することとなれり。

【氏子・崇敬者】氏子を分つて直氏子と大氏子とする。直氏子は当社の周辺岡山市吉備津、同東山、同川入、同惣爪、倉敷市日畑にて合せて約八〇〇戸、大氏子は備中国全の住民である。江戸末期までは、備中国その他の村々と当社の社家との間に師檀の関係を結ぶもの多く、信者を氏子といい、社家を御師と称した。明治以後は檀の關係は消滅したが、代つて吉備津講社が組織され、その数三五〇社に及ぶ。いつぼう全国各地から参拝するもの年々増加し、現在崇敬者の総数は一〇、〇〇〇戸をこえる。

【境内地】合計六六四六〇坪。うち社地は六、三九八坪。山林八〇、〇六二坪。

山林は当社の背後にある「吉備の中山」の山林である。「吉備の中山」は、さほど高い山ではないが(海拔二七〇メートル)、容姿秀麗、古くから歌枕として著名な山である。平安朝の才媛清少納言が『枕草子』の中で天下の

名山として賛美してる。別名を鯉山というのは頼山陽がこの山容が鯉魚の形に似ていると愛称したという。この山頂に吉備津彦命の墓という前方後円の巨墳がある。その辺から一条の細流が流れ出て、吉備津神社の摂社本宮社の前に達している。その本宮社の前に巨碑があり「吉備中山細谷川古跡」と太字で陰刻されている。幕末弘化三年（一八四六）この地に来遊した石見津和野の国学者野々口隆正（大国氏）の筆である。この碑の裏面に、仁明天皇即位の大長十年（八三三）、大嘗祭の主基となった備中国の風俗歌が刻まれている。

真金吹く吉備の中山帯にせる

細谷川の音のさやけさ

その後、吉備中山や細谷川は歌枕として歴代の歌集や連歌、俳句にうたわれている。

また、吉備中山には環状石籬かんじょうせきりもあつて古代祭祀の遺跡ともいわれている。

【社殿・施設】〔本殿（国宝）〕本殿は一・二坪、檜皮葺。拝殿は二・四坪、檜皮葺、裳階瓦葺。現在の本殿は棟札などによって永三十二年（一四二五）の再建であることは明確である。この本殿は特異な平面形式および外観によって「吉備津造」と呼ばれ、広く世間に知られている。平面は正面七間、側面は八間であつて、実長はそれぞれ四丈八尺余と五丈尺の大建築である。この平面は、いわば三間社流造の周辺に応を二重にめぐらせた形と理解することができる。すなはち三間社に相当する内々陣と内陣の四周を中陣がとり巻き、その前面に五間の向拝の間（朱

の壇)を設け、さらにこれらの周囲に庇をめぐらして外陣とするのである。周辺から中心にゆくにしたがって、床も天井も少しづつ高くなる。一方、外でもつとも特異なのは檜皮葺の屋根であって、入母屋造を二つ前後に連結した形をとる。学界で比翼入母屋造といわれる当社の建築様式がそれである。軒はきはめて深いが、これを一軒でつくり、大仏様(天竺様)の挿肘木さしひじきの組物をもつて支へる。回縁もまたおなじことである。そしてこれらが、高い銀腹とよばれる基壇の上についで、実に美しく調和した建築美を生み出している。

〔拝殿(国簀)〕本殿の前にただちに妻入の拝殿が接続している。この拝殿も本殿と同時期のものであつて、正面一間側面三間の正側三面もこしに裳階もこしを付加し、それを瓦葺の腰屋根をも乗ってつくるといふ、日本全国に例のない独特の形式である。

本殿および拝殿に大仏様の建築手法が混入していることについては、東大寺を再建した僧重源との関係が考えられようと東大の稲垣助教教授が述べている(『原色日本の美術』16)。すなはち「南無阿彌陀仏作善集」によれば、重源は十二世紀初頭のころ、備中吉備津宮に結縁のため鐘一口を施入したこと、またこのとき殿の造営が行なわれていたことが知られる。このときの造替については裏付けとなる史料がないが、重源の影響が何らかの形でおよんだことは十分に考えられる。また四面に庇をめぐらす平面も、常行堂にならって考えられた形式かも知れない。

〔北随神門(国指定重要文化財)北の参道の石段をのぼったところに、北向きにたつ三間一戸の八足門である。桁行二四尺六寸五分・梁間一二尺九寸一分・棟高二七尺二寸、白い銀腹の上に建てられ、柱は太い柱を用、総計一二本あるが、中央の四本をのぞき前後の控柱八本をもつて「八足門」とよぶ。

屋根は入母屋造、檜皮葺。木部はすべて丹塗りとし、壁は白色に塗っている。三間のうち中央の間は通りぬけの通路、左右の間には高い床を張り、高欄を設け、前後に仕切って、前の間を板壁で囲い、随神を安置している。中央の間の組物の間に双斗を置いて中備とし、頭貫の木鼻の絵様は単純であるが、よくひきしまっている。また内部の両側の虹梁上には、板臺股を置き、三斗を組んで地棟を支えている。

再建当初の棟札はないが、天文十一年(一五四二)の上葺(屋根葺替)棟札があるので、それにより室町中期の再建とされている。

〔南随神門(国指定重要文化財)〕南の参道から本殿へ続いた長い回廊の中間にある三間一戸の八足門で、延文二年(一三五七)の再建といわれ、吉備津宮の社殿群中第一の古建築である。桁行二〇尺三寸・梁間一〇尺六寸・棟高二三尺三寸、入母屋造の屋根を本瓦葺とし、大棟と降棟の端に菊桐の紋章のある鬼板を烏衾で飾る。

白漆喰の亀腹の上に太い円柱を用いて建てられ、木部は丹塗り、壁は白壁、前面と背面の中央の間の中備(組物と組物との間の装飾)に立てた双斗は花肘木となり、三重に巻いた白線の渦紋がこころよい階調をしめし、また

頭貫の木鼻の絵様は、白い花卉のような形につくられ、ともにこの建物の時代的表徴となっている。

内部の本柱の上には美しい渦紋のある大斗花肘木をのせて虹梁を受け、虹梁上の姿のいい板臺股を置いて地棟をささえている。

〔御釜殿(岡山県指定重要文化財)〕現在の御釜殿は安原備中守草壁真人知種という備中早島の出身で石見大森銀山關係の豪族が願主となって、慶長十七年(一六一二)に再建したもので、桁行七間(五〇尺五寸)・梁間三間(一九尺五分)二重入母屋造、本瓦葺の建物。社はすべて径一尺一寸の圓柱を用い、軒は一重繁垂木で四隅だけが放射状に配列した扇垂木になっている。

東面中央の一間を入口にして両開唐戸を設け、その上に牡丹の彫刻を入れた臺股を飾る。この臺股が軒まわり唯一の装飾である。四面ともに柱間に二段に連子窓をつくりつけ、その下方を板壁にしている。連子窓は採光と煙出しをかねたもので、柱から柱へ通した分厚い雪を窓縁にして連子をとつけた簡素な構造、それが二條の帯となって建物の軸部を一周し、いかにも御釜殿らしい景観を作っている。

内部は三本の円柱で南北二室に仕切り、天井の無い化粧屋根裏、床は拭板敷とする。北の室は床を一段高くして中央に二口一連のカマドを築き、釜をかけている。南の室は祈祷依頼者の座になるところで外陣に相当する。

ここには阿曾女という二人の老巫女が奉仕し、一人がカマドを焚き、一人が釜の背後に立つてウラナイの秘法

を行なう。釜がさわやかに鳴ると良いしらせ、鳴らなかつたり低調であれば不吉なしらせとされる。

このカマドの下には、吉備津彦命の退治した鬼の首を埋めているという伝説があるが、だいたいこの神殿は、古代の豪族屋敷の漲所の建物といった感じが強く、民俗学的に興味ふかい資料でもある。

〔回廊〕当社には拝殿・本殿の側面に並行して南に向い、南随神門を中に挟んで更に山麓を南へ延び細谷川の右岸登山道に至る幹線の回廊がある。この幹線の回廊の分岐して旧御供殿に至るもの、御釜殿に至るもの、本宮に至るもの、以上四棟の支廊がある。この総延長一九二間二尺四寸(三九八メートル)である。地形の傾・坦に感じて廊敷を通じ、自然の形勢に順熟しつつ古色ゆたかな山麓社叢を縫ふて長蛇の如く延長した回廊は、当社に見られる珍らしい景観である。

この回廊の沿革については、天正六年(一五七八)から同十七年に至る棟札が二十七枚保存されているので、天正年間の再建である。その後、江戸時代にたびたび修復しているが、当初の規模・様式を踏襲して今日に至ったことは確実である。

その他の建物は次に列撃するとおりである。

種類	構造	床面積
齋館 儀式殿 神饌所 参籠所 御供殿 本宮社本殿・拝殿・釣殿 岩山宮 一童社 宇賀神社 瀧宮社 春日社 八幡宮 大神宮 社務所 祖霊社 前殿 旧社務所 文書庫 宝物庫	木造瓦銅板葺 木造瓦葺二階建 木造槍皮葺平家建 木造瓦葺平家建 木造銅板葺平家建 木造榎皮葺平家建 木造瓦葺干家建 木造檜皮葺平家建 木造瓦葺平家建 木造瓦葺平家建 木造メツキ銅板葺平家建 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右 同右	二五三・七七 七四・七 五一・九〇 一七六・五五 一五三・七七 六九・四一 一〇・七五 八・九三 七・五七 二・二五 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八 一・九八

称する前方後面墳がある。南北一〇八間、東西五七間の巨墳である。土地の人々はこれを御陵とか御廟と呼んでいたが、明治七年、宮内省(現在は宮内庁)の所管となって「大吉備津彦墓」と改称され、現在に至っている。前方部は南面し、はるかに湖や四国を望み展望に富んだ景勝の地である。

【寶物・文書・記録】常社は大社として寶の社殿を有する古社であるが、その割には寶物は少ない。いまだ社の寶物目線に従って、その主なるものを左にあげ、若干の説明を加えておく。

○棟札 延文二年(一三五七)の「南随神門棟札寫」、康安二年(一三六二)の「随神門上棟記録」、応永三十二年(一四二五)の「正殿御上葺棟札寫」、享祿三年(一五三〇)の末「一童神社棟札寫」、天正十九年(一五九一)の「南随神門棟札寫」、慶長三年(一五九八)の「本地堂棟札寫」元和二年(一六一六)の「正宮上葺棟札寫」などのほか、天正年間の回廊棟札約三十枚、明和六年(一七六九)の「本殿修造棟札」(国宝)、弘化三年(一八四六)の「本殿修造棟札」などが伝存している。

○境内江戸時代に作られた数葉の境内圖がある。享保以前に造られたものには三重塔・鐘樓・求聞持堂が描かれ、神仏混淆時代の当社の昔をしのぶことができる。幕末の嘉永年間と明治十三年に作られた版畫はんわくの境内圖もある。

○古文書建久四年(一一九三)の「神主賀陽朝臣某護状」を最古とし、中世文書約二〇〇通、それに近世文書が多

数残っている。藤井駿が編集した『吉備津神社文書』に三六七点、その続篇に五七点を収載している。

○朱印状徳川将軍朱印状、慶安元年（一六四八）の三代将軍徳川家光の朱印状を初め歴代将軍の朱印状がある。

○連歌一卷（岡山縣指定重要文化財）永八年（一四〇一）正月、前駿河守之光が法樂のため一萬句の連歌の句を奉納したもの。

○高麗版一切経（岡山縣指定重要文化財）約九〇〇巻、桃山時代備中の豪商坂田丹波守が奉納したもの。江戸中期までは當社境内の一切経堂に納められていた。

○墨絵の馬額 鎌倉時代の作品と見られる馬である。

○虎絵の額 円山応挙の筆である。

○風月燈籠 古拙風雅な鉄製灯籠である。江戸時代の文人茶人の間に喧伝されたもの。

○狛犬一對（岡山縣指定重要文化財）正宮の中陣の東西の入口に置かれている。社伝では運慶作というが、鎌倉後期か南北朝の頃かといはれる。常時の優品であるとされている。

○鬼面一面（岡山県指定重要文化財）鎌倉期の作といはれる。

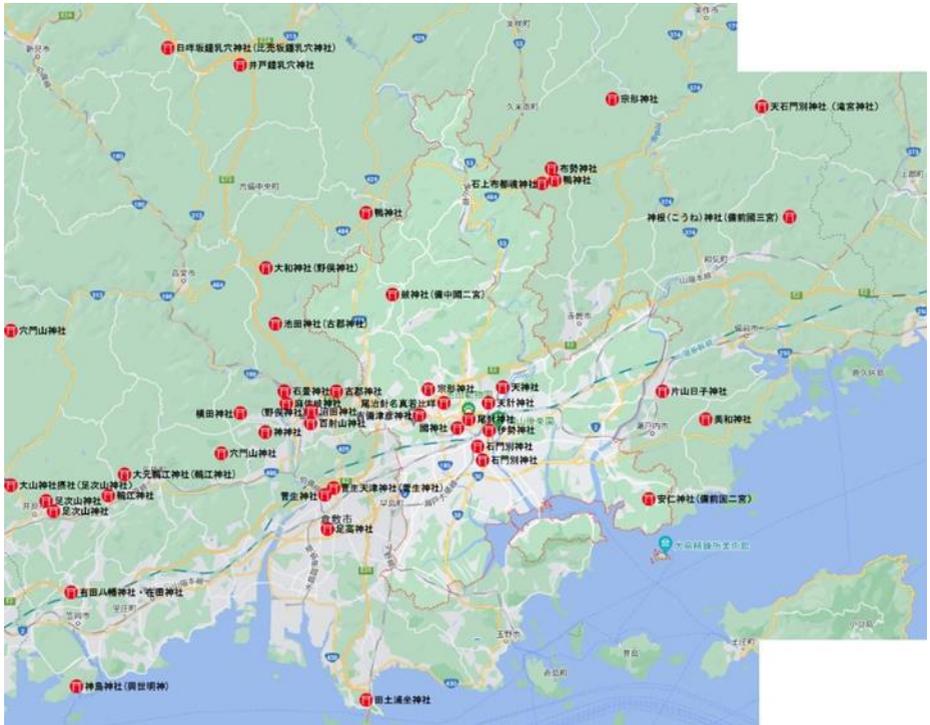
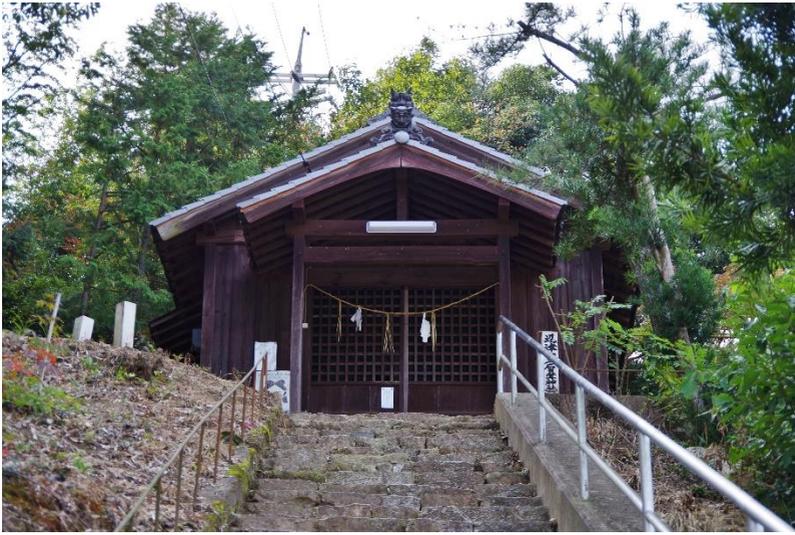
○古面十一面（岡山県指定重要文化財）平安末から鎌倉初期にかけて齧社の迎接會に用いられた菩薩面と考へられている。

○銅鐘一個(国指定重要美術品)永正十七年(一五二〇)卯月九日、社務代生石兵庫助奉納の銘文がある。

このほか、刀剣・楽器などがあるが、省略する。なお、山市一宮に備前国一宮の吉備津彦神社(元国幣小社)があり、広島県芦品郡新市町宮内に備後国一宮の吉備津神社がある。ともに式内社ではないが、王朝以来の古社である。祭神は吉備津神社と同一である。古く当社から分祀されたものと考えられている。

備中国下道郡

8 いわたたみじんじや  
石 畳 神社



【社名】国史大系本では「石<sup>いし</sup> 置<sup>いだたみ</sup> 神社」と訓み、吉田家本では「石<sup>いわ</sup> 置<sup>わたみ</sup> 神社」、武田本では「石置神社」と訓んでいる。九條家本では「石<sup>いし</sup> 置<sup>いたみ</sup> 神社」と訓んでいる。地元では「石<sup>いわ</sup> 置<sup>だたみ</sup> 神社」と称している。

【所在】岡山県総社市上秦石村三、九九五番地(下道郡上秦村字石村)

高梁川の淵にそびえる五、六〇メートルの石柱をご神体とするものの如くであって、現在、その下に豪<sup>ごう</sup> 溪<sup>けい</sup> 秦<sup>はだ</sup> 橋<sup>ばし</sup>がかかっている。この石柱の西方に連なる山を茶臼嶽と呼んでいる。伯備線豪溪駅より西南に約一キロメートルの場所である。なほ、上秦は和名抄の下道郡秦原郷にあたる。

【祭神】『備中誌』(嘉永年間)には「荒平山の内有高十六丈余今廃して社なし数十丈の石壁を神体とす」とみえる。『式内二十二社明細帳』(明治七年)にも「祭神神石」とみえる。『吉備郡神社誌』(大正五年)および神社明細書(昭和二十七年)には祭神を経津主神としている。

【由緒】石置神社の巨石が非常に立派なものであるので、諸書が触れている。

『備中巡礼略記』(寛政二年、『吉備群書集成』第二集所収)に「拾八神石置神社、俗に茶臼嶽と言う。上秦村石置」とみえ、古川古松軒「吉備之志多道」(『吉備群書集成』)

詣の輩は此処にて拝す若此石を神体として祭りしにやさすれば此所の土地の神にして社は古へよりなきものな

るを後世小祠を建たるものならんか此例余国にもあり然れども当所に何の語り伝えもなきまゝに神名不知と改帳にあり」とある。

【祭祀】天正三年(一五七五)の年号の入っている『橋本庄十三社諸祭神』(石畳神社の神主所藏文書)によると「十一月いの日 石夕々ミ祭 廿代中田」とみえている。『式内二十二社明細帳』にも、「旧曆十一月亥之日」とみえている。しかし、『吉備郡神社誌』には、七月八日〜九日、昭和二十七年の神社明細書には七月九日とみえている。現在も七月九日である。

石畳神社の神官については、『備中誌』に「祭礼十一月亥日末社荒神今廃す享保中後社人小橋氏撰之」とみえる。これは、享保中頃より後、小橋氏が神官として石神社を管理し始めたと解釈できよう。この神官小橋氏は秦下村にあつた山伏寺・古川坊の子孫に当る家で、寛文頃還俗して神官となつたらしい。『備中誌』に「山伏古川寺 薬師院 秦下 元寺院なり往古古川坊と一山なるへし」「古川坊 秦下 廃跡開山不詳 寛文七年備前領之故還俗して神職と成小橋大膳と言 元亀年中領主川西三郎左衛門判物今に小橋氏所持之」とみえる。

この神官小橋家の所蔵する古文書には、宛名が古川坊とみえるものが数通ある。このことから、江戸初期頃までは、山伏寺である秦下村の古川坊が、石畳神社の別当寺の如くであつたと考えられる。古川坊の山伏は、寛文頃、還俗して神職となつたものと、新しく古川寺(この寺も現存)を興し山伏を継承した家があつたことを

意味するものであろう。

『式内二十二社明細帳』には、神社の近くに神納、射場、菖蒲田と称する字名があると記している。

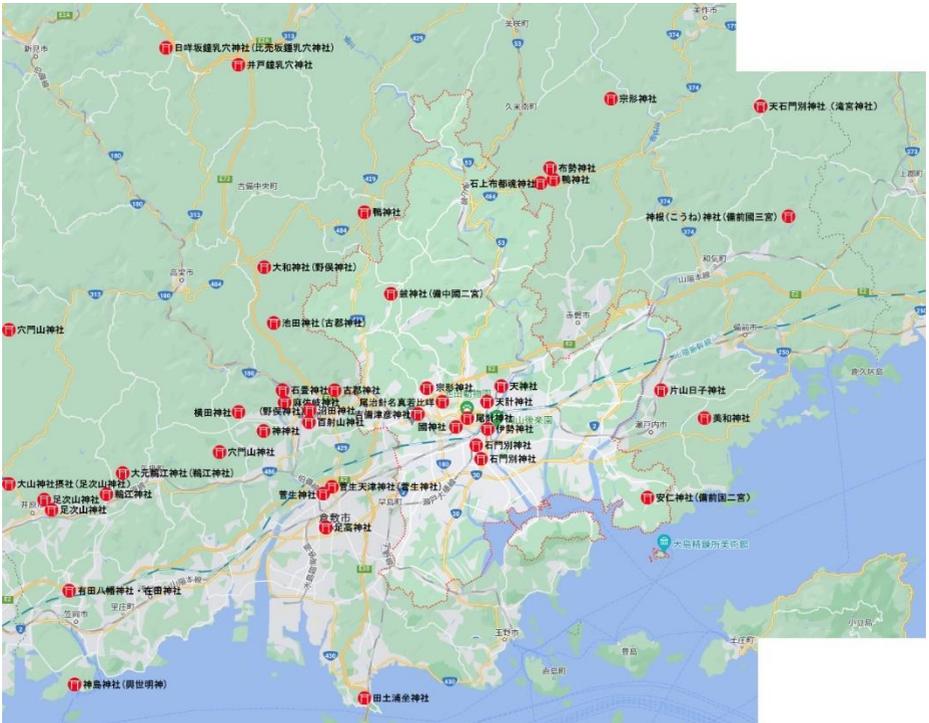
氏子について『式内二十二社明細帳』は氏子無しとしながらも上秦の人々が氏神同様にしてあると記している。明治四十年に村社に指定されたため、大正五年頃には氏子五〇七戸となっている。現在の氏子は一〇〇戸あまりである。

【社殿】現在の拝殿は昭和三十年に建てられたものようである。間口二間・奥行四間。

現在の境内地は二四四年である。

宝物・遺物には特記するものがない。

9 備中国下道郡  
みわじんじや  
神社



【社名】 国史大系本及び吉田家本では、ともに「神神社」と訓んでいる。武田家本・九條家本は「神社」と記し、これを「神社」と訓んでいる。現在も「神神社」と称している。

【所在】 総社市八代宮山九一八番地(下道郡八代村宮山に鎮座している。八代は和名抄の下道郡秦原郷にあたりと考へられる。神神社の所在する地域を、古くから八代(ヤシロ)と言っているが、これは、神神社が所在しているためである。

現在の社殿は宮山にあるが、『吉備郡史』(昭和十参年)によると、付近に古宮、宮谷、宮砂、奥宮砂、的場、宮ノ脇、宮ノ下、神楽田などの地名も存在する。

神神社は、伯備線総社駅の西方約五キロメートルの小さい丘の上にあり、神社の背後(西方)には円錐形状の木村山(二〇一メートル)がある。

【祭神】 明治七年調査の『式内二十二社明細帳』によれば、大物主命とみえている。『吉備郡神社誌』(大正五年)によれば、大物主命、応神天皇、仲哀天皇、神功皇后、天照大神、春日神、大山咋命、素戔鳴命、経津主命、参女神、健甕槌命、彦佐島命を祭るとする。

『備中誌』(嘉永年間)には、「往古は参輪神社と書たりしよし」ともみえ、また「祭る神大山祇命本州十八社の其一也」ともみえてある。

『備中誌』には「末社若宮相殿に有<sup>方四尺</sup>荒神八王子当時廃す」とみえている。明治四十参年に近郷の八幡神社、八代神社、伊与部神社を合祀している。神社社は明治四年に村社に指定されている。

【由緒・祭祀】神神社の古い所在地について『備中誌』は「昔し松山川東へ入て参和村の方へ流れそれより古池へ落し頃は今の参和村古川の西に育て池田光政公より前は今の参和村に立せ給ひしを其後此八代村に還せしとかやいい伝へぬ」と記している。松山川とは現在の高梁川で、参和村とは総社市参輪である。十七世紀に神神社が高梁川左岸の地から右岸の八代村に移したとする『備中誌』の説が正しいかどうか、現在のところ判断しかねる。

『備中誌』には「祠官近藤豊前 山林二畝 一町八反 祭礼九月十七日八日 神人小橋大膳今は下原村近藤氏神人嘉右衛門一ノ神子喜太夫二ノ神子市平昔は社僧にて海照寺别当寛文中より改へ」と記し、祭祀の様子を伝えている。

『備中集成志』（宝暦七年）には「神ノ神社 小 八代村嗣官下原村近藤豊前」とみえ、天保十参年（一八四二）の銘のある棟札に「祠官近藤斎市源義武」の名がみえていることから、神官近藤氏の存在が知られるのである。

神官近藤氏と别当寺との関係について、『式内二十二社明細帳』には「旧神官近藤武雄先祖澄海寺ト申社僧ニ

有之侯処寛文中還俗仕仁太夫卜相改当代迄九代二相成申候」とみえてあることから、神官近藤氏は、江戸初期までは僧であって、神社社を支配していたのである。

『式内二十二社明細帳』には、別当寺を澄海寺と記しているが、『備中誌』では、海照寺を別当寺として、「海照寺八代村輝宗井山末寺也建立開山不詳当時駿寺」とも記していることからして、神社社の別当寺は海照寺で、その寺は曹洞宗であったことがわかる。

神子の家があったようであるが、現在のどの家がそれであったか判明しない。

祭礼は秋祭が中心である。明治七年頃は暦九月十七・十八日であったが、大正五年頃は新暦十月二十五・二十六日となり、昭和四十七年頃より新暦十月九・十日となっている。

近郷の神社に対する信仰習俗についてみると、昭和の初年頃までは、「日参ノボリ」と称する幡と、燈籠に明りをともし「油どつくり」が、各家を順番にまわっていたという。「日ノボリ」が廻ってくると、神社社に家の者だれかが参拝し、「日参ノボリ」を次の家へまわす。「油どつくり」が廻ってくると、それをもって神社社の籠に明りをともしに参り、帰ったら次の家へ「油どつくり」を廻らすようになっていたという。

また、旧暦六月十参日には、村祈祷と称する祭礼を神社社でおこない、参拝者には青年団が作ったニギリ飯を配っていたという。

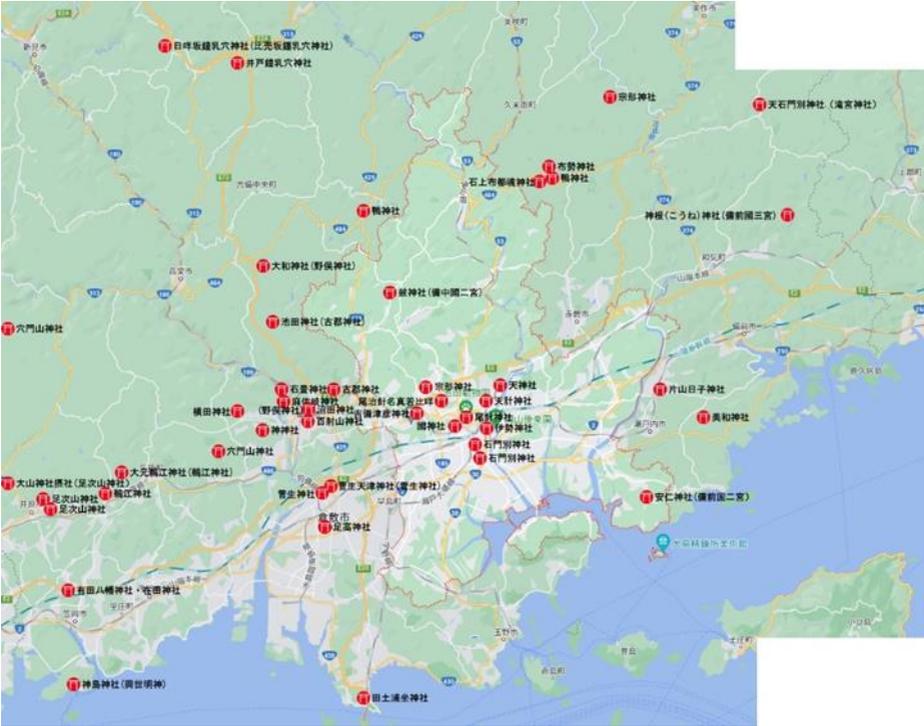
神官については、明治になると近藤氏は神社からはなれたようで、大正五年頃は浅野間啓太郎、昭和二十七年頃は浅野間春作、現在は浅野間義男氏(総社市総社の人)が兼務している。

氏子は、明治七年頃が二五五戸、大正五年頃が二九五戸、現在は約四〇〇戸で、旧吉備郡神在村全域である。

【社殿】社殿は江戸期それも末期の建築になるものようである。拝殿には前述の如く天保十参年(一八四二)の棟札が打ちつけてある。本殿は流造で間口一間・奥行一間、幣殿間口二間奥行二間、拝殿間口五間奥行二間、社務所間口四間奥行二間半、倉庫間口一間半・奥行二間半、廻廊間口一間・奥行六間。拝殿に納めてある締馬の古いものには、文久二年(一八六二)の銘があり、境内の燈籠は文政四年(一八二二)の銘、狛犬の銘は文久元年(一八六一)である。境内地は一、三三三坪。

備中国下道郡

# 10 麻佐岐神社 まさきのじんじゃ



【社名】国史大系本では「麻佐岐神社」と訓んでいる。吉田家本では、「麻佐岐神社」と訓んでいる。現在も麻佐岐神社と称している。

【所在】岡山県総社市秦四、〇三五番地(下道郡秦下村宇麻佐岐山)総社市久代の久代小学校の北方にそびえる正木山山頂(三八一メートル)に位置する。神社の南方の眺望はすばらしく、遠く瀬戸内海をみおろすことが出来る。伯備線豪溪駅より山道を約六キロメートル西南に登る。なお、秦は和名抄の下道郡秦原郷にあたる。

【祭神】正木山の山頂の岩を御神体とするものごとくである。『備中誌』(嘉永年間)に「秦下村に有山の頂に標の石有秦下秦上の福谷にわたかま蟠る高山也今廃して地のみ礎ばかり残れり、(中略)古来より靈石有此石礎方二間位と見ゆ」とみえる。この岩を依代とする神を『備中誌』は「下道郡麻佐木神社伝へていう祭神天照大神也本州十八社の其一也」として天照大神を祭神とする。『備中誌』にみえる麻佐岐神社の末社は加茂・龍王社である。

『式内二十二社明細帳』(明治七年)には「祭神 神石」とみえる。明治初年頃成立したと考えられる『備前国式内書上考鎌』のうち『備中国式内十八社之内四盛岡山藩支配所分上』には「祭神一座正鹿山津見命」とみえる。

『吉備郡神社誌』(大正五年)には「祭神大国魂神」とし、昭和二十七年の神社明細も同じである。明治四十

年に村社に指定されている。

【由緒】諸書にみえる麻佐岐神社を記しておく。備中集成志（宝暦七年、石井了節著）には「石疊ノ神社 小麻佐岐ノ神社 小 右両社今ハ無ニ社地」。秦村ニ鎮座備前一ノ宮ノ社務大守藤内左衛門近年社建立有之由。」とみえる。

古川古松軒『吉備之志多道』（『吉備群書集成』第一集所収）には「十八神社の内、此社の事跡秦村と久代村の境にて、其所大山の頂に標石あり。昔時は小社にてもありしや不審き事跡なり。然れとも久代村の田畑に麻佐岐田と称する田四五町あり。相伝て麻佐岐の神社の神田なりと言う」とみえる。

『備前国式内書上考録』のうち『備中国式内十八社之内四座岡山藩支配所分書上』には「検者等当社旧跡を点検するに古きなど残趾すといへども幅員甚不レ広鳥居馬場先などの敷石なども上代の普請とも見えず是等は後世のものならんかただ山上に灵石二顆ありて甚麗なる石の玉垣もてかこひ前に一間四面の拝殿立てあり当山は郡中の高山にて四方の眺望よし一山樹木なく絶頂に松樹四五十本あるのみなり如此高山にてうつくしき山なれば社はなくてただこの麻佐岐山を神体として斎き祭れるものならんか」と記している。

【祭祀】天正三年（一五七五）の年号のみえる『橋本庄十三社諸祭神』（小橋光一氏所蔵文書）には「六月十八日マサキ祭一段かわぶち畠」「十一月十七日 まさき祭十代目田」とみえている。「一段かわぶち畠」とか「廿代目

田」とみえるのは、祭の費用にあてる免田畠の面積と場所を示すものと考えられる。

『備中誌』にも、「祭礼 六月十八日 十一月十七日十八日也」とみえる。

『式内二一社明細帳』には「祭日旧曆十一月十七日十八日」とみえ、『吉備郡神社誌』には「祭日 七月拾壹日 拾貳日」とある。昭和二十七年の神社明細書には七月十二日とみえる。現在は四月十一日である。

『式内二十二社明細帳』には「麻佐岐田 彼岸田 三月田 鏡田 麻佐岐山二大祓谷ト申字有之又久代村二モ麻佐岐田ト申字有之由」と記してある。『吉備郡史』によっても久代に正木田と称す字名があり、麻佐岐神社のかつての神田の所在を示すものであろう。

麻佐岐神社の存在する正木山は、かなりの高さをもつてあるので、干ばつの時、降雨を祈る場所でもあったやうである。『備中誌』には「早魃すれば里民此山に登り雨乞す必験ありという」とみえる。麻佐岐神社の末社に龍王社があるのは、このためであろう。

この麻佐岐神社の神官は、古くから山麓の小橋氏であった。小橋氏は山伏寺・古川坊の子孫にあたり、江戸初期寛文頃還俗し、神官になった家である。中世から江戸初期頃までは、古川坊の修験者が麻佐岐神社を管理していたと考えられる。(古川坊、小橋氏については石畳神社でも触れている)現在の神官は小橋光一氏である。

氏子については、『式内二十二社明細帳』が「氏子 無御座 秦下村南秦ヨリ氏神同様ニ敬申候」と記している。明治四十年に村社になったため、大正五年頃の氏子は五〇七戸とみえる。現在は二三〇戸あまりである。

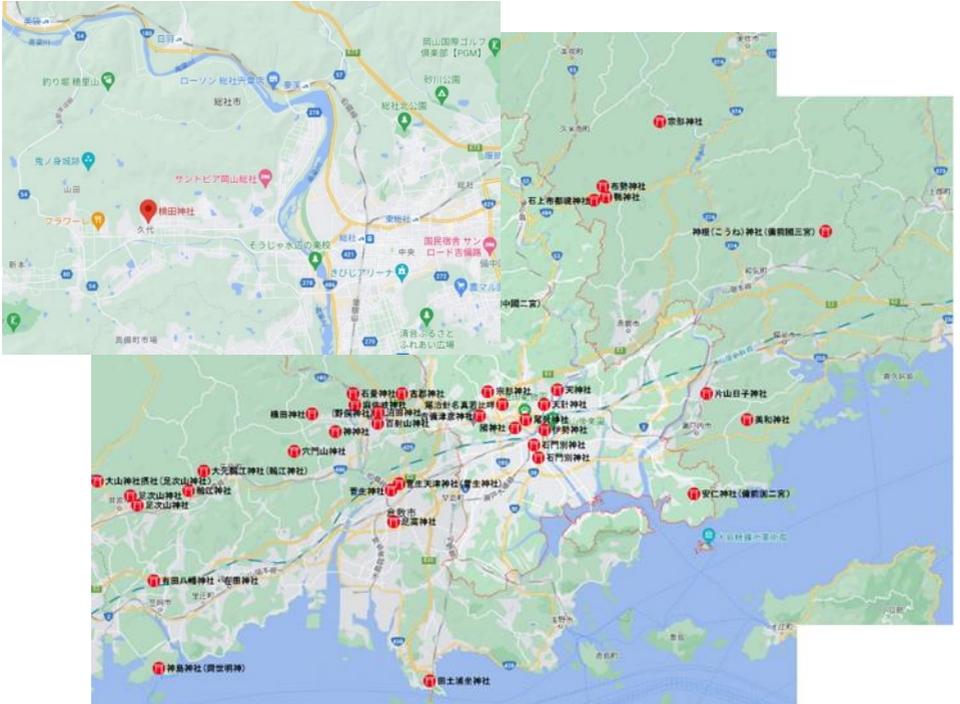
【社殿】簡素な拝殿のみ建っている。間口二間・奥行三間半。『式内二十二社明細帳』には「自古代掘建造ニ御座候」とみえてあるが、現在のものは掘建造りではない。

現在の境内地は二四四坪である。

特記すべき宝物・遺物はない。

備中国下道郡

# 11 横田神社 よこたじんじや



【社名】国史大系本では「横田神社」、吉田家本では「横田神社」と訓ず。

【所在】岡山総社市久代三、六三二番地(下道郡久代村字横田)。久代は和名抄の下道郡釧代にあたる。伯備線総社駅より西方へ約六キロメートルの横田という所に鎮座する(中鉄バス新本行で横田乗降場までバスの便がある)。

【祭神】神社境内にある天保七年(一八三六)の銘のある石碑に、天穂日命を祭るとしている。『備中誌』(嘉永年間)には、「天穂日命を祭るといふも天神宮を合せし故成へし、此社を土人天神宮と書てテンシン宮といふ」とみえる。

『式内二十二社明細帳』(明治七年)、『吉備郡神社誌』(大正五年)、神社明細書(昭和二十七年)のいずれも天穂日命を祭神としている。明治四年に村社に指定されている。境内に天神社 龍田神社、広瀬神社を祭る。

【由緒】この神社は古くは、天神社と称していたのではなからうか。古川古松軒『吉備之志多道』(『吉備群書集成』第一集所収)に「横田の神社 久代村 十八神社の内なり。昔時より此所に石のぐるをして標とす。天正十三年酉の春、宍戸安龍元孝再興せり。此社の今の地一町西の山に天満宮ありて、既に破壊に及ぶ時、ここに還して兩神を祀る。土人天神宮と称す。神の字を清みて讀むなり。故ある事にや。此地を横田と言ふ。」とみえる。天正十三年(一五八五)「棟札株 奉上棟天神宮一字造立依惟神光遠照福德無邊除處大日本国山陽道備中

國中釧村愛大檀那渾朝臣戸安龍元孝敬白神主名木田權之神願主福田與三右衛門護家安人矣 于時 天正 十三乙酉年九月吉祥日」（『式内二十二社明細帳』所收）とあり、神社名天神社と記されている。

天保七年（一八三六）把久代村大庄屋渡辺綱纓 建立した石碑が神社境内に残るので、その一部を記しておく。「当州下道県久代村横田廟天穗日命祠也天徳日命者天照大神第二之子也土人伝言素戔嗚尊子其然当村建廟無知其始按常州十八社名載延喜式等書而横田廟在其中則其久遠可知也廟舊號横田神社盖因其地名也後改天神宮今後舊號言古者当邑中舉爲産土神後枝邑往々立祠置所尊尚神是爲生土神以故奉横田神社之人稍々相減廟日月荒棟傾級夷無財給修費置數十年及是里生渡邊網隆深病之資曆丁丑秋伐廟之喬木之得白銀一枚以爲母銀称貧益之月積歲累至寛政季中所得母子銀爲若干枚古人曰土積成山其是之謂乎於是欲改作廟雖已畫舉折哀老日加不能遂志使男網弘代爲自是之後弘與男纓遵其基業（中略）

天保丙申孟秋奥田盛香撰渡邊綱纓建

監人夫福田貞信

努力当村中

廟祝名木田位悅

この碑文から、天神宮を横田神社と改称したやうである。

『吉備郡神社誌』には、横田神社に関する伝説を記してあるので記しておく。「人皇四十代 天武天皇二万村(横田神社近くの地名↑筆者註)の行宮に在らせられし時、天智天皇の御子、大友皇子天皇を試し奉らむとして、大軍を率ひてり攻め給う時に当り、天皇自ら斎戒沐浴して、天神地祇を奉斎、戦勝を祈願せられしに、遂に大捷し給う。依て小祠を建立して、崇敬あらせられたり。(中略)即ちこの小祠こそ、現今の横田神社とぞ」

【祭祀】天正十三年(一五八五)の棟札には、「神主名木田權之神」の名前がみえ、天保七年の石碑には「廟配名木田位」の名前がみえる。代々名木田姓の神官が横田神社の管理をしてみた如くである。しかし、明治になると神官も変り、『式内二十二社明細帳』(明治七年)には「祠掌大石像太郎」とあり、『吉備郡神社誌』(大正五年)には「社掌小野弘」とみえる。現在は小野毅氏が兼務である。『備中誌』には「別当勝福寺祝詞を相勤む社僧にてはなし」とみえる。これによると、社僧ではないとことわりながらも、「祝詞を相勤む」等とみえることから別当寺の如くである。勝福寺は横田神社の近くに現在もある寺である。『備中誌』によると「徽林山勝福寺河邊村藏鏡寺末也 眞言宗 本尊阿彌陀」とみえる。祭日は『備中誌』では九月十四日〜十五日とする。明治七年頃は十月十日『式内二十二社明細帳』)、大正五年天 頃は十月二十一・二十二日(『吉備郡神社誌』)で、現在も十月二十一・二十二日である。

古くから行なはれていた御神幸は昭和四十五年頃に廃絶した。かつての御神幸は、御輿を中心に、幡、鎗、

弓、鉄砲等を持って、横田神社の南方の大田にある休憩所まで行き、折神、山口地区を廻つて神社に帰った。特別な持物のない氏子の人は榊の小枝を持って、御神幸に参加した。

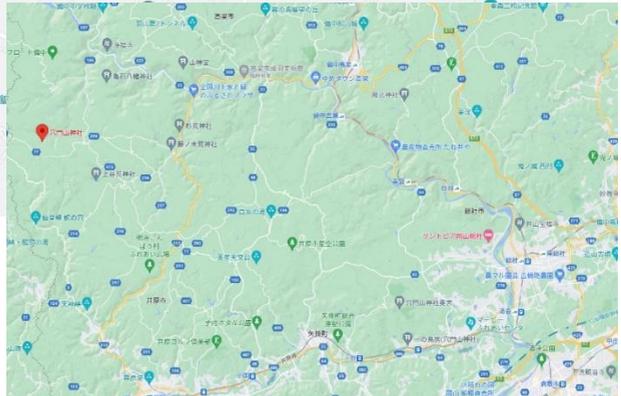
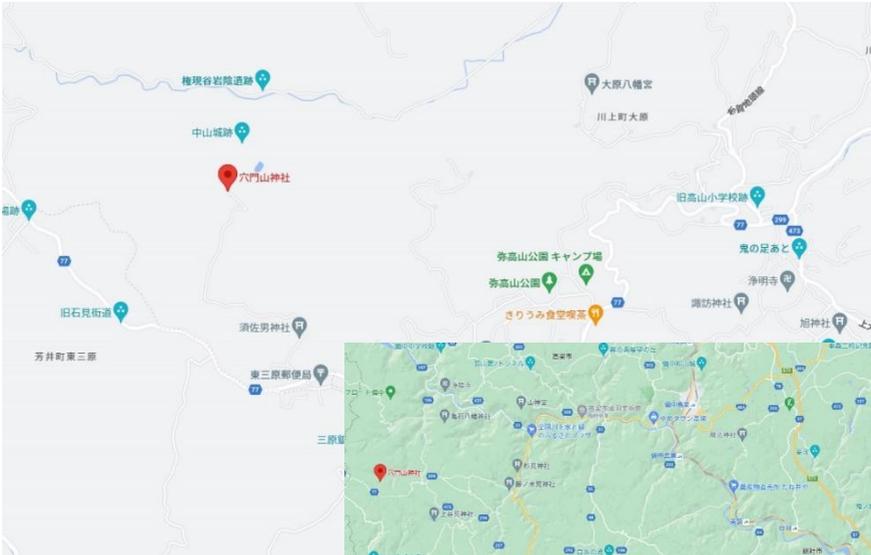
氏は明治七年頃に四五〇戸、大正五年頃に五一二戸、現在は一七〇戸程度で、戦後村社でなくなったからである。

【社殿】現存の社殿は文政十年(一八二七)に完成したもので、本殿間口二間奥行二間、幣殿間口二間奥行四間、拜殿間口五間・奥行三間、随神門間口二間奥行一間、鐘楼間口一間奥行二間、廻間口一間 奥行二三間、社務所間口五間半奥行三間半。随神門の前の参道には美しい松並木がある。

備中國下道郡

あなたやま

# 穴門山神社



【社名】國史大系本は「穴門山神社」と訓じている。武田家本も同じく「穴門山神社」と訓じている。九條家本は「穴門山神社」と創じ、吉田家本は「穴門神社」と記し「アナト」と訓じ、朱で「山」を加えている。

神社の位置する場所(地名)にちなんで、現在地では、高山様という場合も多い。赤宮の名称もあり、名方浜宮の称もある。

【所在】穴門山神社を称するものが現在二社ある。

(A)岡山郡吉備郡真備町妹字諏訪下八九五番地(下道郡味村)は和名類聚抄の下道郡美郷にあたる。

伯備線清音駅より西に約十キロメートル行き(バスの便あり。赤鳥居乗降場で下車)、そこから、北方に約四キロメートル山道を登った所に位置する。

神社の位置する山が高山(コウヤマ)で、この山麓の池之上地区から、大正四年に銅鐸が発掘された。この銅鐸は大正六年に帝室博物館に寄贈された。

(B)岡山県川上郡川上町高山市字長田山ノ内宮山一〇三五番地(川上郡高山市村山)高山市は和名抄の下道郡弟翳郷にあたる。

伯備線備中高梁から西南約三十キロメートル行き(バスの便あり、高山市で下車)、そこから、北方へ二キロメートルを下ると神社に至る。

神社本殿わきに鍾乳洞がある。『大日本史』は「穴門山神社○今在川上郡高山村、曰赤浜権現、按社後有石門、深五丈許、土人呼一城戸、又有二三城戸、所言穴門即此れ」と記している。

神社名の由来を鍾乳洞に求めるほかに、神社のある高山山市附近より広島県福山市附近の瀬戸内海あなのうみ（穴海）

がみえることに求める説もある。『備中誌』（嘉永年間）は「此山深く入て浜の宮（赤浜宮、即ち穴門山神社のこと

↑筆者註）と申もおかしといえる人あれども、備後国神辺より北へ所謂いわゆる水門の穴のごとく長く潮さし入ればし

か名付けんも知べからず。備後国にては吉備穴の浜といふよし又其穴というより其あたりを覩て穴の郡といひ

しがアナということば詞を忌みて今は安那郡と唱へたり。斯れば穴門山といふ名もいとよく叶ひし様に覚ゆる也。」

と述べている。

現在の川上郡は平安初期、いまだ下道郡に含まれていて、川上郡は独立していなかった。和名類聚抄（承平年間）にも、川上郡の名はみえず、下道郡中に「近似、成羽、穴田、湯野」等の地名がみえる。このため、延喜式にみえる下道郡門山神社が、現在の川上郡内に存在しても問題はないのである。

【祭神】〔A〕日名静一『穴門山神社文徴録』（昭和十二年）によると、明治四十三年以前の祭神は穴門武姫命で相殿として天照大神、倉稻魂神、仲哀天皇、大己貴命、保食神、少彦名命を祭る。境内に荒神者（祭神 大年神）、三島神社（祭神 大山祇神）、八千戈神社（祭神 八千戈神）、水神社（祭神 水分神）、稻生神社（祭神 宇迦之

御魂命)の五社を祭っていた。そして、明治四十三年に村内無格十八吐出合祀した。

神社明細書(昭和二十七年)によると、祭神は、大門武姫命、大己貴命、下照姫命、活津彦根命、市杵嶋姫命、神皇産霊神、相殿として天照大神、倉稻魂命、仲哀天皇、少彦名命、天穗日命、三熊野大神、天稚彦命、田心姫命、素戔鳴命、経津主命、瑞津姫命、武甕槌命、大山祇命、保食神を祭るといふ。

〔B〕『川上郡誌』(大正九年)によると、祭神は天照大神、倉稻魂命、足仲彦命、穴門武援命であつて、境内に日少宮社(祭神 伊弉諾命)、外山神社(祭神 豊宇気姫命、豊鋤入姫命)、玉井神社(祭神 彦火火出見命)、山神肚(祭神 雅産霊命)、瀧祭神社(祭神 速秋津彦命、速秋津姫命)、三和神社(祭神 大物主命)、磐屋神社(祭神 うがや草不合命)の七社を祭る。神社明細書(昭和二十七年)も祭神、境内末社ともに同じである。

【由緒】〔A〕古川古松軒『吉備之志多道』(『吉備群書集成』第一集所収)は「穴門山の事蹟妹村 往古より此山に無名の小社ありしを、寛保三亥の春再興せんとて、土人此地を開きしに一つの神鏡をさく出せり。

其形六角にして径三寸、裏に蜻蛉の形を鑄付たり。然れとも年久しく土中に埋れありし故に、其<sup>そのさま</sup>状明かならず。漸<sup>ようや</sup>く号<sup>しるし</sup>て神鏡なりとし、是より祭日を定め、穴門の神社赤浜宮と称す。按<sup>あん</sup>ずるに、穴門の神社は下道郡に建つと神明帳に記しある故に、川上郡の穴門は偽りにて、当社の穴門山こそ実跡なりと、土人の思ふ所一理あり。然れ共、川上郡は下道郡分割の郡にて、元は下道郡の内なり。

川上郡高山村の近郷穴門の郷に違いあらざれば、穴門赤浜宮の実跡は、川上郡の高山村に決せり。真偽は何れにもせよ、其本は神徳深く、其末は神徳浅きと言あるまじ。自己の信心より神は守護し給へば、事跡の論は無益なるべし。此所勧請の地なるべし」と論じている。

江戸時代の諸書は、穴門山神社の所在地について決めかねている。『備中集成志』（宝暦七年、石井了節著）は「穴門山ノ神社 瀬村今ノ穴田也。上三位穴門山ノ神社ト云々。川上郡八下道郡也。後二分テ称川上郡。延喜式以後分ケ郡也。」とし、伴信友『神名帳考証』（文化四年、『伴信友全集』第一冊所収）は或説川上郡高山市村穴門是也未知何是」としている。

一方、延享元年の年号のみえる願書が知られている。

乍恐奉差上口上

一、妹村穴門山神社、村内老年之者申傳。往古長田ト申ニ祭り申候。至爾今古御檢地帳ニモ長田ト相見申候。其外浜ト申田地之名モ御座候。

一、当村池ノ上諏訪木ト申古城跡御座候。城主御全盛之節、穴門神ヲ城北ノ守、五穀成就之氏神ト御祭り被致候。其後出雲國懸谷ト申城より 諏訪木ヲ責来り、合戦月ヲ累、鷲峯山小屋谷ト申ニ陣取、出雲青穂明神ヲ後神ト仕り、鷲峯山之東野路ニ今宮床ト申傳候。穴門神之加護力強相見へ、神社ニ火ヲ掛殿敷押寄責落シ、夫よ

り青穗明神ヲ尊崇仕、大府、池尻ト申三祭り、爾今宮畑ト申候。其後只今之方山祭り、則出雲之御祭ヲ移シ、七月晦日より朔日、田之宮之御祈祷日ヲ祭礼ト仕候。其節より穴門山埋モレ申候。先祖古老穴門奥穴門神社之丸ト申伝、銘々歎敷申暮、年去年過、三十年已前小社建立打祭り申候。加護新ニ御座候ニ付段々信仰仕候。

一、神社ハ大岩石ノ下ニ鎮座御座候。脇立末社ト申伝、東ニ毘沙門小社諸人信仰仕候。其間ニ日野尾荒神ト申御座候。只今池之上へ勸請祭り申候。少シ西ニ当リ不動岩ト申御座候。瀧権現ト申跡千御座候。南ニ小峯鍾撞山ト申傳候。神社之下総而珍敷大岩数多御座候。

右之通り往古ハ名跡之地ト申伝、人々信仰、遠方他国之人迄モ参詣仕、当年神前御祈祷小屋引平シ候所、神鏡掘出シ、其外品々出申ニ付、弥村中打寄感歎、誠ニ時節来リ申スト尊敬仕、神躰ノ事委細ノ実説種々申伝候ニ付、御本所吉田江御尋申ト度申合、今般村内神職一人ト京存意申候。何卒恐多奉存候得共、御添簡ヲ仰付被爲下候ハバ難有仕合ニ奉存候。已上。

延享改元甲子七月

妹村總氏子

右之通り老年之者打寄申伝書記シ申候間奉指上候。

半治郎

文次郎

(日名静一『穴門山神社文徴録』所収)

この願書は、京都の神道宗家吉田家に対して、穴門山神社の詳細を尋ねるため、石川澤治兵衛の添書を村人が求めたものである。

この古文書の大意は、穴門山神社は古くから妹村長田という場所に祭られていたが、出雲勢侵略により、その守護神・青穂明神が重視されたため、穴門山神社は衰微した。最近再び穴門山神社を祭り始めた所、神鏡その他の品が境内地から発掘されたというのである。

穴門山神社は大岩の下に鎮座するとみえており、またその附近から古代の遺物が発見されているのであるから、古代祭祀遺跡であり、大岩は磐座であろう。

延享元年(一七四四)、京都の神社宗家・吉田家へ提出した『口上』の覚えも伝へられているので記しておく。

當村穴門神社之儀ハ、下道郡五座之内ニテ大社御座候處、往古兵亂之焼失仕候由。只今ニテハ穴門之

古跡申傳少シノ小祠御座候處、五穀成就之守護神ト申事ニテ毎年祭禮仕、不斷ニモ遠近より之參詣人

モ御座候。右小祠ノ邊リニテハ、折々物類堀出シ候事共御座候處ニ、當春富村奥三治ト申者之下人、八角形之鏡之樣成物堀出候ニ付、評議仕候所、是ハ往古穴門大社之節神鏡ト相見申候。早速磨立申度候得共、神鏡ニ相□候節ハ取カカシモ六ツカ敷御座候ニ付、先其儘ニテ差置中候。然所云右之取相間候十、妹村穴門社ニハ、今度神鏡御出頭ト申ナシ、諸方より餘程參詣人モ御座候、当村穴門社ハ下道郡五座之内ニ而、今小祠モ在之祭礼モ勤來候所、此度自然ト右之通り神鏡相頭レ候上ハ、其儘ニ差置候事神慮ノ上モ如何ニ付、磨立テ穴門社へ奉納仕度奉存候。然共兵火ニ而焼失仕候ト申儀ハ車伝斗ニ而、此節神鏡出申儀ハ、昔より専沙汰ニ仕候儀、且ハ穴門神社根元之御様子委細御尋申上候上ニ而、追々御宮造營等之儀モ心カケ申度旨総氏子之念願ニ付此度私罷登リ申候。委細ノ御様子被仰聞被下候様ニ奉願候。右神鏡之儀磨立不申候。如何様取ナシ候テモ不苦候由申候ニ付、鏡ハ絵図ニ写取、神鏡ハ御地頭へ差上申候。且又神主三島美濃総領左京ハ未幼年三而相動不申候ニ付、右穴門山神社并青穗五社大明神、岩崎八幡、小松八幡神役之儀二男□ヲ以私ニ相勤申候。依之私儀此度官職御願申上候。宜御許容奉願候。

伊東若狹守護分

備中下道郡妹村氏子総代三島左膳

延享元年子七月

御本所様

右ノ通り村中氏子共願之趣相違無御座候。以上。

子七月 妹村庄屋

牛治郎

組頭

文次郎

組頭

牛四郎

(日名靜一『穴門山神社文徴録』所収)

正徳三年(一七一三)の『妹村畠方検地帳』(日名靜一『穴門山神社文徴録』所収)に「あなた奥」なる地名が出てき、その地が現在の穴門山神社近くの地名を意味していることから考えると、「アナタ神社」またアナタが変化して「アナト神社」が存在した可能性もある。古川古松軒が言うように、神鏡出現以後、穴門山神社と称し始めたとするのは、少々酷なのではなからうか。

明治八年七月三十日に明治政府は妹村穴門山神社と川上郡高山市村の穴門山神社を共に式内社と定めた。しかし、同年八月二十五日、明治政府は高山市村穴門山神社を式内社とし、妹村のものは式内社からはずされたのである。このため、妹村穴門山神社神官は政府にそれを承認する請書を提出させられている。

御請書

自今穴門山神社ハ川上郡高山市村宮山鎮座ノ社以テ、式内ト相定可申旨、去月二十五日教部省ヨリ御達有之候。此旨可相心得段、御達之趣承知奉畏候。依之御請奉申上候也。

明治八年九月四日 下道郡穴門山神社祠官

佐野元綱

(日名静一『穴門山神社文徵録』所收)

この後、妹村穴門山神社を式内社に訂正してもらおうとする運動もあった。岡山縣令高崎五六に提出された文書を記しておく。

穴門山神社式内社二御訂正願

備中國下道郡妹村鎮座郷社穴門山神社之儀ハ、延喜式記載之神社ニシテ、本國ニ於モ第二三ノ神社トヤ伝へ、普ク世人ノ崇敬スル所ナリ。明治五年中神社御調査ノ際、旧小田縣ニ於式内ニ御達ニ相成、至当之御所置下心服罷在候所、尚又明治八年八月中同縣ニ於テ、穴門山神社ハ式外下再御達ニ相成候。右者如何ナル御趣意ニテ如斯變動仕候哉。抑同社之儀者前題之通確呼ト延喜式ニ記載之リアル神社ナレバ式内變動ハ之レナキ儀ト奉存候。寔ニ他之儀ト違ヒ永遠社格ニ關係仕候一大事ニ付、何卒延喜式并ニ実地

再御調査之上、願之通式内社御訂正被成下一度、依テ由緒并絵図面相添此段連署ヲ以テ奉願也

明治十四年五月二十八日

備中國下道郡妹村鎮座

穴門山神社祠官兼訓導

佐野元綱

(以下略)

(日名靜一『穴門山神社文徵録』所収)

妹村穴門山神社は明治五年から郷社の社格であった。

〔B〕『備中巡禮略記』(寛政二年、柳井重法著、『吉備群書集成』第二集所収)には、穴門山神社は川上郡高山村にあるとして「拾八神穴門山神社、大社なり、二月巳の日十月巳の日參詣多し。ふかき穴あり、風景多し。」と記している。『備中諸事巨細導書』(寛政二年頃、著者未詳、『吉備群書集成』第二集所収)は「三番穴門山神社高山市村」と記している。

『備中集成志』(寶曆七年)に「赤濱宮略縁起」なるものが記されているので転載しておく。「吉備之中州穴門山之神社者倉稻魂之神之垂跡ニシテ代ヲ歴ル事遠シ。人皇第拾代崇神天皇五十四年丁丑皇女豊鋤入姫命詔ヲ受テ天照皇大神宮乃鎮リマサン宮地ヲ覺給ヒ、暫ク此国名方浜宮ニマシマシキ。シカシヨリ此方天照大神ヲいわ

い奉。此社ノ第一座ニ奉祭帶中日子命仲哀天皇越前国氣比神社御同体也穴門武姫吉備津彦女日本武尊妃此二神ヲモ此社ニ奉祭。夫天照大神者伊裝諾伊冉二神大八洲及ヒ山川草木ヲ生給ヒ、天下之主タルモノヲ生サランヤト日生奉給神也。太陽之精神广大靈異之光花皆ミタマノソエヲ蒙スト云事ナシ。倉稻魂神ハ我生ル國朝霧而已有テ薰滿ルヤト宣ヒ吹発給ヒテ後飢時ニ生給フ神也。是亦五穀精神ニシテ五穀ハ是人ノ天ニシテ豊受氣神トモ申性命成就源本也。神妙不測之德化言語之ヨリスル所ニアラスヤ。」

穴門山神社の奇跡と伝えられるものがあるので記しておく。

「福石之瑞 有願富貴客詣穴門而終夜祈事至丑刻少睡有靈夢白衣神人指洞中日無數金蟹在此中一甲與于爾聲與松籟夢覺起而見洞中有金色行摩之一掬之金蟹甲采歸鄉里益富貴自在也彼蟹化為石而在今之福石也采金歸之村號謂石蟹又謂石賀并新見里。

儲男子之瑞 岡山宇喜多直家及過四十無繼嗣使延原某詣赤松而在男子誕生之祈翌年二月簾中懷孕儲男子宰相秀家は也從夫每年寄附能米五十石于赤濱其米之出所者津高郡勝男村也秀家流刑以後米納中繩松山城主水谷京兆勝家祈赤濱儲息出羽守勝賢爲寄附每年數表也。神冊之瑞 井田有昆虫之災插神冊於竹頭立田畦則群鴉來驅除害虫 若有毫末疑心即不駿（中略）至今乞神冊于神前插立田畑祇五穀豐饒」（『川上郡誌』所収）

現在、本殿正面の石垣の下に桂の太木があり、神木として神聖視されているが、「神木桂樹由來」（『昇

格凜請書控郷社穴門山神社』昭和九年)は次の如く記している。「神木桂樹壹株幹周壹丈五尺參寸壹根七立本高百ニ拾尺樹齡年月知ルヘキハナシト雖モ古老口碑ニ依レバ優ニ千年以上ノ古木ナルコト明ナリ当神社祭神天照皇大神倉稻魂尊ニ神ノ鎮り給フ宮殿ナルモ人皇十四代仲哀天皇二年三韓征伐ノ際当社へ御船ヲ寄セ給フテ皇軍戰勝ヲ祈り給フニ当り戰と勝ツト言古事ニテ『カツラ』木ノ意味ニ祈願樹トシテ桂樹ヲ手向ケ給フト言ヘリ果セル哉戰と利アリテ遂ニ三韓平和シ給フ天皇還御シ給フ後勅ヲ奉シテ仲哀天皇足仲彦尊井ニ日本武尊妃穴門武媛命ヲ合祀セル祭神四座則是ナリ今尚國家事變アル時必ス異様ノ音響ヲ發シ或ハ俄ニ落葉スル事毎事之レ有ルニ付今ニ神木トシテ病氣災難除ケノ神符トシテ桂樹ノ葉ヲ載ク者頗ル多シ平常ニ注連繩ヲ廻シ清潔ニ保護セリ」

【祭祀】「A」妹村穴門山神社の神官は二軒あつた。妹村大武に住した三島家と妹村池之上に住した高見家である。

寛延三年(一七五〇)の穴門山神社の配札区域を決めた文書によると、三島家は尾崎村、八田村、服部村、陶村、上二萬村、川邊村、辻田村、岡田村、有井村、原村と妹村内の中山切、大夫谷、瀬市場、新市場、井口、初向がその区域である。それに対して、高見家は下二萬村、市場村、新庄村、本庄村、中尾村と妹村内中山切白田までが配札の地区であつた(日名靜一『穴門山神社文徵録』)。

明治になり世襲神官廃止にともない、一時、佐野元綱(岡田村の人)が神官をつとめたが、明治中期には、前述の三島家の子孫の三島司馬治、明治末から戦後までは前述の高見家の子孫の高見武一が神官をつとめた。現在は高見照雄氏である。

穴門山神社が最もにぎわったのは毎年旧暦二月の巳の日の祭りであった。昭和三十年頃まで、近郷より大勢の参拝者があり、神社の境内は苗種、農具を販売する露店商で賑わった。

秋祭は江戸時代、九月二十三・二十四日であった。太陽暦を用いて秋祭りを行ないだしたのは明治十四年よりで、この年より十月二十三・二十四日に変更され、現在に至っている。

氏子数は現在大字妹地区のみで二五六戸である。

〔B〕『特選神名牒』(大正十四年)に「社地を下りて神宮寺の廢趾あり」として、高山市宮山の穴門山神社に神宮寺が存在したことを示している。

寛永十四年(一六三七)の棟札が神社に残されているが、その棟札の銘の中に「本願僧正法印松岡大永院勝清松岡次左衛門 導師金敷寺彌性」等の名前が出てくる。大永院金敷寺等は、神宮寺を意味するものと考えられる。

大正中頃まで穴門山神社の神官は松岡氏であった。『川上郡誌』には「松岡氏は高山村郷社穴門山神社の神職

なり、遠祖吉備國造采女八千足尼の姓を賜り、爾來神主となり代々位階を賜り、現社司喜八郎氏に至るまで、一代も欠けず奉仕せしといふ、」と述べているが、松岡家は江戸初期までは神宮寺の僧であつたのではなからうか。神社に残る寛文九年（一六六九）の棟札には「正六位下松岡宮内少輔橋勝家」と純粋に神官的肩書になっていることをも考えあわすと、松岡氏が神宮寺僧から純粋な神官に変つたのは十七世紀半頃と推察できる。またその頃、神宮寺も廃絶したのではなからうか。現在、屋号をトいと称した神官の松岡家は高山市にはない。昭和二十七年頃の宮司は渡邊隆一、現在は千田尾毅氏である。

祭日は、江戸時代は二月巳の日と十月巳の日が大祭であつた（『備中巡禮略記』）。大正時代は十月六日（『川上郡誌』）、戦後は三月、七月、十一月それぞれの巳の日の祭りと十一月十六日が大祭であつた（神社明細書）が、最近は三月三日と十一月三日が大祭である。

氏子数は現在は川上町高山市地區のみで約五〇戸程度である。戦前の大氏は、昭和六年の場合、富家村四五〇戸、三原村二三五戸、大賀村五八二戸、手莊村七八二戸、平川村五一五戸（『昇格稟請書控 郷社穴門山神社』）と近郷の村々の援助も得ていたようである。

明治六年に郷社に列し、昭和十八年に縣社に昇格した。

【社殿】「A」現在の社殿は明治二十二年頃、再建されたものである。本殿間口一間・奥行一間、釣殿間口一

奥行一間半、幣殿間口二間・奥行四間、拜殿間口六間・奥行二間、社務所間口四間奥行二間である。

最近、自動車も登れる参道が完成した。神社境内にある記念碑には「昭和五十一年一月穴門山神社修築委員会を結成し氏子総力をあげて本殿屋根銅板葺幣殿拜殿社務所屋根葺替便所新築参道(車道)新設の大工事を施行し昭和五十二年三月完成す関係者の芳名を記し後世に残す 昭和五十二年三月」とある。

〔B〕社神明細書によると「寛永十四年備中松山城主池田出雲守長常公社殿一字建立、寛文九年備中松山城主水谷左京亮勝宗公本殿一字建立、延寶八年備中松山城主水谷勝宗公大鳥居扁額奉納、寶曆元年備中松山藩主水谷出羽守勝英公石燈籠壹對寄進」とみえる。

また、川上町教育委員會作成の『穴門山神社年表』によると、元祿六年(一六九三)玉垣改造、元祿七年(一六九四)狗犬大坂心齋橋本畑屋權右衛門作、元祿十二年(一六九九)本門改築、寶永六年(一七〇九)隨神門再建、正徳元年(一七二一)隨神門脇石燈籠建立、延享元年(一七四四)高山市村の石灯籠建立、天保十一年(一八四〇)松山城主水谷主水藤原勝得大鳥居再建とある。これらのものはすべて現存している。穴門山神社の社殿は、昭和五十二年に岡山県重要文化財に指定された。

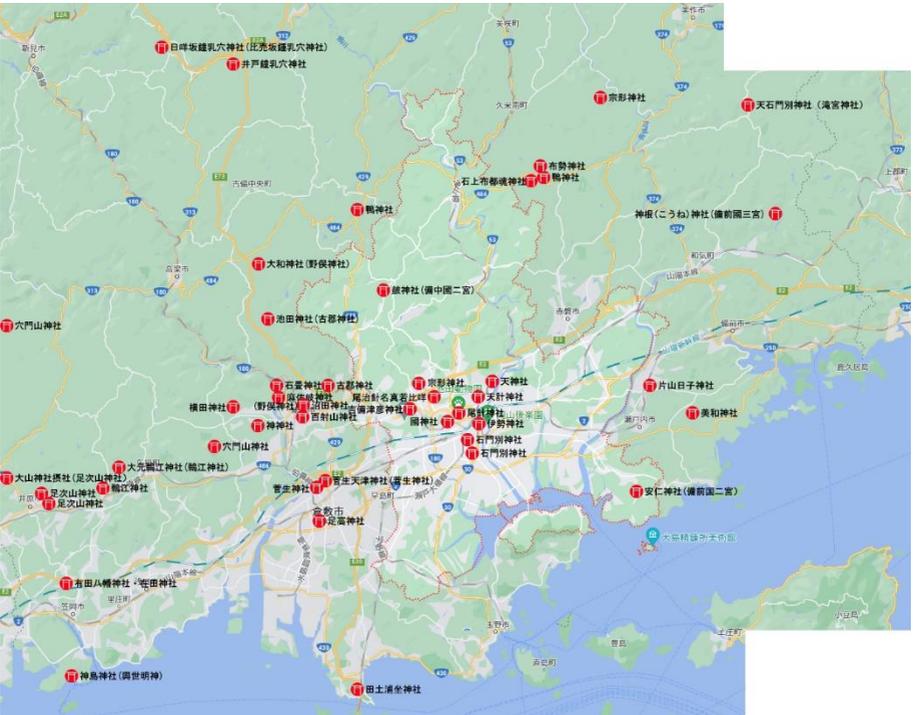
本殿は柿葺で流造間口三間奥行二間、幣殿間口三間・奥行二間、拜殿は唐破風造柿葺で間口六間・奥行四間、神庫間口二間奥行二間、社務所間口四間半・奥行九間、回廊間口一間・奥行一二間、本門は唐破風造柿葺

で間口二間・奥行一間、随神門は四隅造柿葺で間口四間・奥行一間である。

隨身門近くに案内の標識が立っており、その内容は「倭姫命世記という古書によると、現在伊勢皇太神宮のご神体である御鏡を、崇神天皇の『何所へお祭りしたらよいか、さがしてこい』という命を受けた豊鋤入姫命が紀伊国奈久佐浜より当社(名方濱宮)へ奉遷し、四年間社殿西側の鐘乳洞の中に奉斎したと記されている。朝廷の当社に対する崇敬のあったことがうかがえる。そのようなことから、祭神は天照大神、豊受姫命、そして日本武尊の第二王子足仲彦命、吉備武彦命の娘で日本武尊の妃である穴門武姫命の四柱を同斉している。社殿は寛永九年(一六三二)秋焼失したものを、松山城主であった池田出羽守長常が寛永十四年(一六三七)本殿より末社にいたるまで再建寄進した。それが現在の社殿で権現造りの建築様式をそのままつたえている。まわりの社そうは、指定の天然記念物であり、昭和五年十月、京大田代善太郎先生の調査によると四三八種の植物が記録されており、その種類の多いので注目されている」である。

穴門山神社の社叢が岡山県の天然記念物に指定されたのは、昭和三十一年である。

備中國小田郡  
ありたじんじや  
13  
在田神社



【社名】吉田家本・内閣文庫本ともに「在田神社」と訓んでいる。

『大日本史』にも「在田神社」とある。

なお在田神社の所在地については必ずしも明らかでないが、明治以後、小田郡有田村(現在笠岡市有田)の八幡神社に比定する説が有力である。

【所在地】八幡神社は笠岡市有田字宮ノ前二、二七〇番地(旧小田郡有田村)に鎮座する。有田は和名抄の備中國小田郡魚渚郷に属してみたときみられ、中世には陶山庄と呼ばれていた。

八幡神社は山陽線笠岡勝より西北西約四・五キロメートルの位置にあり、現在は内陸であるが、干拓が行なはれていなかった古代では、かなり近辺まで海が入り込み、船の停泊にも適した場所であったとみられる。

なお、式内社在田神社について、『大日本史』は「今在有田村」としているが、『特選神名牒』の在田神社の所在の項には記載がなく、また『備中誌』(嘉永頃、著者未詳)、『備中集成志』では「小田村」(現在の小田郡矢掛町小田)に鎮座していたとしている。小田は小田郡のほど中央にあって、「郡上」などの地名が残っているところから郡衙址と推定する説があり、そこに式内社があつて当然という推量と、「小田」と「在田」の類似性から判断したものであろうか。小田には郡権現社はあるが、在田神社という呼称の神社は見当たらないし、他に何らの史料もない。

【由緒】『備中誌』は小田郡有田村の八幡宮を「延喜式所在田神社也」とし、在田神社が八幡宮と称するようになった理由として「備後津の下(坪生ナルペン)五箇八幡を勧請すと云、神人清水和泉、社僧教積院」と記している。伝承によると、応永年間、備後の坪生荘の八幡宮を十八郷の総社としていたが、争いとなって、在田郷では分霊して在田神社に八幡宮を併祀したと云う。その時奪つて持ち帰ったのが、現在も神社に伝えられている太鼓であるとする。また一説では鎌倉時代以来、備中南部に勢力のあった国人陶山氏が八幡宮を創建したとも得えている。

別当寺は八幡宮の西一キロメートルの山頂にある教積院で、幕末まで別当であった。

有田の八幡宮が式内社在田神社であったかどうかを明らかにする史料はない。また同社の旧社格も村社にすぎなかった。

なお、参道の寛政五年(一七九三)建立の鳥居には「大氏十三ヶ村寄進」の銘がある。この「大氏十三ヶ村」は有田、押撫、篠坂、入田、大宜、用之江、茂平、金浦、吉浜、生江浜、西浜、大河、木之目の各村であり、有田の八幡宮はそれらの総社であったとみられる。

【祭神】現在、有田の八幡宮では祭神を応神天皇、神功皇后、玉依姫命の三柱としているが、『大日本史』は「相伝祀二宗像三神一在田社記」としている。注記の『有田社記』なるものは現存していない。『特選神名牒』では

「菟田彦命、菟田姫命」が祭神とされている。

【祭祀】祭日は旧暦九月八日であったが、その後新暦十月八日となり、更に現在は十月第一日曜日となっている。氏子は笠岡市有田の一八〇戸である。

現在の神主は延宝年間の初代清水氏から十代目にあたるが、八代目が分家して寛政十年（一七九八）に「志水」と改称したと云う。

【社殿】本殿木造流造、間口二間半・奥行一間半、

釣殿一・八坪

拝殿随神門三・四坪

石鳥居、常夜燈燈籠各一基

なお燈籠には「奉寄進八幡宮御神前武運長久 元祿十二季<sup>巳</sup>八月吉日、江木與七郎」の銘がある。

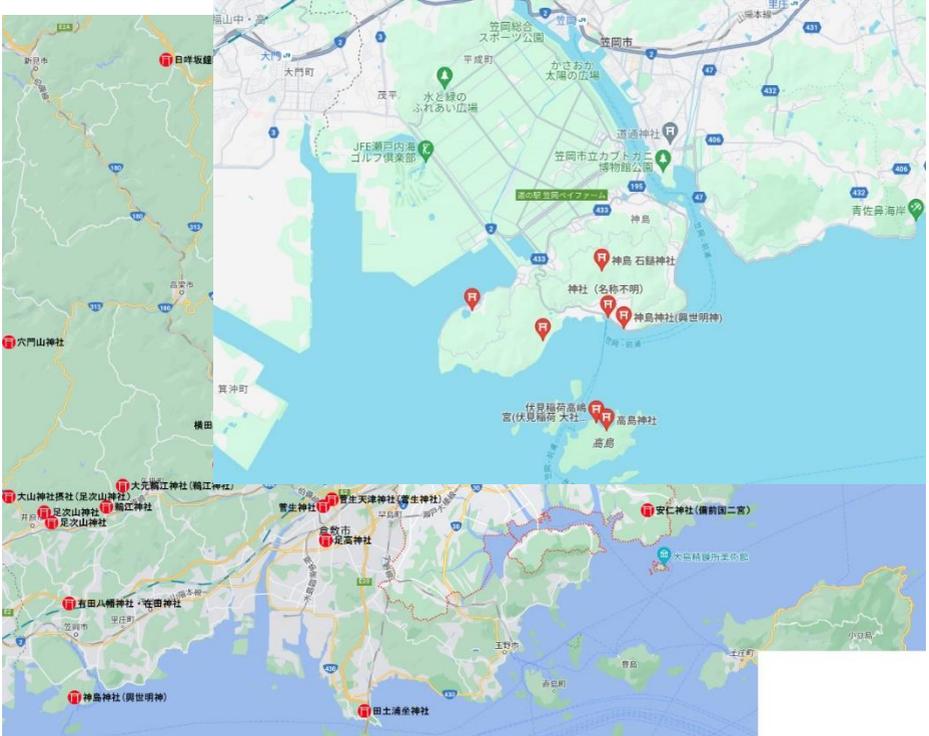
『備中誌』には「本社、前殿、随神門<sup>老間</sup>、石鳥居、小山林藪あり」と記している。

【境内地】二、一五六坪四八。なお、この境内地を含む山腹には縄文時代の貝塚遺跡が分布している。

【寶物・遺文】古文書は全く残存していない。宝物とはされていないが、古い能面があり、他に前記の応永年間のもので伝えられる太鼓がある。

備中国小田郡

# 14 かむしまじんじゃ 神嶋神社



【社名】吉田家本では「神嶋神社」、内閣文庫所蔵本では「神嶋神社」と訓み、『大日本史』は「神嶋神社」と訓んでいる。『備中集成志』（宝曆參年）には「神嶋ノ神社」とあり、地元では現在「神嶋神社」と称しているが、俗に「興世明神」とも呼ばれており、『大日本史』にも「称興世明神」とある。

【由緒】『大日本史』には「今在神島外浦、（中略）旧址在高島王泊、伝言、祀太祖之靈、帝東征、御高島宮一留參年、即此地也日本書紀」とあり、『式内二十二社明細帳』（明治七年）には「当神島外浦ノ内高島ト申処、神武天皇御皇居ノ事旧書御座候由、其所ヲ王泊リト唱来候。当島（神島）ノ内ニ王道并大馬場ト申地名も御座候。当島高島共元一島ニテ御座候処、往古大地震津波災ニ崩切六ツノ小島ニ相成候ニ付、右皇居ヲ当島へ奉移、村惣氏神神島神社ト奉尊崇、島名神島下改称相成候由ニテ、諸国旧社巡拜人時々詣致申候」とある。

これは、笠岡市神島の南に横たわる高島を記紀の神武東征説話にみえる吉備の高島宮に比定する説が古くからあったため、その説話と神島神社の由来が結びつけられているのである。

古代・中世における当社の沿革についてはいっさい不詳であるが、江戸時代には備後山城主水野氏の信仰が厚く元禄四年（一六九一）に「備後国主水野美作守」が社殿を再建したといわれる（昭和四年『神島巡遊案内』）。なお、社格は明治四年神島外浦の村社となっている。

別当寺については『備中誌』（嘉永末年）に「社僧日光寺」とあり、神島外浦の月照山日光寺であった。同寺

は「古義真言宗にして(中略)天文三年慶覚法印を中興の祖とす。備後福山藩主水野美作守の祈願所なり」(『神島巡遊案内』)といわれる。

【所在】 笠岡市神島外浦字南水沖一、七〇六番地(旧小田郡神島外浦村)、山陽線笠岡より南へ約十キロメートル。

神島外浦は和名抄の小田郡魚郷に属していたと推定されている(昭和五年『岡山県通史』)。ただし、神社の所在には次のような幾つかの説がある。

神島神社の社殿は砂洲上にあつたといわれ、「神祠は潮迫より西に斗出したる砂洲水沖にあり、往時は南西北の三面海にして北方一帯の海浜は塩浜なりしも、今は開墾して南一面のみ海に臨めり」(『神島巡遊案内』)とあつて、高島との狭い海峡に臨む入江の入口に延びた砂洲上に鎮座していた当社は航海の守護神としての性格を強くもつていたのではないかと思われる。

当社は前記のとおり高島の王泊おうどまりから遷座したとされているが、『備中集成志』には式内社神島神社を「高島ノ御崎」に比定する説のあることを記している。この「高島ノ御崎」については、「高島」は「コウシマ」、つまり「神島」であつて、現在の笠岡市神島内浦字御崎の御崎神社(現在は同所の天神社へ合祀)がその位置にあたるとされている。これは、景行紀にみえる吉備の「穴海」を福山湾に比定する考えである。つまり、その

入口に位置する備後鞆津の祇園神社が式内社沼名前神社にあたるとする。その沼名前神社は福山湾をへだてて御崎神社と相対する位置にある。それ故に御崎神社を式内社神島神社であるとしたものである。

また、神島外浦の南方十二キロメートルの大飛鳥で最近発見された祭祀遺跡は「奈良時代に始まり、平安時代のうちに終った遺跡」といわれるが、そこからは奈良三彩の小壺、鏡、玉、皇朝十二銭、鈴、ガラス器、須恵器、土師器などが発見されている。この遺跡については「宮廷で用いられるようなものの奉納から考えて当時の大きな国家的行事で海に関係ある事柄、すなわち遣唐使のための祭りだったのでなかろうか」（昭和四十五年『岡山の遺跡めぐり』）といわれているが、この大飛鳥付近はちやうど瀬戸内海の中央にあたり、東西から入る潮の分れ目であり、内海を航行する際には潮待ちや潮の変わりを意識しなければならない海域である。大飛鳥の祭祀遺跡はこうした地理的位置と深い関係をもつと考えられるが、その北方に位置する神島や高島も類似した条件のもとにあり、式内社神島神の存在はそうした点からも考えなければならぬであろう。

【祭神】『大日本史』は「祀<sub>二</sub>太祖之靈<sub>一</sub>」とし、『式内二十二社明細帳』神社明細書（昭和二十七年）では「神武天皇」としている。『小田郡誌』（昭和十六年）では「或人は祭神不明、恐らくは海神系統の社なるべしといへど、昔より興世明神の称あるは神武天皇を祀りたるものなることを称するに充分なり」としている。祭神を神武天皇としたのは前記の東征説話と神島神社を結びつけた結果である。

【祭祀】現在の神主は小川氏、先代は立神氏であった。立神氏は明治初年以来の世襲であった。江戸時代には小寺氏であったと伝えられている。

祭日については『式内二十二社明細帳』に「先前ヨリ正月七日、五月五日、八月十七日、九月九日ニテ御座候処、御一新以来一月七日、三月十一日、八月十七日、九月九日に相改申候」とあり、戦前まで旧暦八月十六十七日に例祭が行なわれていた。現在は九月第参土・日曜日となっている。

戦前までは神島神社の例祭には高島の高島神社や飛鳥の八幡神社から神輿が参加していた。高島からはダンシリも参加していた。御神幸のお旅所は神島外浦字鴨野の戎神社となっており、境外末社の脇世明神・荒神社・杉根神社・岩瀧神社を巡って還御する。字鴨野からは祭に奴の行列を出しており、その構成は囃子一人・宰領一人・鉾箱二人・奴振り六本を十二人で交替に振るといふ十六人の構成である。

なお、氏子戸数は明治初年に参参〇戸であったが、現在もほぼ同数である。

【境内地及び社殿】境内地については『式内二十二社明細帳』に「壹反壹畝廿七步 旧境内五畝、旧社領 田畑壹反拾九步、御除地 当時上地ニ被仰付候」とあり、神社明細書には四七一坪とある。

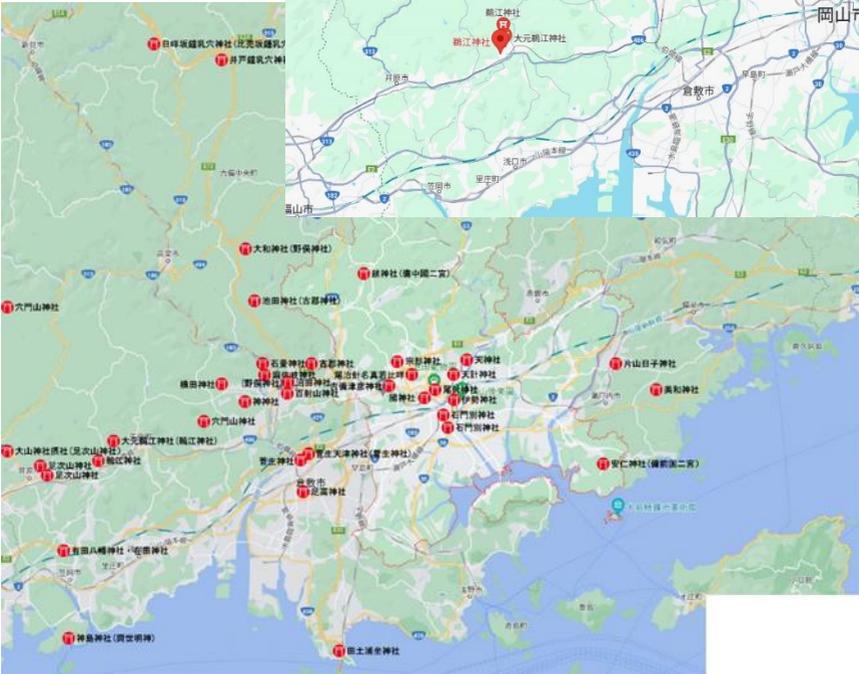
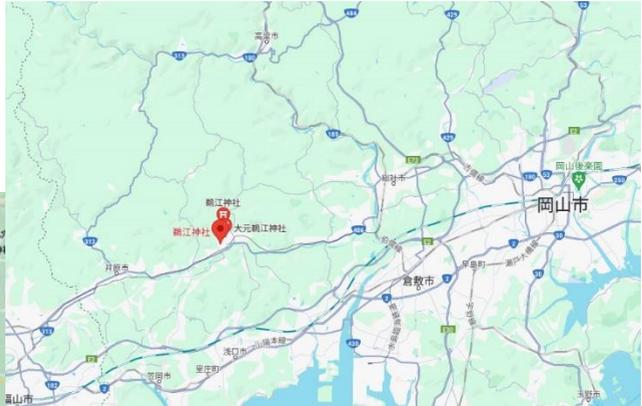
社殿については『式内二十二社明細帳』に「建坪貳間半四面」とあるが、神社明細書には「本殿 間口二間・奥行二間、幣殿 五坪、拝殿 十坪、社務所 八坪五合、倉庫 十坪」となっている。

なお、神島外浦には貝塚（現在は宅地となつてゐる）があり、高島には後期古墳（円墳）三基、先土器時代から古墳時代までの石器や土器の散布地五ヶ所、住居跡一ヶ所が発見されている。

備中国小田郡

うえの

# 15 鵜江神社



【社名】九條家本・武田家本は「」、吉田家本は「鵜江神社」、うえの『大日本史』は「鵜江神社」と訓んでいる。

近世には「卯之宮大明神」（延寶五年『検地帳』）、または「宇野宮大明神」（元祿四年棟札）と称されていたが、明治初年に「鵜江神社」と旧号に復し、これを「ウゴウシンジャ」と称している。

【由緒】『大日本史』は当社について「蓋祀<sup>一</sup>樂樂森彦命、吉備津彦命討<sup>レ</sup>賊、有<sup>二</sup>一人投<sup>レ</sup>水而樂樂森彦命追而捕<sup>レ</sup>之其狀如<sup>二</sup>鵜没<sup>レ</sup>水、故名社<sup>一</sup>宮社伝記」とし、『特選神名牒』は「吉備津宮社伝に垂仁天皇の朝、温羅と云賊子族を率て日向より吉備に來り人民を悩しけるを国神樂樂森彦命大吉備津彦命に奏して之を征す時温羅逃るに由なく水に殺せし事を云て温羅逃<sup>二</sup>其際<sup>一</sup>浮淤行如<sup>レ</sup>鯉大命顧<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>曰誰哉能擊<sup>レ</sup>之樂々森彦応<sup>レ</sup>水遊<sup>レ</sup>水逐<sup>レ</sup>之様如<sup>レ</sup>鵜直縛捕<sup>レ</sup>之とみえたれば彼鵜の如く遊きつる処の水を鵜江と云い又其功をして鵜江神と云うにはあらかじか」としている。

また『式内二十二社明細帳』（明治七年）には「一宮社伝本宮書記玖賀陽朝臣貞持著スニハ命（吉備津彦命）葬時<sup>二</sup>靈異アリシ由緒ニテ鵜江神社ヲ特ニ尊崇シテ古來別宮ト称スル由アリ」とみえ、『鵜江神社由緒書』には「仁徳天皇ノ勅令ニ依リテ本宮吉備津神社五社神殿並<sup>二</sup>七十二宇ノ末社ヲ創建セラレシ其一社ナリ」としているが、この吉備津彦命や樂樂森彦命にまつはる諸説はともかくとしても、当社は古くから備中一宮吉備津神社と深い関係にあったらしいことがうかがわれる。

中世の当社は「神領ヲ近辺武士ニ掠メラレ、禰宜・祝部等の（『式内二十二社明細帳』）と離散セシ」いい、また「往古は神領も数多有しとそ、然るに渡辺河内守と云人有神社は修理の神領なれば永代此家より修造いたすべしと神田を没収して渡辺氏にて其事を執行せしに、此家絶ければ修理の費執行者なく成ぬ」（『備中誌』）といわれる。近世の当社は小田郡川面村ほか七か村の産土神とされ、本地は薬師佛、別当は江良村の西方院であり（『備中誌』）、明治五年郷社に列せられている。

【所在】小田郡矢掛町西川面字宮本一、三三四番地（曹小田郡川面村）に鎮座する。山陽線笠岡駅から十七・五キロメートル、伯備線清音駅から十八・五キロメートル。西川面は和名抄の小田郡勝家郷に属していたと推定されており（岡山県美星町史『小田郡誌』）、中世には駅里庄（『三宝院文書』）と呼ばれていたようである。旧山陽道は常社の南方七〇〇メートルのところを東西に通っており矢掛宿は当社の東方一・五キロメートルのところにあたる。

当社の北方五〇〇メートルの矢掛町東川面字川田には木野山神社があり、その磐座の遙拝所にあたると思われるところから脚の高い有小杯（生式土器が出土している）（『岡山県埋蔵文化財調査報告』）。この祭祀遺跡が当社と関係があるという説もある。

近世の当社は川面・江良・本堀・浅海・水砂・宇内・黒木星田の八ヶ村の産土神とされていたが『備中

誌』)、明治七年の『式内二十二社明細帳』によると常社の氏子は「川面村居民一統百八十戸、其外江良海・本堀・宇内水砂・大倉七ヶ村総産土神ト尊崇致居候」とみえている。

現在の氏子は矢掛町西川面の二二〇戸である。

なお、矢掛町東川面の大江戸小林江社、同町内の編成神社は、それぞれ式内社江神社と深いがあると他へられている。

大元磯江神社(祭神は吉備津彦命・宇良御玉命・相殿天之御中主命)は、神によると「吉備津彦命昇天御遺骸を中山の南に埋葬する時に御相鳴動して一羽の飛び出て南方に翔る其止る威を競江とす」といい、その後「北斗星も祭れる縁由」により大元星王宮と改称したといわれる。この大元星王宮が明治四年の社格 村社 決定の時「往古に復し大元鷄江神社と改」められたものであり、地元では大元江神社が式内社鷄江神社の本来の座地であったとしている。その鎮座地は「星の峰」とされてるが、これについては「天武天皇壬申のに戦勝を天にる時に星光降ること雨の如く、その音雷の如し、当社の山内に落つ、故に名付けて星の降と称す」といはれ、隕石落下の伝承がある。宮司鳥越氏は下道造の後裔と伝えており、明治初年までその本家筋が式内社鷄江神社の神職を勤めていた。

矢掛町小川の娘江神社(祭神 吉備津彦命)は、社伝では大同二年(八〇七)の創建といい、その鎮座地の字僧都

は「弘仁年中玄賓都会て此の地に巡錫し鎮守の森に隣りて草庵を結んだことに由来する」としている。しかし、大元磯江神社の明細書（昭和二十七年）に「寛文十年再建、願主本村（川面村）並に小林村總氏子中、其後小林に分社す」とあって、江戸中期頃の分社である可能性が強い。矢掛町宇内の鵜成神社（祭神吉備津彦命）は「郷社鵜江神社御分霊を奉遷セシ社」とされ、もと宇内大明神と称してみたが、貞享頃に鵜成大明神と改称したといわれる。その社地は「元和年間御検地役人小堀新助（地ニモ除地）救」になつており、現社殿は「慶安三年九月神主妹尾源左衛門兼義取扱、庄屋片岡左兵衛本願主ニテ建立」とされている。なお、鎮座地の「宇内」について「大日本史」は「接宇内蓋鵜江之転」としている。

【祭神】『大日本史』は前記のとおり「楽楽森彦命」としているが、『特選神名牒』及び『式内二十二社明細帳』では「吉備津彦命」としており、神社明細書（昭和二十七年）にも「吉備津彦命」とある。

【祭祀】嘉永頃の常社の祭日は八月二十一・二十二日（『備中誌』）であったが、明治初年に十月一二日に變更され、更にその後十月十一十二日に變更されて今日に至っている。

当社では「祭祀当日神事トシテ本社ヨリ九丁鳥居迄ノ馬場ニ於テ流鏑馬ノ式執行スル例アリシト傳フ」といはれ、今も「馬場」、「棧敷」という地名が残っており、その時に使用したといわれる二張の弓が寶物として保存されている。

近世の当社神職は代々鳥越氏及び宮西氏が世襲して来た。鳥越氏は享保四年（一七一九）の吉から吉久・吉正・吉瀬・吉孝吉まで六代、宮西氏は文化三年（一八〇六）の則道から則高・則満・則治まで四代の神職補任状の写が伝えられている。両氏は明治初年に神職を退き、明治三年に郡中の推挙をもつて笠岡村の森田豊久が当社<sub>二</sub>神官となつたが、その後多賀氏に替はり、現在の宮司は多賀誠三氏である。

当社の別当寺については『備中誌』に「社僧江良村西方院」とあるが、『式内二十二社明細帳』には「中川村大字江良眞言宗西方院西明院金剛坊ノ三ヶ寺立入レリ」とみえている。また、元祿四年（一六九二）の棟札には西明院・金剛坊・大光坊の三ヶ寺が記載されているが、これらはいづれも伽楞山極楽寺院○であり、おそらく大光坊が衰退したのち西方院が交代したものであろう。

【境内地及び社殿】境内地は『式内二十二社明細帳』（明治七年）に「壹反九畝歩」、『小田郡誌』（昭和十六年）に「七六四坪」とあるが、神社明細書では「七百九拾六坪六八」（別に畑一反七畝二四歩、山林二町四反四畝、宅地一八〇坪八、庭園二四〇坪二三）となつている。境内には銀杏の大木があつて、森厳な雰圍氣をただよはせている。

社殿は『備中誌』に「本社<sup>方三、間六</sup>末社<sup>六、座</sup>、神樂所<sup>二間三、六間</sup>」、『式内二十二社明細書』に「社殿 梁行二間・桁行三間四尺」とあるが、昭和十五年の書上によると次のとおりである。

本殿 流造檜皮葺、四坪五合九勺

幣殿 平屋造本瓦葺、四坪七合六勺

拜殿 平屋造本瓦葺、一四坪四合三勺

表廻廊 平屋造本瓦葺 九坪七合九勺

隨神門 平屋造本瓦葺 一坪九合七勺

手洗所 平屋造、四合三勺

妻廻廊 平屋造本瓦勤、四坪三合六勺

神饌所 平屋造本瓦葺、七坪一合四勺

社務所 平屋造、八坪三合

神庫 平屋造、四坪八合八勺

鳥居 明神造、石、七合七勺 境外地

注連柱 四方摺角柱、二合二勺

表燈籠 二基、雪見造、石、一坪二合八勺

唐獅子 二基、玉立造、石、一坪二合八勺

玉垣 角豎峯付、石、一八間二合

神前燈籠 二基、春日造、石、二合八勺

なお、外に境内末社として「嚴島神社(祭神 市杵島姬命)、黒丸神社(祭神 金山彦命)、曉神社(祭神 月夜見命)、若宮神社(祭神 大名牟知命)、里吉神社(祭神不詳)がある。

【寶物・遺物】資物に木造狛犬一貫(鎌細工という)矛(双の長さ一尺五寸、柄の長さ六尺五寸、寄進者不詳)、長刀(刃の長さ一尺四寸、柄の長さ六尺五寸 越之前州兼植の銘あり、寄進者不明)、流鏑馬の弓二張がある。

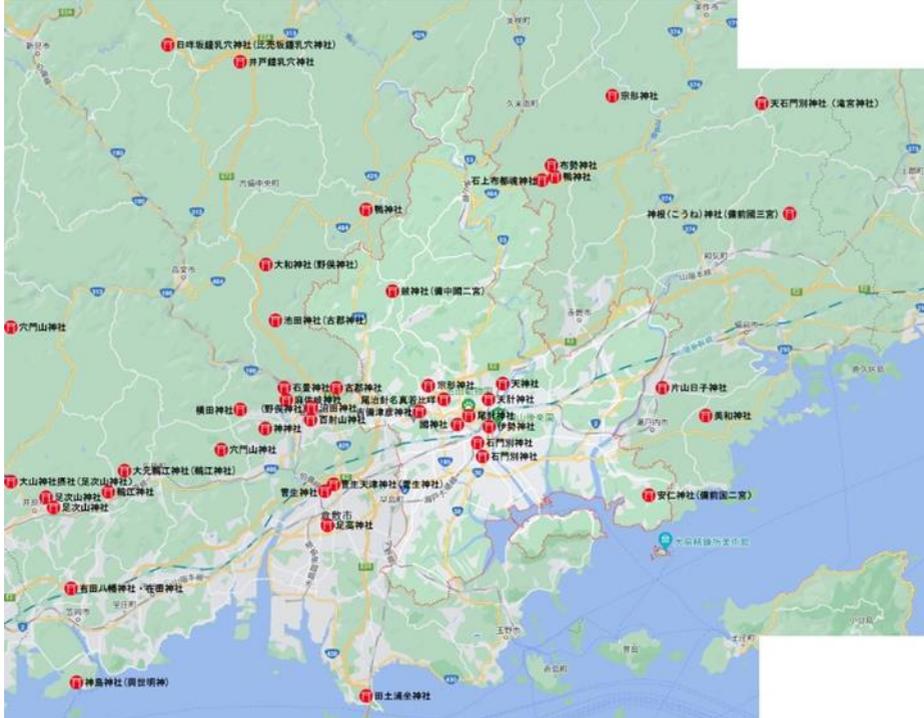
境内には「奉寄進石燈籠、享保四天八月吉日、阿部善九植、妹尾庄兵衛」、「妹尾龜三、阿部直太郎、阿部石助、氏子中」と銘のある燈籠各一對、「奉燭、弘化二丙午年四月吉日、願主奉獻、弘化二年十一月日、施主池田茂平治直道、妹尾伊右衛門兼輝」と銘のある狛犬一對がある

【付記】神宮ノ儀ハ中古神領ヲ近辺武士ニ掠メラレ、禰宜配部等或の退千或い離散セツト見エ、同区内川面村祠掌鳥越榮樹八中世當社ニ奉仕セスト雖モ命ノ苗大配部鳥越宮王吉備臣安觀ノ後ニシテ隣村本堀の古名本部村ト号セシモ後世ニテハ職業農ヲ事ト仕候(古神社書上「式内二十二社明細帳」所收)

備中国後月郡

あすはやまじんじや

# 16 足次山神社



【社名】吉田家本には「足次あしつきの山神社」、九条家本には「足次山神社」、武田家本には「足次山神社」と傍訓がある。新訂増補国史大系には「足次あすは(秘釈)山神社」の訓もみえ、『大日本史』は「足次あすきやまの山神社」と訓んでいる。当社は後記のとおり、古代の後月郡足次郷の地に鎮座するが、「足次郷」の訓は和名抄高山寺本に「安之幾」、同刊本に「安須波」とあり、『備中集成志』(宝曆参年)『備中誌』(嘉永年中)では後者の訓と同じく「足次山神社」と傍訓がある。

『岡山縣通史』(昭和五年)には「案に『足(アシツキ)』、高山寺本「ツ」を略して『アシキ』と読めども、正しくは「ア」を省きて『シツキ』(後月、又後城)と訓むべき也。此例多し。足もと後月の名にして、共に「シツキ」と訓すべし。延喜式足次山神社、又シツキ(後月)山神社なり」とある。

近世には一般に「足次大明神」または「芦次大明神」と称されていたが、明治元年に旧号に復し、「足次山神社」と改称した。しかし、氏子は一般に「足次山あしつぐさん」と称している。

【由緒】『後月郡郷社足次山神社縁起大略』(明治七年『式内二十二社明細帳』所収)には、「当社勧請年月日等明詳ナラスト云へトモ、大古の唯小キ御社ノミナリケンカン、古キ大御世ニ帝ヨリノ恐コキ勅言アリテ、此里人ノツクレル田ノ稲ヲ帝ニ貢キマツリシ時、勅使下リ給ヒテ種々ノ御田祭りノ式ナトアリテ、五穀ノ守護神ヲ祭置玉ヒケル、是足次ノ神ニマシマス。其後人家数多出来シヨリ、此郷ノ産土大神ト齋キ祭りシヨリ、足次郷

トいへり。」とあり、『後月郡誌』所収の『足次大明神縁起』には、この「足次ノ神」の鎮座地を「倉垣の里」と称していたとし、『夫木集』にみえる前中納言大江匡房の詠んだ「倉垣の里に波よる秋の田はとしなが彦の稲にそありける」とある「倉垣の里」にあたるとしている。

また「足次ノ神」は「川上ナル天神山ヤシロ谷(現後月郡芳井町天神山)」にも鎮座しており、応永年中に郷内の人々が申合せて、倉垣の足次山神社へ合祭したという伝承のあったことが、前記『後月郡郷社足次山神社縁起大略』にみえている。

神社明細書(昭和二十七年)には、創立を貞観元年(八五九)十二月、再建を寛文六年(一六六六)十一月としている。当社は明治五年十一月に郷社に列し、同四十年一月二十七日に神饌幣帛供進神社に指定されている。

【所在】井原市井原町倉掛二五番地(旧後月郡井原村倉掛、山陽線笠岡郷より十二キロメートル)に鎮座する。倉掛は古く「倉垣」と称していたという。

井原は和名抄の後月郡足郷に属していたと推定されるが、ここは高梁川の支流小田川の氾濫原に成立した谷口集落であり、江戸時代には旗本池田氏の陣屋が置かれていた。井原の発展は明治以後の機業の発達によるもので、現在の足次山神社は町並の中に鎮座している。神社の南方参〇〇メートルのところには山陽道七日市宿駅跡がある。なお、式内社足次山神社は後月郡芳井町天神山字野地の足次神社(旧村社)、井原市西江原町字足

次の足次神社(旧村社)ではないかという説もある。

芳井町天神山宇野地の足神社は、もと同地の「一ツ山」の山頂に鎮座していたと伝えられているが、これについて『備中国内外神名帳』には「吉井村東西二村ありて、すこぶる広く平坦なれば、足次郷の内なり。此二村の間に他山に離れたる一ツ山有。乱世の頃此地の正靈山城主、此一ツ山の頂に在し御社を天神山に遷して出城を建しよし、土人語伝う。よりて此一ツ山にアサ宮と云所有。」とあって、その旧跡を「アサ宮」と呼んでいたことがみえてる。

『大日本史』には式内社足次山神社について「今廢、按東西吉井村、古足次郷屬地、二村間有二山一、上有二阿佐宮地一、蓋其旧址云」としており、「一ツ山」の「アサ宮」から遷座したと伝える芳井町天神山宇野地の足神社が式内社足次山神社であるという伝承は古くからあったようである。

なお、『後月郡郷社足次山神社縁起大略』にみえる「天神山ヤシロ谷」と「アサ宮」及び足次神社の鎮座地天神山宇野地との関係は明らかでない。

井原市西江原町字足次の足次神社は「郷社(足次山神社)の前神官井原村大塚信正が寛延四年(一七五二)に書いた足吹山大明神縁起が現存するが、その内容・地名に西江原関係の名称が多く、古いわれが感じられる。」(『史談いはら五号』)として、式内社足吹山神社ではないかとされているのである。しかし、これについては

足次山神社の『神社明細書上控』（明治十二年十一月）に「応永年間、川上ナル天神山村ヤシロ谷ト云フ所ニ御座アリシ足次ノ神ヲモ郡中ノ産子等申合セテ此倉垣ノ御社ニ合セ祭レリ。又其後延宝年間、故アリテ西江原ヘモ分霊祭祀シタリト里翁ノ口碑ニ存ス」とあり、また西江原は和名抄の後月郡原郷にあたることからみても、この足次神社を式内社足次山神社に比定するのは無理があるといえる。おそらく『神社明細書上控』にあるごとく、足次山神社の分霊を勧請したものであろう。

【祭神】『式内二十二社明細帳』（明治七年）及び神社明細書（昭和二十七年）には「阿須波神」とあり、『井原史料第一集』（昭和四十八年）には「現祭神は六柱、つまり主神阿須波神、副祀の配神品陀和氣命（応神天皇）、息長帯比賣命（神功皇后）、若建吉備津彦命、大帯日子斯呂和氣天皇（景行天皇）、倉稻魂命」とある。』

特選神名牒』には「祭神阿須波神」とし、更に「今抜社伝祭神阿須波神とあるは足次山と云事の神名に近きを以て付会せしならんとも思われると、和名抄後月郡郷名に足次<sup>阿須波</sup>とみえたれば、阿須波神を祭れる事著し」としている。

また『後月郡誌』所収の『足次大明神縁起』には、「備中国後月郡足次郷井原村内倉垣里に鎮座祭る所の神二柱（神体尊号は口伝あり）」とあり、これについて『井原史料第一集』は、応永年間に足次山神社（「天神山村ヤシロ谷」に鎮座していた「足次ノ神」を合祭したという伝承のあることから、「芳井町天神山に大山祇神社あ

り、その撰社に足次山神社として天須葉神(アスハのカミ)、宇賀之御魂命の二柱を記す。口伝ありというのはこの古伝をいうのであろう」と述べているが、どうであろうか。

神社明細書によると、足山神社の境内末社には春日神社(祭神 天兒屋根命外参柱)、厳島神社(同 市杵島姫命外二柱)、恵美須神社(同 事代主神)の参社があげられている。

当社の氏子は井原市井原町一帯で、明治七年には七五戸(『式内二十二社明細帳』)、昭和参十八年には四〇〇人(『神社名鑑』)であり、現在も大差はない。

【祭祀】『式内二十二社明細帳』・『特選神名牒』には「祭日十月十五・十六日」とあるが、その後十月二十五・十六日に更された。明治四十一年からは四月参・四日を大祭としている。当社の大祭がくると、井原にも春が訪れたといわれる程、近隣町村からも人出が多く、賑やかな祭であり、かつては後月郡内の相撲大会等も行なはれていた。

十月二十五・二十六日は俗に「井原祭」と呼ばれており、足次山神社をはじめ、近隣の茨八幡神社(井原市井原町)、皇太子神社(同)、井ノ森神社(同)の四社がまず井ノ森神社へ立会ひ、神事ののち足次山神社まで御神幸が行なわれる。これについて『後月郡誌』(大正十二年)には「十月廿六日午前町内郷村社において各々神社祭式により例祭式を執行し、而て各神社神幸式を同時一行う。其次第は井森神社へ他の神社より大奉幣を捧

し、神職及当番組参集し神幸祝詞を奉し、而て茨八幡神社御免遣幣太鼓神輿大榊大奉幣(当番組持)当番組神職、次に足山神社御免遣幣太鼓幟大榊大奉幣(当番組持)当番組神職、次に皇太子神社御免遣幣太鼓大榊大奉幣(当番組持)当番組神職、次に井森神社御免遣太鼓幟神馬神輿大榊大奉幣(当番組持)当番組神職、斯の如く整列して正面鳥居を出て井の口側唐樋を小田川堤上を通り新町に出て本町中町下町倉掛を経て足山神社境内に参着、御旅所神葬式終つて各々神社へ還幸、大奉幣を鎮め奉り、祝詞を奏し、頂盃の式を行ひ例祭終る。但し神幸途次茨八幡神社大奉幣并井森神社大奉幣柳本氏宅に御駐、足山神社大奉幣井皇太子神社大奉幣羽子屋屋敷の宅に御駐謎、各々御神酒を愛し奉奮例ありき。」と、その次第を記している。

なお、戦前には足次山神社崇敬者の講組織も数多くあつて参詣者も多かつた。また、社名から起つた信仰として、社殿の軒に草履をつり下げて足が丈夫になるように祈願する風がある。

宮司は昭和三十年までは大塚氏が勤めてた。大塚氏は代々足吹山神社の神職を勤めていた家であり、その系図をあげると次のとおりである。

天正十二年 大塚甚右衛門——長右衛門——甚大夫信正——甚右衛門——丹波掾廣吉(元祿十四年吉田家より裁許浄を受く)——同廣信——越前守信吉——同信賢——同舷信——同道信——同信修——信正——信男——武信(当主)

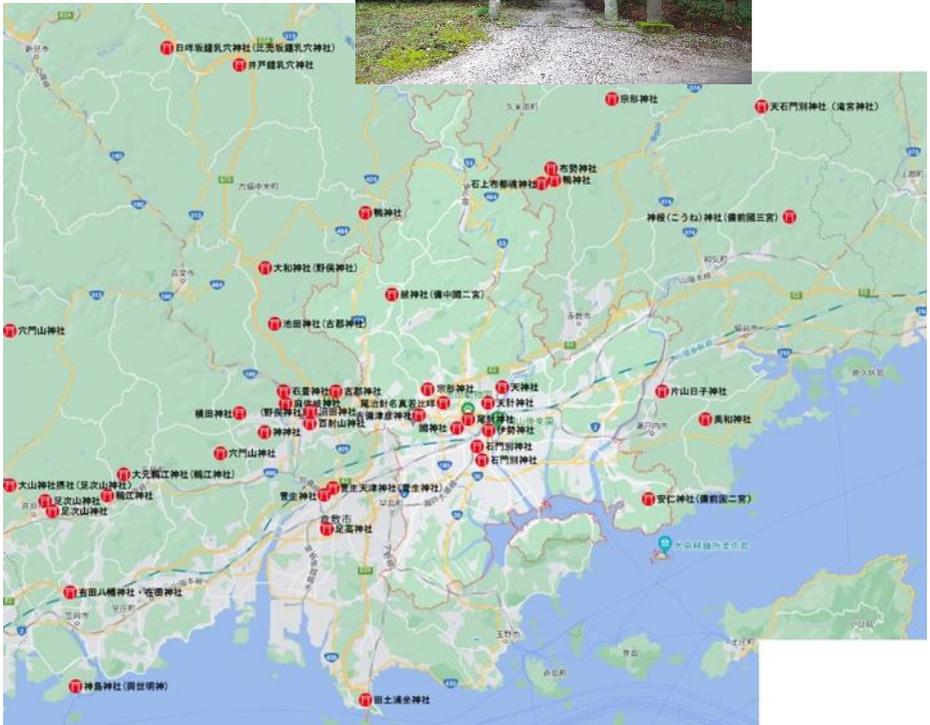
【境内地及び社殿】 境内地面積は明治七年の『式内二十二社明細帳』に「壹反」、『明治神社誌料』に「五三七坪」、昭和二十七年の神社明細書に「一、三三八坪、うち神社有地五三九坪」とある。

社殿は本殿(寛文六年建築、権現造、間口二間・奥行一間半)、釣殿(五坪)、拝殿(一五坪七合)、社務所(一八坪)となっており、境内末社春日神社がある。

【実物・遺物等】 天保十一年(一八四〇)に領主池田數馬が寄進した戸帳一連があり、池田氏の家紋である揚羽蝶を出している。

備中国窪屋郡

17 比賣坂 鍾乳穴神社  
ひめさかのいしのちちのあなじんじや



【社名】吉田家本「比賣坂」、武田本「比賣坂」と訓んでいるが、「鍾乳穴」については訓みが付けられていない和名抄には「石鍾乳」を「以之乃知」と訓んでいることから、『岡山県通史』（昭和五年）や『豊永村誌』（昭和八年）では「比賣坂鍾乳穴神社」と訓んでおり、『大日本史』では「比賣坂鍾乳穴神社」と訓んでいる。

しかし、備中地方では一般に鍾乳洞を「カナチアナ」と呼んでいるため、宝暦三年（一七五三）に備前岡山の石井了節が編纂した『備中集成志』では「比賣坂鍾乳穴神社」と訓んでいる。

当社は鎌倉時代に後述のとおり本宮山頂から現社地に移転したといわれるが、その時社名を「ヒメミヤ」と略称するようになったといい、明治初年まで「日咩宮」の文字をあてていた。このため明治五年の神仏分離後、旧社名に復活してからも「日咩坂鍾乳穴神社」を正式社号とし、これを「ヒメサカカナチアナジンジャ」と訓んでいる。なお氏は現在も当社を「ヒメミヤ」または「ヒメノミヤ」と呼んでいる。

【所在地】当社は新見市豊永赤馬六当社は新見市豊永赤馬六、三五二番地（旧阿賀郡赤馬村字本宮、姫新線美作落合より二十キロメートル）に鎮座している。赤馬は明治二十二年まで阿賀郡赤馬村と称したが、同年西隣の岡郡佐伏村・宇山村と合併し豊永村となり、更に明治三十三年阿賀郡と哲多郡が合併して阿哲郡豊永村となった。豊永村は昭和二十九年新見町等七ヶ町村と合併して新見市となり、現在に至っている。

赤馬は新見市の最も東南端に位置しており、海拔三百メートルの石灰岩のいわゆるカルスト地上に開けた村落であって、畑作が中心で水田はほとんどみられず、湧泉を中心に小集落が点在している。基地から東へ急峻な斜面を下ると、上房郡北房町の中心部の盆地に至る。

当社の氏子は赤馬と佐伏の全地域にわたっており、氏子数は明治七年に二六八戸（『式内二十二社明細

帳』）、昭和八年には三〇〇余戸（『豊永村誌』）であったが、現在は過疎化が進み二八〇戸と若干減少している。

【由緒】当社の北方一キロメートルの所にある真言宗三尾寺の縁起によると、神龜四年（七二七）に行基がこの地を訪れ三尾寺を草創し、その後大同二年（八〇七）に弘法大師が中興した際、山門の鎮守として伊弉諾伊弉冉の神を勧請し、当社の西方にあたる本宮山頂に比賣坂鍾乳穴神社として齋祀したという。本宮山中腹には日咩坂鍾乳穴と呼ばれる鍾乳洞がある。この鍾乳洞は、交通が不便なためいまだ未開発であり、一般にはほとんど知られていない。近年洞内の探険が進められ、入口から六百メートルあたりまで到達しているが、更に数百メートル奥につづいているといわれている。

三尾寺縁起にみえる当社勧請の伝承はともかくとして、おそらくこの鍾乳洞が神のある霊地として崇拝され、入口に近い山上に神社が創建されたものであろう。その山を現在本宮山と称しているのはそこがもとの地

であったためであり、伝承によると比賣坂鍾乳穴神社は鎌倉時代に本宮山頂から現社地に遷座したもので、それ以後社名を「ヒメミヤ」と略称し、「日咩宮」の文字をあてるようになったといわれる。その確証はないが、元禄十四年（一六九一）の三尾寺の『口上書』に「日咩宮大明神」、嘉永二年（一八四九）再建の石鳥居の額に「日咩宮」とあり、氏子は現在も「ヒメミヤ」または「ヒメノミヤ」と呼んであることからみて、少なくとも近世には「日咩宮」と称されていたことが知られる。たゞ、文化十二年（一八一五）建築の本殿の額には「日咩坂神社」とみえており、「日咩坂神社」と称することもあったようである。いずれにせよ、近世の日咩宮が式内社比賣坂鍾乳穴神社にあたることに異論はなく、鎌倉時代であったか否かは別として本宮山頂から遷座したことも確かであろう。本宮山頂には現在も小紀がまつられており、これを奥宮と呼んでいる。この奥宮は乳の神様として、乳の出ない女性の信仰するものが多かった。これは「乳」のつく社号と、洞内の石筍が乳房に似ているところから起った信仰であろうといわれる。

明治五年の神仏分離までの当社は、三尾寺が別当として社務をつかさどり、そのもとに神主及び若干の証人がいた。その数は元八十四年（一六九二）に十八名、慶応四年（一八六八）には十一名であった。彼らは神事をめぐって延享年間と文化・文政年間に別当三尾寺と対立し、その支配を排除せんとしているが、いずれも坐折している。神仏分離以後、これら証人のうちから神原政信が当社の祠掌に任ぜられた。神原家は享保頃から日咩宮

の社人として仕えていた家であったが、それ以後代々当社宮司を継いでいる。

当社は明治五年に村社に列せられたが、その後明治四十三年に佐伏の村社八幡神社及び無格社三十二社を合祀し、更に基本金の造成、社殿の増改築を進め、昭和五年に県社に昇格した。

神仏分離まで当社の別当であった三尾寺は、神龜四年(七二七)に行基によって創建され、大同二年(八〇七)弘法大師がこれを中興、以後真言密教の道場として栄え、坊蓮淨院以下十二坊を有していたと伝えられるが、応仁の大乱後各地に匪賊が蜂起し、山門に乱入、伽藍に放火され烏有に帰したといわれる。その後、寺勢は衰退したが、永祿二年(一五五九)丸山城(北房部)主庄勝資が本堂を再建し、天正六年(一五七八)には庫裡も建立されて復興した。慶長九年(一六〇四)には備中松山城番小堀作介から寺領十石の寄進をうけ、元祿年中に大師堂、鐘樓、仁王門(文化十一年焼失)も建立され、寛政元年(一七八九)に腕室に列せられて明治に至った。永祿二年(一五五九)建立の本堂は現在県の重要文化財、本尊千手観音、脇立不動明王・毘沙門天の三像は国の重要文化財に指定されている。

【祭神】三尾寺縁起に、弘法大師中興のみぎり砌、山門の鎮守として伊弉諾・伊弉冉の神を勧請し、比賣坂鍾乳穴神社と齋き祀ったとあり、明治七年の「式内二十二社明細帳」にも、祭神は伊弉諾伊弉冉二神とみえている。

しかし、昭和二十七年の神社明細書には祭神大己貴命、配祀菅田別命、素盞鳴尊、吉備津彦命、大玉命、倉稻

魂命、保食神、大日靈命、櫛明玉命、豊玉彦命、瓊瓊杵命とある。昭和八年編纂の『豊永村誌』にも祭神は神社明細書と同じであるところからみると、合祀と県社への昇格運動が行なわれる過程で祭神の変更があったようである。

【祭祀】当社の主要な祭は秋季例祭とお田植祭及びお籠くら焼供進祭である。当社では三月三日(元は旧暦三月午日)に氏子のなかから悠紀当番(春当ともいう)・主基当番(秋当ともいう)と呼ばれる二組の祭の当番が決められ、年間の祭の世話、供物の準備等にあたる。当番に当たると、それぞれ屋敷内の清浄な場所に仮殿を造っておんぎきのおおかみ御前大神を勧請する。御前大神とは「日咩宮の御神魂を称え奉る御神名」(『豊永村誌』)であるといい、古くは、当番に当たると、屋根替や葬式への参列及び不浄なもの(堆肥など)の持ち運び等を避けていたという。

秋季例祭は十一月十一日(元は旧暦九月二十九日)であり、当日は神輿を奉じて北房町上呼ぶお旅所まで渡御が行なわれる。「アキノミヤ」へは北房町下皆部の八幡神社(古くは同町阿口の阿口神社も渡御)も神輿を奉じて参集、両社そろって祝詞を奏上し、神事が終るとそれぞれ氏子の村々を巡って還幸する。郷または庄を単位とするこのような数社の立会祭は県下にその例が多い。おそらくアキノミヤへ立会う三社の氏子圏の地域は、かつての阿賀郡皆部郷の地域にあたるのであろう。

六月十一日(元は暦六月午日)に行なわれるお田植祭五一三暦九月二十九日)であ部の「アキノミヤ」とは、本

社での神事の後、境内(元は神楽殿)に注連縄を張り、そこを神田にみたてて行なわれる。まず、悠紀・主基両当番がそれぞれ獅子を牛にみたてて鋤をひかせ苗代をつくり、神主が舞をまい、粃まきの所作をする。次いで杉の葉を苗にみたてて苗採りの式を行ない、再び獅子をつかって代掻きをして、そのあと「お田植」と称して杉の葉をもつて田植の所作をし、その葉を前後にひかえる氏子に投げ与える。氏子は争ってこれをひろう、持ちかえって田畑に立て豊穰を祈るといふ。

お篋<sup>へら</sup>焼供進祭は主基当番が旧暦十一月十一日(元は旧暦霜月午日)、悠紀当番が翌年の旧暦十一月十一日(元は旧暦霜月午日)に行なう。お篋<sup>へら</sup>焼とは米の粉を甘酒で練り、干柿を割いて混ぜ、牛蒡の麓の上で焼いた焼餅のことであり、祭の前日当番の家で作られる。祭当日には当番がこれを背負って神社へ運び、お供えしたあと、氏子全戸へ配られる。このお篋<sup>へら</sup>焼をいただく、邪障退散・病氣平癒の靈験ありといふ。

農地改革までは北房町砦部に日咩坂鍾乳穴神社の神田凡そ一反歩があり、当番が交代で耕作して祭の費用にあてていたが、現在は当番を出した組内で費用を負担している。

【境内地と社殿】境内地の面積は二、一八三坪で杉・檜の老木とこの地方に多い赤松でおおはれている。

現在の本殿は文化十二年(一八一五)建立。間口三間奥行二間半、唐破風向拝付き入母屋造り、檜皮葺(近年銅板で葺替)であり、この種の建築様式は備中地方に多くみられ、美作・備前には少ない。棟札によると、本殿造

宮の際の本願は如意山三尾寺權大僧都法印有範、神主光遠村家坂彌右衛門、本願主は野原惣氏子中及び赤馬・西佐伏・東佐伏・上<sup>し</sup>皆部・下<sup>し</sup>皆部五ヶ村庄屋、建築にあたった大工は上皆部村双知忠八、小工は同所金兵衛及び伯州会見郡三崎村潮三次郎であった。野原は赤馬・東西両佐伏村をさす地域名である。氏子外の上・下両皆部村庄屋が本願主として名をつらねているのは当社と両村の深い関係を示すものであろう。

拝殿は明治四十二年の建築、間口四間・奥行三間四方尾垂平屋木皮葺(近年瓦で葺替)。拝殿と本殿をつなぐ釣殿は間口二間奥行二間、瓦葺。神饌殿は昭和五年に際社に指定された時建築されたもので、間口二間奥行二間、平屋木皮葺(近年銅板で葺替)神楽殿は資永四年(一七〇七)の建築で、間口六間奥行二間半、平家茅葺。幕末から明治末年にかけて伊勢・出雲参詣記念等に奉納された絵馬十数枚がある。随神門は文化十四年(一八一七)の建築、間口二間半・奥行一間。社務所は間口六間奥行二間半、明治四十二年の建築であったが、近年間口八間・奥行四間に張新築されている。他に、神輿庫、間口四間・奥行二間がある。なお、当社には宝暦九年(一七五九)に建立された鐘楼があったが、太平洋戦争で鐘を供出したため、昭和三十八年に氏子有志によって再び寄進されている。

【末社】本殿の北西隅にあすなかど明日名門神社・国司神社・荒神・木野山神社・若宮神社・忠霊社・合祀神社がある。明日名門神社は別名鬼神社ともいい、祭神は天手力雄命・素盞鳴命・豊玉彦命の三神で、本殿は三尺四方、平

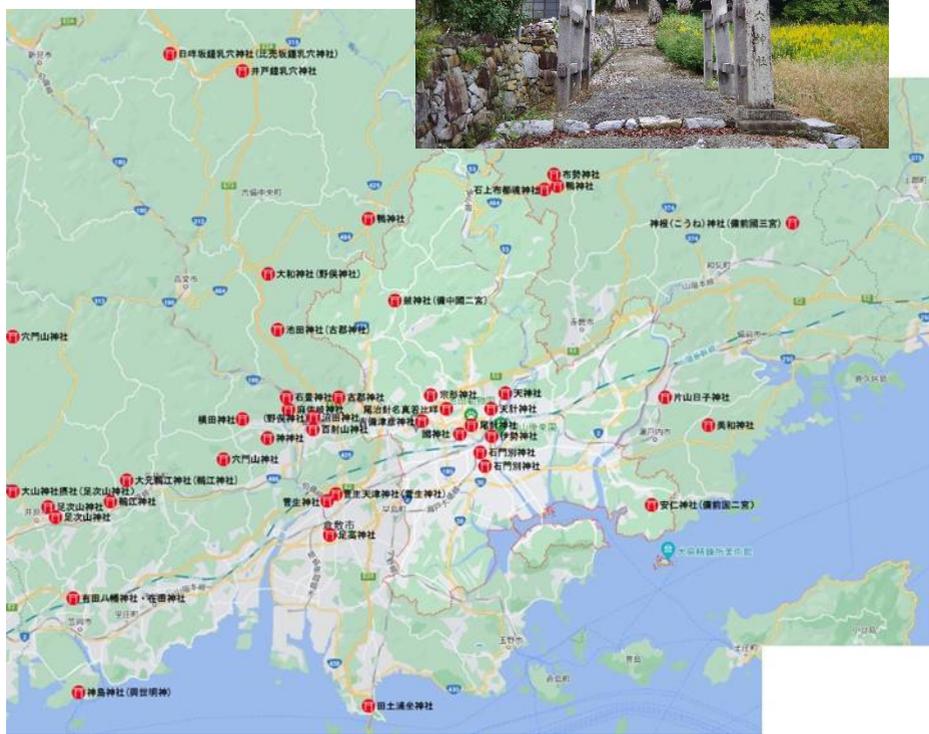
屋入母屋造り垂鉛板葺。拜殿は間口二間奥行一間、平屋妻入り木皮葺。この明日名門神社については次のような伝承がある。

昔此の地に綾磨という長者ありき。或時大己貴命来りて歛の御銚もて国土を開き給い長者に申さく。「汝宜しく此処を守護せよ。汝に譲り与へん」と。長者有り難くお請け申し、国土を守り、岩洞に大己貴命の神霊を鎮め奉れり。時に乾の方より毘邪武と云う鬼神来りて、疫病を起し、人民を苦しむ。仍よりて長者岩洞の神霊に祈願せしに、身丈高く長髪瀧の如く、眼は鏡の如き恐ろしき、勇ましき神来り、長者に宣はく。「我は手力雄の命なり。宜しく鬼神を討ち平げ、国土安隱になさん」とて直ちに鬼神を討ち亡ぼし給う。依て、鬼神討治の御威徳を以て天手力雄命を明日名門神社として祀る(『豊永村誌』)。

【遺物・宝物】参道の鳥居(石造)は享保十八年(一七三三)二月に建立されたが、上部が破損したため、嘉永二年(一八四九)閏四月に再建されている。神楽殿から拜殿に昇る石段の下にある手水鉢には享保十七年(一七三二)九月の銘があり、また拜殿前の石燈籠には「宝暦十二年六月施主野々上西村惣氏子中」の銘がある。野々上西村とは現在の佐伏にあたる。拜殿前には無銘であるが、江戸中期頃の作と推定される石造狛犬一対がある。また、未確認であるが、本殿には永禄の年号が墨書された神像があるということである。この他、当社には宝物として鏡一面(直経七寸、天下一川伊賀守藤原重永作)、刀二振(長三尺七寸五分山城大掾国重作、延宝七年八月松山城主水谷左京亮藤原勝宗献納)、長刀一振(穂長一尺四寸三分、全長七尺五寸、山城大掾源国重作、延宝六年若林八郎左衛門尉信忠寄進)がある。

備中国英賀郡

18 井戸鍾乳穴神社  
じんじゃ



【社名】吉田家本「井戸」、武田家本・九条家本は「井戸」と訓みが付けられているが、「鍾乳穴」については付けられていない。

「鍾乳穴」の訓については、和名抄に「石鍾乳 出備中国英賀郡 和名以之乃知」とあることから、『大日本史』では「井戸鍾乳穴神社」と訓み、『岡山県通史』（昭和五年）では「井戸鍾乳穴神社」と訓んでいる。

しかし、備中地方では鍾乳洞を「カナチアナ」と呼んでいるため、宝暦三年（一七五三）に備前岡山の石井了節が編纂した『備中集成志』では「井戸鍾乳穴神社」と訓んでおり、後述のとおり明治初年に阿賀郡井尾村井殿の岩山大明神を改称して復興されてからは「井戸鍾乳穴神社」と称している。

【所在地】当社は岡山県真庭市上水田八四二五（旧阿賀郡井尾村井殿、姫新線美作落合駅より十五キロメートル）に鎮座している。井殿は石灰岩のいわゆるカルスト臺地上に開けた集落であり、古代の阿賀郡水田郷のうちに属していた。水田郷は阿賀郡の東南部、旭川の支流備中川に沿ふ盆地を中心に、現在の北房町上水田・山田五名・宮地地区にあたと推定されており、井殿はその上水田の南辺の地域にあたっている。

水田郷の中心であった上水田には郡こおり神社があり、阿賀郡の郡衙が置かれていたと考えられ、また備中北部唯一の古代寺院址が確認されている。盆地をとりまく丘陵上には荒木山北塚・南塚をはじめとする中小の前方

後円墳・円墳が多数分布している。しかし、これらの遺跡と井戸鍾乳穴神社との関係は明らかでない。

近世の井殿は阿賀郡井尾村(万延年中の村高千六百四十二石六斗六升五勺)のうちに属しており、井尾村は明治九年に東隣の平田村と合併して上水田村と称した。上水田村は明治三十三年に近隣五ヶ村とともに上房郡に編入され、昭和二十八年にこれら五ヶ村が合併して北房町となった。

井殿の台地上には若干の湧泉を中心に集落が散在しており「杓の手」と呼ばれる最大の湧泉の近くに

「井殿鍾乳穴」とよばれる鍾乳洞がある。三代実録貞観元年(八五九)二月七日の項に「詔遣典藥頭從五位上

出雲朝臣岑嗣於備中国採石鍾乳」とあり、また延喜式卷三十七「諸国進年料雜役 備中国」の項に「鍾乳床六

十斥」とある。「石鍾乳(鍾乳床)」は、和名抄によると「石鍾乳、出備中国英賀郡、和名以之乃知」とあって、

阿賀郡から採取されていたことが知られるが、この採取場所については、この井殿鍾乳穴か、または新見市赤馬ひめさかの日咩坂鍾乳穴ひめさか、同市佐伏の槇の穴五一九のいずれかであろうといわれている。

【由緒】当社はもと「岩山大明神」といい、明治初年に井戸鍾乳穴神社と改称されたものであり、現在も本殿には「岩山大明神」の額が掲げられている。岩山大明神は備中の中北部に多く祀られており、婦人病に靈験ありとして信仰を集めていみたものが少なくない。そうした信仰が岩山大明神に成立した理由は明らかでないが、いずれにせよ幕末頃から流行したようである。

井殿の岩山大明神は元祿八年（一六九五）の『備中国阿賀郡井尾村御検地帳』に「井殿岡 壹町二反歩 六拾間・六拾間 岩山大明神 但し宮建有之」とあるのが初見であるが、そのような信仰があったかどうかは明らかでない。

『備中集成志』によると、井戸鍾乳穴神社は「右両社ト同村ニ社地有之ヨシ。又高山ノ西井戸ト云所ニ座トモ云フ也。難治定。水田村井殿坂トモ。」とある。両社とは日咩坂鍾乳穴神社と井戸鍾乳穴神社であり、同村とは阿賀郡野々上村であって、井戸鍾乳穴神社の所在地について野々上村、高山の西井戸、井殿坂の三ヶ所をあげている。水田村は井尾村の別称であり、井殿坂に比定したのは盆地から井殿に上る急峻な坂道があり、それを登り切ったところに井殿鍾乳穴があるため、そこに鎮座していた可能性があるとしたわけである。いずれにせよ、江戸中期には井戸鍾乳穴神社の所在地は不明であり、そのような社号をもつ神社は存在しなかったのである。

井戸鍾乳穴神社を井殿に比定したのは寛政二年（一七九〇）に柳井重法の編纂した『備中巡礼略記』が最初であり、井殿に「杓ノ手」とよばれる「泉井」と鍾乳洞があるところから、そこに比定したものであった。その後、天保六年（一八三五）の『備中国巡覽大繪図』や嘉永年中に編纂された『備中誌』もこの説に従っている。『大日本史』には「今在井尾村井戸野、曰岩山明神」とあって、同様に井殿に比定し、そこに祀られてい

た岩山大明神をこれにあてている。かくして、明治初年岩山大明神が井戸鍾乳穴神社と改称され、式内社が復活したのである。

なほ、「杓ノ手」と呼ばれている井戸(泉)は昭和三十年頃水道設備が設けられ、井殿の水源池となっている。本来、この井戸が井殿の最大の給水源であるが、そのすぐ上に水神の小祠がある以外に井戸に関する慣行はなく、直接井戸錦乳穴神社との関係を示す資料はない。井殿鍾乳穴はこの井戸の下にあって、相当の奥行をもっているが、これもまた井戸鍾乳穴神社との関係を示す資料はない。しかし、この地が古くから「井殿」と呼ばれ、井戸(泉)と鍾乳洞が存在するところからして、式内社井戸鍾乳穴神社の所在地を井殿に比定したのは自然のなりゆきであったといえよう。

当社は明治五年に村社に列せられたが、氏子数も少なく、社殿も狭小であって、日(比売)咩坂鍾乳穴神社のように昇格は実現しなかった。

当社の神職は岩山大明神と称していた江戸時代には地元の岡氏・安達氏が継いでいたが、明治初年井戸鍾乳穴神社と改称されてからは、阿賀郡五名村(現北房町五名)の天神社神主豊田正美氏が有資格者として迎えられ、以後子孫相継いで現在に至っている。

当社の氏子数は明治七年には二五二戸(『式内二十二社明細帳』)であったが、これは井尾村の村であったこ

とによるもので、上水田村成立後、他地区は氏子を退き、現在の氏子は井殿部落三〇戸となっている。

【祭祀】当社の祭日は三月二十日の祈年祭、七月二十日の夏祭(元は旧暦六月二十日)、十月二十日の秋祭(元は旧暦九月二十日)、十二月二十日の新嘗祭となっている。このうち最大の祭は十月二十日の秋祭で、「頭屋祭」と呼ばれている。

頭屋祭は、まずその年の節分にツリクジと呼ばれる方法で頭屋が決定され、頭屋に当った家では清しようじゆうど淨人と呼ばれる頭人を決めて精進潔齋させ、神事に当らせる。清淨人にはふつう少年を選び、以前は他家で飲食させず、つねに腰に「円座」と呼ぶ藁の敷物をさげて、座るときはそれを敷き、一切の不淨に近づくことを禁じた。大正頃まではこうした精進の生活を三年前の節分から続け、祭月に入ると朝夕井戸で垢離を取って神事に当たっていた。頭屋祭の準備は十月十七日の酒部屋掛け及びお餅搗つきから始まる。以下祭の順を追って記すと、十八日に注連ない・お鏡受け、十九日にオハケオロン、夜頭屋にてオリへ・供田物舞くだものまい・布舞ぬのまい、二十日には畫わく神社にてオリへ・供田物舞・四神祝詞・布舞、夜頭屋にてオハケアグ・酒部屋祭・オリへ・供田物舞・火の祭・稲の祭・稲の種蒔きの順で祭事が進められ、二十一日に働かせぎ人にんぶるまい振舞まゐと称して頭屋で祝宴があった。祭の期間中世話になった人の慰労が行なわれ、すべての行事を終了する。

この頭屋祭の詳細については、『岡山民俗』第十三号(昭和三十年)に三浦秀宥氏の調査報告があるので、ここ

では省略する。

なお、当社は氏子数も少なく神輿の渡御等は行なわれていない。

【祭神】祭神は大名持命・譽田別命・素盞鳴命の三神(昭和二十七年神社明細書)となっているが、明治七年の『式内二十二社明細書』では大名持命一柱である。これはその後八幡社(祭神 譽田別命)、疫清神社(同 素盞鳴命)が合祀されたためである。

【境内地及び社殿】井戸鍾乳穴神社は前述の井殿鍾乳穴や「杓ノ手」と呼ばれる井戸から北へ凡そ五百メートルの小高い丘の上にあり、境内地面積は明治七年には二反四畝一〇歩(『式内二十二社明細書』)であったが、昭和二十七年には五八八坪(神社明細書)となっている。

本殿は江戸末期頃の建築で間口一間・奥行一間、千鳥破風・唐破風向拝付入母屋造り、檜皮葺。

拝殿は間口三間・奥行二間、瓦葺。釣殿は間口一間奥行二間、瓦葺。

随神門は間口二間奥行一間、瓦葺。他に神庫間口一間・奥行一間半、瓦葺がある。

末社に荒神社(祭神 素盞鳴命)、海津見神社、魔王神社、五王(牛頭天王)神社があり、境内東北隅に祀られている。

【遺物等】拝殿前に「文化三丙寅歳六月吉祥日願主惣氏子中」の銘のある石燈籠一对、「天明五年六月吉日」の

銘ある手水鉢があり、参道には「八幡宮・牛頭天王御神燈 文化辰八月日 願主井殿村西組」の銘のある石燈籠があるこれは八幡宮神の合祀によって移築したものである。

末社の荒神社の社前には「奉燈三宝大荒神 文化四卯六吉日 願主氏子中」の銘のある石燈籠と「安永三年三月願主氏子中」の銘のある手水鉢がある。